

事務事業及び予算の執行実績 (令和7年度分)

静岡県富士健康福祉センター

静岡県富士保健所

静岡県富士児童相談所

静岡県富士知的障害者更生相談所

事務事業の概要	1
---------------	---

○ 概 況

1 沿 革	1
2 管内の概要	〃
3 管内図	3
4 業務分担	〃
5 組織図	4

○ 課・班別の事務又は事業の目的、計画、実績(成果)及び評価・改善

1 総務課	5
(1) 管理業務	〃
職員の健康管理・交通安全対策・会計経理事務	〃
(2) 災害対策事務	6
(3) 災害弔慰金等補助金交付事務	〃
2 福祉課	7
(1) 地域福祉対策業務	〃
民生委員・児童委員調	〃
民生委員・児童委員の活動状況調	〃
(2) 長寿社会対策業務	9
高齢者数等の調	〃
(3) 母子保健、児童福祉対策業務	12
(4) 障害児(者)保健福祉対策業務	18
(5) 精神障害者保健福祉対策	〃
3 医療健康課	26
(1) 医療関連業務	〃
診療機関状況調	29
人口10万対病床数及び医師等の数調	30
立入検査の状況調	31
立入検査結果項目別不備数・率調	32
医療従事者不足状況調	〃
(2) 健康増進対策業務	33

(3) 感染症対策・疾病対策業務	43
エイズ相談等実施状況調	〃
感染症患者発生状況調	48
特定医療費等受給者調	54
4 育成課・相談判定課(児童相談所)、相談判定課(知的障害者更生相談所)	56
(1) 児童相談の受付と処理	〃
児童相談種類別対応状況調	〃
児童相談処理状況	58
社会福祉施設要入所者調	59
児童福祉施設等在所者及び里親委託児童調	〃
(2) 児童虐待相談への対応	61
(3) 知的障害者更生相談所業務	62
知的障害者調	63
5 衛生薬務課	64
(1) 食品衛生業務	〃
(2) 生活衛生業務	65
(3) 温泉業務	66
(4) 動物愛護管理業務	〃
(5) 薬務業務	67
(6) 環境衛生業務	69
動物取扱施設立入検査状況調	71
特定動物飼養又は保管許可件数調	72
犬・猫の愛護管理状況調	73
動物をめぐる苦情・相談件数調	74
動物愛護ボランティアグループ及び動物愛護推進員人数調	75
咬傷犬事故発生状況調	76
生活・環境衛生監視指導状況調	77
食品関係営業施設の監視状況調	78
食品関係営業施設の監視状況調	80
食品等の収去検査状況調	82
食中毒発生状況調	83
薬事関係立入検査状況調	84
建築物監視指導状況調	86
6 薬事監視第1機動班	87

事業の根拠法令調	89
職員の年齢調	94
健康管理	95
職員配置調	96
歳入予算執行状況調	98
県収入証紙により徴収した使用料及び手数料調	102
過年度分収入未済額調	106
現金出納調	107
保管現金有高調	〃
預金調	〃
郵券等受払調	108
歳出予算執行状況調	110
委託料等歳出予算執行状況節別集計表	126
委託料等歳出予算執行状況節別集計表	127
委託料に関する調	128
補助金支出調	130
負担金支出調	132
公有財産調	134
事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調	〃
備品・図書調	135
主要備品調	136

事務事業の概要

○ 概 況

1 沿 革

(富士保健所)

- 昭和18年6月 富士郡吉原町今泉木綿島67に吉原保健所として開設
富士宮市及び富士郡(3町16村)を管轄 職員数7名
- 19年10月 保健所法改正による富士宮保健所新設に伴い、管轄区域が富士町、吉原町、鷹岡村の2町1村となる。
- 22年9月 新保健所法制定により、取締許可行政事務が警察から移管される。
- 41年3月 富士市津田蓮台場217に新庁舎竣工
- 11月 2市1町合併、富士市となる。
これに伴い富士保健所と改称、富士市を管轄する。
- 61年12月 現在地の富士市本市場441-1富士総合庁舎に移転
- 平成10年4月 機構改革により、富士宮保健所、東部民生事務所の一部を統合して富士健康福祉センター(富士保健所)となる。
- 17年4月 機構改革により、支所を廃止し分庁舎となる。
- 18年4月 管轄区域に富士川町が加わる。
- 22年4月 機構改革により、相談課(富士児童相談所(富士知的障害者更生相談所))が新設される。

(富士宮保健所)

- 昭和19年10月 富士宮市連雀1135番地の通信省簡易保健相談所が静岡県に移管され、同所に富士宮保健所が設置される。
- 31年10月 富士宮市豊町18の5番地に移転する。
- 58年5月 新庁舎が竣工する。
- 平成10年4月 機構改革により、富士宮保健所が廃止され、富士健康福祉センター(富士保健所)富士宮支所となる。
- 17年4月 機構改革により、富士宮支所が廃止され、富士宮分庁舎となる。
- 27年4月 機構改革により、富士宮分庁舎業務が廃止となる。
- 29年12月 富士宮分庁舎を売却。

2 管内の概要

当所管内は県東部に位置し、富士宮市、富士市の2市で構成されている。

地勢的には、北に富士山が聳え、東に愛鷹山麓が連なる一方、西には富士川が流れ、南は駿河湾に面しており、海拔0mから標高3,776mの富士山頂までの日本最大の高低差を持つ地域である。

東西に27km、南北に37kmの広さを持ち、面積は634.02km²で県土の8.2%を占めるが、富士山南西に広がる森林原野の占める割合が高いため、平野部の割合は小さくなっている。

しかし、温暖な気候や東海道に面する交通の利便性から、製紙を始めとする製造業が古くから盛んであり、製造業への従事割合では両市とも県平均を上回っている。特に富士市について見ると、浜松市、静岡市に次いで県内第3位の事業所数を有している。

また、管内人口は約36万人で県全体の10.3%を擁している。

管内住民の健康維持・増進はもとより、生活衛生の維持・向上と産業発展との均衡を図る意味からも、当所の果たす役割に期待が持たれている。

管内市町別面積・人口等

市 町 別	世帯数 (世帯)	人 口 (人)			面 積 (km ²)
		男	女	計	
富士宮市	54,062	60,449	61,303	121,752	○ 389.08
富 士 市	102,550	117,062	119,719	236,781	244.94
計	156,612	177,511	181,022	358,533	634.02

(注) 世帯数及び人口は、「県統計調査課作成 静岡県の推計人口(令和8年4月1日現在)」

面積は、国土地理院「令和7年全国都道府県市区町村別面積調(1月1日時点)」に基づき
算定(○ 富士宮市は、境界の一部が未定のため参考値)

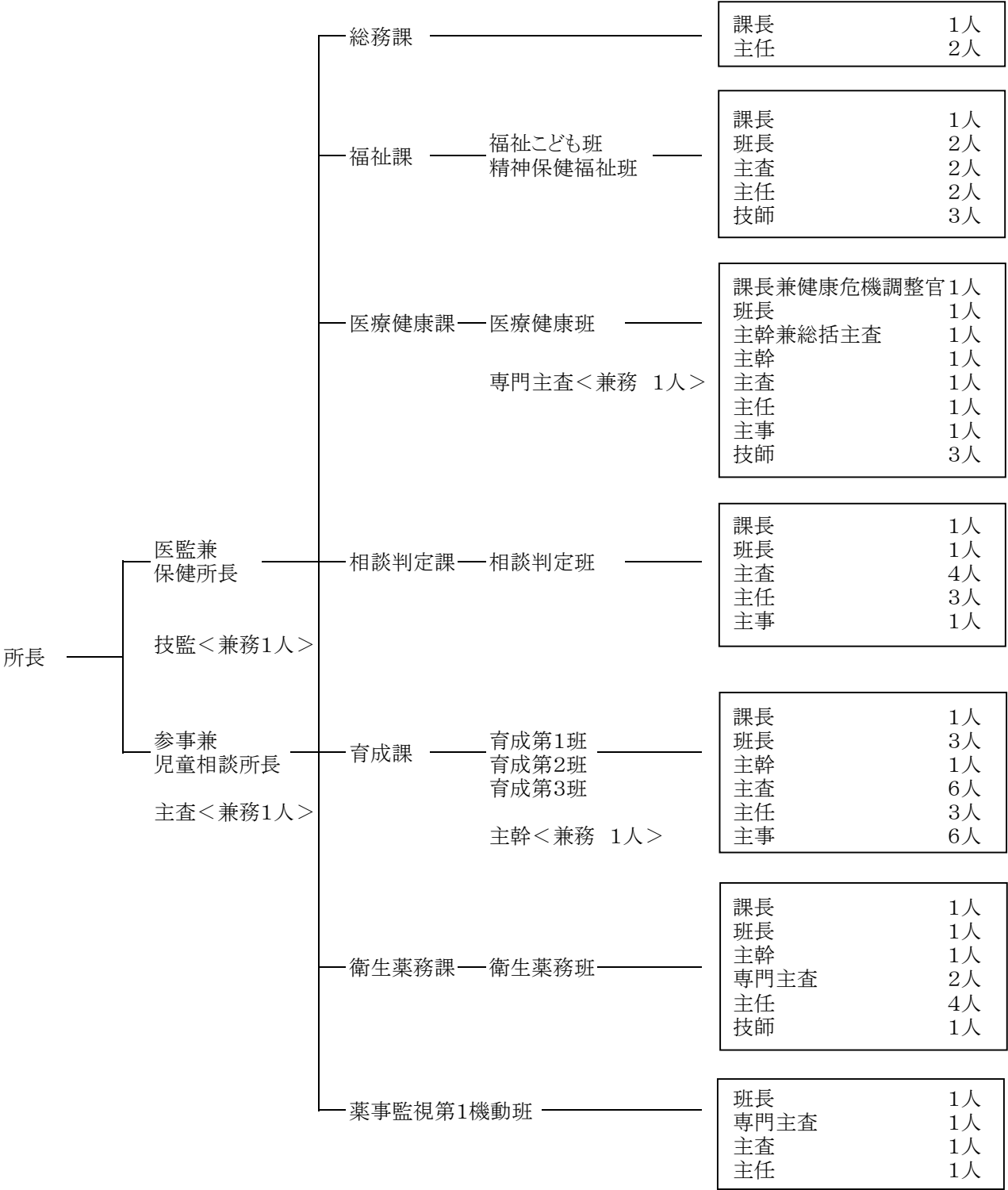
3 管内図



4 業務分担

- | | |
|-----------|---|
| 総務課 | ・ 所内調整、予算経理、災害救助に関すること。 |
| 福祉課 | ・ 地域福祉の推進に関すること。
・ 母子保健に関すること。
・ 精神保健福祉に関すること。 |
| 医療健康課 | ・ 健康づくり啓発、新型インフルエンザ・エイズ・結核・肝炎・感染症対策、難病対策に関すること。
・ 地域医療体制の整備に関すること。
・ 医療従事者免許手続、病院開設許可、病院等の立入検査に関すること。
・ 人材養成（医師・看護学生実習、臨床医師研修、地域保健福祉関係者研修等）に関すること。
・ 原爆被害者対策に関すること。 |
| 相談判定課 | ・ 児童相談所の相談受付に関すること。
・ 児童の心理検査、心理治療、家族への心理教育・助言指導に関すること。
・ 知的障害者更生相談所の療育手帳並びに判定書の作成に関すること。 |
| 育成課 | ・ 要保護児童に係る調査及びソーシャルワーク。
・ 地域の相談機関への支援に関すること。
・ 児童福祉施設、里親等の支援機関の助言指導に関すること。 |
| 衛生薬務課 | ・ 食品衛生、狂犬病予防、環境衛生営業六法、温泉法に関すること。
・ 医薬品販売業、麻薬覚せい剤、毒物劇物に関すること。 |
| 薬事監視第1機動班 | ・ 旧清水市以東の薬事監視・指導及び相談業務に関すること。 |

5 組織図



職員数 計70人
<併任1人を含む>
<兼務4人を除く>

(その他会計年度任用職員等)

職 名	人数
会計年度任用職員	10 人

○ 課・班別の事務又は事業の目的、計画、実績（成果）及び評価・改善

1 総務課

(1) 管理業務

ア 目的

職員が目的意識を持ち、事業の計画的かつ効率的な遂行ができるよう、所内の連携協力体制を強化する。

職場の安全管理、職員の健康管理に努め、職員が快適に仕事に取り組めることを目指す。

イ 実績

(ア) 組織運営

毎月開催する課長・班長会議等を通じて、所内における連絡調整・情報共有を行い、効果・効率的な運営体制づくりに努めるとともに、人事に関する事務を行った。

(イ) 職員の資質向上

所掌事務の多様化と業務内容の複雑化に対応するため、国、県等が実施する研修会、講習会等に積極的に参加させ、職務上必要な専門知識の習得と実務処理能力の向上に努めている。

(ウ) 職員の健康管理

毎年の定期健康診断の受診はもとより、業務により受診が必要な特別健康診断の積極的な受診を勧奨し、健康保持と疾病の早期発見に努め、異常が発見された職員には、速やかな受診を促している。

また、年次有給休暇や夏季休暇の計画的な取得を促進するとともに、毎週水曜日及びワーク・ライフ・バランス推進デーの定時退庁日の周知徹底や、毎月の課長・班長会議で時間外勤務の状況を共有し、特定の個人に業務が集中しないよう事務分掌の見直しをする等、時間外勤務の縮減に努めている。

(エ) 交通安全対策

毎月の課長・班長会議等を通じて、職員へ交通安全について注意喚起し、交通安全意識の向上を図っており、公用車出張時の声掛け、交通事故に関する研修の受講への参加など、所内全体で、交通事故・交通違反防止に積極的に取り組んでいる。

(オ) 会計・経理事務

会計・経理及び物品等の取扱いについては、事業の円滑な推進を図るため、迅速かつ正確に処理し、事務の効率的執行に努めている。

出納局主催の研修会に積極的に参加し、会計・経理・物品事務の知識の習得に努めている。

(カ) 職員の服務規律の徹底

職員のコンプライアンス意識の徹底を図るため、毎月の課長・班長会議やメール等に

より、繰り返し注意喚起と意識啓発を行い、コンプライアンス意見交換会、若手職員等意見交換会、個別面談等を実施して、不適切な事務処理根絶と風通しのよい職場づくりに努めている。

ウ 評価・改善

所管する業務を円滑に遂行するため、定例で課長・班長会議を開催し、各課・班の連絡を密にすることで業務における共通認識を醸成し、必要な協力体制を取るなど、事業の計画的かつ効率的な運営に努めている。

また、行政事務の適正化等の業務遂行上の留意事項、服務規律の厳守、綱紀の厳正保持、交通事故防止等についても周知・徹底を図っている。

(2) 災害対策事務

ア 目的

地震等の災害発生時に、医療、福祉関係において、迅速かつ的確に対応できる体制づくりを目指す。

イ 実績

災害時における職員の動員、業務分担、時系列に沿った事務分掌等をまとめた災害対策マニュアルを随時見直し、災害時に迅速・的確に対応できるよう、令和7年8月に総合防災訓練、同年7月、10月の健康福祉部防災訓練、令和8年1月には、地震対策オペレーション2026（大規模図上訓練）に取り組んだ。

ウ 評価・改善

各種訓練や災害時におけるイメージトレーニングを重ねることで、災害時における各自の役割を認識し、災害対策マニュアルを改善して災害への対応力の向上に努めている。

(3) 災害弔慰金等補助金交付事務

ア 目的

災害により死亡した者の遺族に災害弔慰金及び障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する市に対して補助金を交付する。

イ 実績

なし

ウ 評価・改善

災害発生時には速やかに交付できるよう、訓練を通して管内各市と連携を図っていく。

2 福祉課

(1) 地域福祉対策業務

圏域の保健・医療・福祉に関する施策が、地域の実情に応じて総合的に推進されるよう市及び関係機関との連携強化と支援の充実を図っている。

ア 民生委員・児童委員活動の推進

(ア) 目 的

民生委員・児童委員及び主任児童委員の委嘱・解嘱事務を行うとともに、活動に要する経費を助成して活動の充実強化を図り、地域福祉の向上に資する。

(イ) 実績（成果）

民生委員法の規定に基づき、民生委員推薦会委員報酬、地区民協活動費等、民生委員法第26条による負担金を交付した。

（令和7年度）

交付先	負担金額(円)
富士宮市	18,932,220
富 士 市	34,707,280
計	53,639,500

(ウ) 評価・改善

民生委員・児童委員の適正配置と地域における活動の促進、資質の向上が図られたことにより、地域福祉の推進に寄与した。新型コロナウイルス感染症の影響前に戻りつつある。

民生委員・児童委員調

（令和8年3月31日現在）

区分 市町別	定 数	現 員			1人1か月平均 取扱件数
		男	女	計	
富士宮市	254人	113人	138人	251人	12.11
富士市	443人	163人	256人	419人	12.26
計	697人	276人	394人	670人	12.21

民生委員・児童委員の活動状況調

（令和7年度）（単位：件）

1 内容別相談・支援件数			分野別相談・支援件数		
区 分	件 数	1委員当り	区 分	件 数	1委員当り
在 宅 福 祉	685	1.02	高齢者に 関すること	5,481	8.18
介 護 保 険	406	0.61			
健康・保健医療	620	0.93			
子育て・母子保健	282	0.42			

子どもの地域生活	899	1.34	障害者に関すること	793	1.18
子どもの教育・学校生活	769	1.15			
生活費	325	0.49			
年金・保険	38	0.06	子どもに関すること	2,074	3.1
仕事	92	0.14			
家族関係	346	0.52			
住居	244	0.36	その他	2,084	3.11
生活環境	880	1.31			
日常的な支援	2,171	3.24			
その他	2,675	3.99	計	10,432	15.57
計(1)	10,432	15.57			

2 その他の 活動件数	活動区分	件数	1委員当り
	調査・実態把握	14,739	22
	行事・事業・会議への参加協力	18,397	27.46
	地域福祉活動・自主活動	29,465	43.98
	民児協運営・研修	23,669	35.33
	証明事務	1,288	1.92
	要保護児童の発見の通告・仲介	148	0.22
	計(2)	87,706	130.9

3 相談・支援・調査のため	区分	件数	1委員当り
	相談・支援及び活動件数 (1) + (2)	98,138	146.47
	前年同期	97,124	144.96
	活動日数	89,870	134.13
	訪問回数	81,293	121.33
	連絡調整回数	68,383	102.06

イ 避難行動要支援者の避難支援

(ア) 目的

「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づく、避難行動要支援者名簿の作成等に取り組むことができるよう管内市を支援する。

(イ) 実績(成果)

災害救助法・要配慮者等に係る意見交換会	開催日	令和7年6月19日(水)、23日(月)
	出席者	県及び熱海・御殿場・富士健康福祉センター管内市町の担当職員(福祉・防災部局)
	場所	東部総合庁舎

	内 容	・ 県立大学短期大学部 江原 准教授による講演 「個別避難計画策定の過程を通した誰一人取り残さない地域作り」 ・ 県土木防災課、砂防課講義 「要配慮者利用施設の避難確保計画の策定について」 ・ 意見交換会
災害時の要配慮者支援に係る市町のフォローアップ会議	開催日	令和8年2月27日（金）
	出席者	富士市：福祉総務課、防災危機管理課 富士宮市：福祉企画課、危機管理局
	場 所	富士健康福祉センター
	内 容	富士市及び富士宮市において、以下の内容についてヒアリングを実施した。 ・ 実災害時の個別避難計画や福祉避難所活用状況 ・ 個別避難計画策定率向上の取組 ・ 優先度の検討状況 ・ 今年度下期及び来年度（令和8年度）の取組予定 合同会議（福祉総務課、高齢者支援課、介護保険課）

（ウ）評価・改善

避難行動要支援者の個別支援計画策定の進捗状況等を確認した。両市とも積極的に個別避難計画数を増やす取組を行っており、成果が期待でき順調な進捗を確認できた。引き続き管内市の取組を支援していく。

（2）長寿社会対策業務

令和7年4月1日現在、管内の65歳以上の高齢者は110,805人（総人口に占める割合は29.8%）である。

このような状況の中、「いきいき長寿社会」の実現に向け、「ふじのくに長寿社会安心プラン」の着実な推進を目指すとともに、介護予防・生活支援など高齢者が安心して生活できる環境整備の推進に努めている。

高 齢 者 数 等 の 調 査（令和7年4月1日現在）

区 分 市 町 別		総人口 (人)	高 齢 者 数				老 人 ク ラ ブ		
			60才以上 65才未満	65才以上	計	総人口に 対する 65才以上 の人口比 (%)	クラブ 数	加入者 数 (人)	加入率 (%)
			(人)	(人)	(人)				
富士宮市	R5年度	128,706	7,813	39,182	46,995	30.4	48	2,052	4.4
	R6年度	127,558	7,779	39,244	47,023	30.8	45	1,863	4.0
	R7年度	126,348	7,779	39,267	47,046	31.1	44	1,844	3.9
富 士 市	R5年度	248,368	15,461	71,176	86,637	28.7	65	2,476	2.9
	R6年度	247,121	15,649	71,413	87,062	28.9	58	2,153	2.5

	R7年度	245,514	15,958	71,538	87,496	29.1	56	2,991	2.3
計	R5年度	377,074	23,274	110,358	133,632	29.3	113	4,528	3.4
	R6年度	374,679	23,428	110,657	134,085	29.5	103	4,016	3.0
	R7年度	371,862	23,737	110,805	134,542	29.8	100	3,835	2.9

ア 老人の日記念事業

(ア) 目 的

「老人の日・老人週間」に際し、百歳該当者に内閣総理大臣並びに県知事の寿詞及び祝品を贈呈し、その長寿を祝う。

(イ) 実績（成果） (令和7年度)

市町名	祝百歳	百歳以上
富士宮市	49人	103人
富 士 市	81人	164人
計	130人	267人

(注) 「祝百歳」は当該年度中に百歳を迎える者が対象

「百歳以上」は令和7年9月1日現在の満百歳以上長寿者

(ウ) 評価・改善

多年に渡り社会の発展に寄与してきた高齢者を敬愛し、その長寿を祝うことにより高齢者の励みや生きがいにつなげることができた。

なお、事前に受領方法を確認し、6名は訪問し贈呈、それ以外は郵送で贈呈した。

イ 地域リハビリテーション強化推進事業

(ア) 目 的

高齢者等が住み慣れた地域で一生安全にいきいきとした生活が送れるよう、それぞれの状態に応じた適切なリハビリテーションを提供するため、地域リハビリテーション広域支援センターと地域リハビリテーション支援センターを指定し、地域のリハビリテーション支援体制の整備を図る。

(イ) 実績（成果）

a 広域支援センター等の指定状況 (令和8年3月31日現在)

地域リハビリテーション 広域支援センター		地域リハビリテーション 支援センター	
医療機関名	指定年月日	医療機関名	指定年月日
医療法人社団紫苑会 富士いきいき病院	平成20年4月1日	医療法人財団百葉の会 湖山リハビリテーション病院	平成15年10月8日
		医療法人社団英志会 富士整形外科病院	平成15年10月8日
		医療法人社団喜生会 新富士病院	平成15年10月8日
		医療法人社団富士恵仁会 フジヤマ病院	平成20年4月1日

b 事業内容（広域支援センターに業務委託）（令和7年度）

内 容	回 数 等
リハビリテーションの活用に係る多職種連携	13回
介護サービスにおけるリハビリテーションの視点導入促進	46回
障害者や児童など高齢者以外の分野に関するリハビリテーションの推進	5回
地域の関係機関からなる連絡協議会の設置・運営	2回
リハビリテーション専門職の派遣調整	69回
合 計	135回

（ウ）評価・改善

リハビリテーションの活用や理解促進を目的とした多職種連携会議やリハビリテーションの視点を、介護サービスに導入するための研修等の開催、高齢者以外の分野に対するリハビリテーションの推進等に加えて、令和2年度からリハビリテーション専門職の派遣調整を実施し、リハビリテーション提供体制の強化を図っている。

ウ 富士圏域地域包括ケア推進ネットワーク会議

（ア）目 的

地域包括ケアシステムの構築を実現するため、医療・介護を始めとする専門職の連携を強化し、市における地域包括ケア推進体制づくりを支援する。

（イ）実績（成果）

開催日	会場	協議内容	出席委員数
第 1 回 令和7年9月10日(水)	富士 総合庁舎	・在宅医療・介護連携について ・介護保険施設等と医療機関との連携	16人
第 2 回 令和8年2月4日(水)	富士 総合庁舎	・認知症施策について	16人

（ウ）評価・改善

令和5年度末に策定した「第10次 静岡県長寿社会保健福祉計画」の4本柱の2つ「在宅医療・介護連携」と「認知症施策」について、意見交換を実施した。

また、令和6年度制度改正により、介護保険施設等と協力医療機関の連携が義務づけられたため、富士圏域の状況説明と意見交換を実施した。

エ 在宅復帰支援体制強化事業

（ア）入退院支援ガイドライン「富士圏域医療と介護の情報連携の手引き」の活用

a 目 的

入院患者とその家族が安心して在宅療養を選択できるよう、円滑な退院調整について地域ごとのルールをまとめた入退院支援ガイドライン「富士圏域医療と介護の情報連携の手引き」の活用を図る。

b 実績（成果）

年度	内容
令和元年度	入退院支援ガイドライン「富士圏域医療と介護の情報連携の手引き」策定し、関係機関に配布
令和6年度	改訂版を作成し、関係機関に配布。市主催の会議等で周知
令和7年度	ホームページへの掲載、関連事業の会議等で周知

c 評価・改善

入退院支援ガイドラインのホームページ掲載や会議での趣旨説明により周知を図った。今後も関係機関に周知・啓発を行い、円滑な退院調整が行われるよう活用を図る。

(3) 母子保健、児童福祉対策業務

質の高い母子保健・児童福祉サービスを展開するため、妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施する市に対し、必要な助言や調整を行うとともに、子育て家庭の経済的な負担軽減、慢性疾患児等に対する相談や療育支援の充実を図った。

ア 広域的母子保健フォローアップ支援事業

(ア) 母子保健・児童福祉担当者業務連絡会

a 目的

気になる妊産婦や母子が、地域で安定した日常生活を送れるよう、母子保健・児童福祉機関の関係者が連携し、妊娠・出産に係る切れ目のない支援体制を築くため、関係者連絡会議を開催する。

b 実績（成果）

開催日	会場	対象及び参加人数	内容
令和7年 5月29日 (木)	富士 総合庁舎	管内市の母子保健・児童福祉担当者 富士健康福祉センター担当者 県こども未来課担当者 計 19人	説明 ・令和7年度事業計画について ・静岡県1歳6か月児・3歳児健康診査マニュアル第2版について 意見交換 ・5歳児健診について ・こども家庭センターについて ・父親支援について ・ヤングケアラーへの取組について ・プレコンセプションケアについて ・要支援世帯への地域住民の見守り支援について ・母子手帳交付時の配布物について

c 評価・改善

県や管内市の母子保健・児童福祉について情報交換ができる機会として評価を得ているため、今後も継続して実施する。

(イ) 母子保健関係職員等研修会

a 目的

母子保健関係者に対して母子保健に関する理念を踏まえた、幅広い分野の研修等を実施するとともに、市が実施する母子保健関係事業に対して広域的・専門的な観点から支援を行うことにより、母性及び乳幼児の健康の保持及び増進を図る。

b 実績（成果）

開催日	会場	対象及び参加人数	内容
令和7年 12月17日 (水)	富士 総合庁舎	管内市母子保健・児童 福祉担当者 富士健康福祉センター 担当者 県こども未来課担当者 計 25人	・講義 「地域における父親への育児支援に ついて ー育児休業取得率増加の時代に父 親への育児支援を考えるー」 講師 帝京科学大学医療科学部 看護学科 教授 □□□□氏 ・グループワーク
令和8年 1月19日 (月)	富士 総合庁舎	管内市母子保健・児童 福祉担当者 富士健康福祉センター 担当者 県こども未来課担当者 計 28人	・講義 「母子保健・児童福祉の役割とアセ スメントの視点について ～『暮らしの混沌』から親子のし んどさを読み解く～」 講師 武蔵野大学看護学部 看護学科 准教授 □□□□氏 ・グループワーク

c 評価・改善

管内市母子保健・児童福祉担当者や医療機関従事者を対象に、支援者間の共通理解の促進や支援技術の向上を目的とした研修会を実施している。令和7年度は、市担当者から研修テーマとして「父親支援」と「母子保健のアセスメント視点」の2テーマが要望で挙がり、それぞれをテーマとした研修会を開催した。

今後も管内担当者と情報共有し、ニーズに応じた研修会を開催するなど、圏域全体を支援していく。

(ウ) ハイリスク家庭フォローアップ連絡会議（東部地域5健康福祉センター共催）

a 目的

長期に医療や発達フォロー、家族への支援が必要な未熟児に対して、医療機関、保健機関の関係者が連携し、適切な支援を行う体制を整備する。

b 実績（成果）

地域の支援体制が変化し、圏域により課題等も異なっていることから、令和7年度は本会議のあり方を検討するため、東部5健康福祉センター管内20市町及び7医療機関を対象にヒアリングを実施した。

（ヒアリング結果の一部抜粋）

内容	回答	
「会議後、業務の中で役立つことがあった」と回答した機関数	市 町	19か所（95.0%）
	医療機関	3か所（42.9%）
「当会議の開催頻度が変わることで困ること、懸念されることはない」と回答した機関数	市 町	19か所（95.0%）
	医療機関	3か所（42.9%）

ヒアリング結果を受け、今後は毎年の実施とはせず、年度当初に各圏域で関係機関にテーマを聴取する機会を持ち、東部地域全体で共通したテーマがある場合に開催することになった。

c 評価・改善

令和7年度は、東部5健康福祉センター管内の関係機関を対象にヒアリングを実施し、その結果を踏まえ本会議のあり方を検討した。

検討の結果、本会議は不定期での開催となったが、今後も管内の関係機関のニーズ把握に努めるとともに、長期に医療や養育に対する支援を必要とするハイリスク児やその家族等への地域での継続的な支援が図られるよう、地域課題に応じて別事業も含め対応していく。

(エ) 富士圏域妊産婦及び母子支援ネットワーク

a 目 的

生後間もないこどもの虐待事例の増加に鑑み、特定妊婦等気になる妊産婦や母子を早期に発見して支援し、安心して出産・育児ができるよう、医療機関と保健・福祉機関の関係者が連携し、妊娠・出産・育児期にかかる切れ目のない支援体制を構築する。

b 実績（成果）

開催日	会場	対象及び参加人数	内容
令和8年 2月9日 (月)	富士 総合庁舎	管内市母子保健・児童福祉担当者 管内公立病院産科職員 富士健康福祉センター担当者 県こども未来課担当者 計 16人	富士圏域妊産婦及び母子 支援ネットワーク業務連 絡会
令和8年 2月24日 (火)	富士 総合庁舎	管内産科、小児科、精神科医師富 士地区助産師会長 管内公立病院産科職員 管内市母子保健・児童福祉担当者 富士健康福祉センター担当者 県こども未来課担当者 計 26人	富士圏域妊産婦及び母子 支援ネットワーク会議

c 評価・改善

令和7年度は連絡票運用実績の様式を見直し、事業の分析・評価を進める方針を固めるとともに、各診療科への周知活動について検討した。

妊産婦や母子への支援については、市の母子保健事業の拡充により体制整備が進められているが、今後も妊産婦や母子を切れ目なく支援できるよう、医療機関と行政の関係者の連携によるネットワーク体制を強化していく。

イ 生涯を通じた女性の健康支援事業

(ア) 思春期保健講座

a 目 的

女性がライフスタイルに応じて適切な自己管理を行うことができるよう、中・高校生を対象に、妊娠・出産のみならず女性特有の悩みや生活のしづらさの解決に資する健康教室を開催し、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図る。

b 実績（成果）

開催日	会 場	対 象 (参加人数)	内 容	講 師
令和 7 年 10月 6 日 (月)	富 士 市 立 高 校	1 年 生 (249人)	予期せぬ妊娠や性感 染症の予防について	保健師 2 人 (福祉課)
令和 7 年 11月 6 日 (木)	静 岡 県 立 吉 原工業高校	1 年 生 (155人)	予期せぬ妊娠や性感 染症の予防について	保 健 師 3 人 (福 祉課 2 人、医療 健康課 1 人)

c 評価・改善

事前に養護教諭との打合せ、学校の状況の確認等を行った上で、ニーズに合わせた講座を実施した。

予期せぬ妊娠や性感染症を防ぐために、思春期世代で正しい知識を獲得することが重要であることから、今後も取組を継続していく。

(イ) 思春期保健研修会

a 目 的

思春期世代の多様化・複雑化するニーズに対応するため、管内の思春期保健分野の支援者同士が繋がる機会を設け、関係機関の連携強化と支援技術の向上を図る。

b 実績（成果）

開催日	会場	内 容	参加者	人数
令和 8 年 1 月14日 (水)	富士総合庁舎	○演題 「包括的性教育・プレコン セプションケア」 ○講師 順天堂大学保健看護学部看 護学科母性看護学領域 教授 □□□□ 氏	各市教委学校教育課 及び管内の小中高等 学校の担当職員、医 療機関職員、母子保 健及び児童福祉担当 職員 等	46人

c 評価・改善

今後も管内の思春期保健分野で活躍する支援者を講師に呼ぶことで、支援者同士が繋がり、より充実した支援を実施できるような地域づくりを目指す。

(ウ) 特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等支援

a 目 的

思いがけない妊娠により悩む女性が、何らかの事情により医療機関に未受診のまま出産に至る状況を防止するため、産科受診等を支援する。

産科受診支援では、面接相談、医療機関への同行支援、関係機関との連絡調整を実施する。また、経済困窮等を理由に初回受診費用の自己負担が困難な女性に対しては、初回産科受診料支援として費用の助成を行う。

b 実績（成果）

年度	産科受診支援	初回産科受診料支援
令和 5 年度	1 人	あり
令和 6 年度	2 人	—
令和 7 年度	1 人	あり

c 評価・改善

産科医療機関、市母子保健担当部局、児童福祉担当部局、児童相談所等、関係機関との連携が円滑に行われ、適切な対応がされている。

経済困窮等を理由に初回産科受診料支援を行うこともあるが、思いがけない妊娠によりパートナーや家族に相談することができずに悩み、関係機関の調整の支援を必要としている事例もあった。

対象者自身や関係機関から相談等があった場合には、速やかに適切な機関につなぐことや情報共有を図ることが重要なことから、関係機関の連携強化を図っていく。

ウ 不妊治療費（先進医療）助成事業

（ア）目 的

不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療のうち保険診療の生殖補助医療と併用して先進医療を実施した夫婦に対し、補助金を交付する。

（イ）実績（成果）

a 申請件数

区分	富士宮市	富士市	合 計
令和 7 年度	39件	118件	157件

（ウ）評価・改善

生殖医療に先進医療を併用することにより妊娠率の向上が見込まれるが、先進医療は全額自己負担となっていることから、費用助成により対象者の経済的負担の軽減が図られている。今後も対象者の経済的負担が軽減されるよう、制度の周知を図る。

エ 小児医療給付

（ア）目 的

小児慢性疾病のうち特定のものは、その治療が長期にわたり医療費負担が高額となるため、医療費給付を行い経済的負担の軽減を図る。

（イ）実績（成果）

○小児慢性特定疾病医療費給付状況（令和 7 年度）（単位：件）

区 分	富士宮市	富士市	合 計
悪性新生物	15	30	45
慢性腎疾患	2	16	18
慢性呼吸器疾患	5	7	12
慢性心疾患	22	32	54
内分泌疾患	19	23	42
膠原病	1	2	3
糖尿病	9	9	18
先天性代謝異常	1	2	3
血液疾患	—	4	4
免疫疾患	1	3	4
神経・筋疾患	9	31	40

慢性消化器疾患	1	10	11
染色体又は遺伝子に 変化を伴う症候群	—	8	8
皮膚疾患	1	—	1
骨系統疾患	1	7	8
脈管系疾患	—	2	2
合 計	87	186	273

(ウ) 評価・改善

医療費負担が高額な小児慢性特定疾病に対する医療費給付を行い、子育て家庭の経済的負担の軽減を図った。

オ 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

(ア) 目 的

慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の事業を行う。

(イ) 実績（成果）

○療育相談指導

(令和7年度) (単位：件)

実件数	新規者の受付経路			医療受給者証 所持者数
	市町	医療機関	その他	
230	0	230	0	230

実件数 (延件 数)	延 件 数 の 内 訳									
	申請等 の相談	医療	家庭 看護	福祉 制度	就学	食事 栄養	歯科 保健	精神 支援	その他	計
230 (253)	253	0	0	0	0	0	0	0	0	253

○巡回相談指導

(令和7年度) (単位：件)

実件数	延件数	(延件数内訳)			
		電話	訪問	関係機関との調整	
				市	その他
1	14	2	2	6	4

○その他の自立支援事業(東部地域5健康福祉センター共催)

開催日	会場	対象及び参加人数	内容
令和7年 9月6日 (土)	東部 総合庁舎	小児慢性特定疾病医療 給者とその家族、 支援者、家族会員等 計 14人	・講演 「大人になるにあたってのサポート ～病気と付き合いながらの進学・ 就職～」 講師 静岡県立こども病院自立支援医療 コーディネーター（静岡県小慢自 立支援員） □□□□氏 ・交流会 先輩当事者（悪性新生物、消化器 疾患、心疾患）による経験談の講 演、交流

(ウ) 評価・改善

療育相談指導では、小児慢性特定疾病児童のうち常時人工呼吸器装着を装着している児とその家族に対し、災害対策について電話や訪問による療育相談指導を行い、市や訪問看護ステーション、医療的ケア児等コーディネーター等の関係機関と連絡調整を行った。

その他の自立支援事業では、東部地域5保健所で共催し、関係団体や自立支援員と協働し、講演会・交流会等を実施することができた。

今後も小児慢性特定疾病児童等及びその家族が、慢性疾病を抱えていても安心して地域で暮らせるよう、関係機関と連携し、療育相談指導や交流会等を実施する。

(4) 障害児（者）保健福祉対策業務

「ふじのくに障害者しあわせプラン(第7期静岡県障害福祉計画・第3期静岡県障害児福祉計画)」に基づき、障害のある人が住み慣れた地域で豊かに安心して暮らすことができる「魅力ある“ふじのくに”の実現」に向け、施策に取り組んでいる。

ア 障害者福祉推進事業

(ア) 目 的

「障害者の完全参加と平等」を実現するため、啓発活動を通して障害者に対する県民の理解を図る。

(イ) 実績(成果)

「障害者週間」に障害のある人とともに、明るい社会づくりを推進するために、令和7年12月3日(水)にJR富士宮駅で、県、市、障害関係施設職員による街頭キャンペーンを実施した。

(ウ) 評価・改善

街頭キャンペーンで障害者が製作した「ふじのくに福産品」を配布し、共生社会の実現を啓発をすることができた。

(5) 精神障害者保健福祉対策

精神保健福祉相談、訪問指導などを実施し、精神障害に関する疾病の早期発見・早期治療・再発予防及び、精神障害者が適切な医療的ケアを受けられるよう努めている。

また、当事者を抱える家族や一般県民に対して精神保健福祉普及啓発講座を実施し、精神障害に対する正しい知識の普及啓発を行っている。

ア 精神保健福祉法に基づく保護申請状況

(ア) 目的

法に基づく通報や保護申請に対して調査を実施し、精神保健指定医による措置入院診察の要否を決定する。

- ・一般人からの申請（法第22条）
- ・警察官、矯正施設の長等からの通報（法第23条～第26条）
- ・精神科病院の管理者の届出（法第26条の2）
- ・通報や申請等がない場合であっても自傷他害のおそれがあることが明らかな者については、精神保健指定医による診察をさせることができる。（法第27条第2項）

(イ) 実績（成果）

区 分	通報等件数				診察を受けた件数及び調査の結果診察を却下した件数			
	申請	通報	届出・その他	計	要措置	措置不要	却下	計
令和6年度	0件	74件	0件	74件	8件	10件	56件	74件
令和7年度	0件	71件	0件	71件	11件	6件	54件	71件

※ 緊急措置入院後の本診察で措置不要となった場合は、措置不要に算入。

(ウ) 評価・改善

通報件数は前年度より3件減の71件であり、措置入院件数は前年度より3件増の11件であった。通報後速やかに調査に着手し、適切に処理をした。緊急措置入院後の措置診察については、法定期間内に実施することができた。診察には必ず保健所職員が立会い、必要な措置を行うとともに、患者の人権に対して十分配慮の上、実施している。

また、夜間、休日の緊急通報に対しては、東部4保健所（熱海、東部、御殿場、富士）で輪番により実施しており、当所では27件（うち26件は他保健所管轄）に対応し、警察や医療機関等と連携を図りながら、適切かつ安全に医療保護を行うことができた。

イ 精神障害者の入院状況

入院形態は、措置入院、医療保護入院、任意入院がある。各精神科病院の入院患者について入院形態別に把握し、市や医療機関、相談支援事業所等の関係機関との連携により入院治療を終え退院した精神障害者の再発予防や社会復帰の促進を図るうえで参考とする。

区 分	措置入院	医療保護入院	任意入院	計
令和7年3月31日現在	0人	267人	434人	701人
令和8年3月31日現在	2人	246人	449人	697人

（注）医療保護入院、任意入院については、管内5精神科病院の全入院者数
医療保護入院には応急入院を含む。

ウ 精神保健指定医及び指定病院の輪番事業

(ア) 目的

精神障害者の迅速かつ的確な医療の提供及び保護を行うため、措置診察を行う精神保健指定医の派遣と指定病院での入院受入を輪番により確保している。

(イ) 実績（成果）

（令和7年度）

委 託 事 業	単価	箇所数	延日数	委託金額(円)
精神保健指定医派遣待機	1,000円／日	5 病院	534	534,000
指定病院入院受入確保	2,000円／日	4 病院	292	584,000
計				1,118,000

(ウ) 評価・改善

精神保健指定医及び入院受入先を確保することにより、精神障害により自傷他害のおそれのある対象者の措置診察や、精神科病院への入院を迅速に行うことができた。

引き続き、関係者の理解と協力を得ながら、措置入院患者の受入医療機関や精神保健指定医派遣の輪番体制を確保する。

エ 措置入院適正運営協議会（富士保健所部会）

(ア) 目 的

措置入院の適切な運用及び措置入院者の適切な医療、その他の援助を行うために必要な体制の促進等を図る。

(イ) 実績（成果）

○措置入院適正運営協議会 富士保健所部会の開催

開 催 日	令和7年12月8日（月）
構成機関	管内精神科病院、医師会、精神科診療所代表、消防本部、警察署、市精神保健福祉担当課
内 容	通報状況や措置診察実施等の現状、精神保健福祉法第23条に基づく通報への対応事例等に係る情報共有及び相互理解

(ウ) 評価・改善

管内の通報状況や措置診察実施等の現状を報告するとともに、精神保健福祉法第23条に基づく警察官からの通報にかかる対応事例等について、意見交換し相互理解を深めた。

オ 精神保健福祉総合相談

(ア) 目 的

精神保健に関する相談や、精神障害者の早期適正治療、生活指導、社会復帰支援等を行うため、来所又は電話での相談に応じるとともに、精神科医師による定期相談や保健師等の専門職の随時相談を実施する。

(イ) 実績（成果）

（令和7年度）

区 分	件数	人数
精神科医師による定期相談	19件	25人

(ウ) 評価・改善

精神障害者や家族などが気軽に相談ができるように、「こころの相談」の名称で実施

している。相談内容は精神科疾患のほか、ひきこもり状態にある人やアルコール依存、家庭内暴力など、多岐に渡っている。

精神科医師による面接や保健所職員による随時相談を行い、必要に応じて早期受診・早期治療を支援し、再発予防や社会復帰支援に繋げている。

カ ひきこもり対策推進事業

(ア) 目 的

ひきこもり状態にある人やその家族の孤立を防止するために、静岡県ひきこもり支援センター支援コーディネーターと協働して、個別相談を随時対応している。

(イ) 実績（成果） (令和7年度)

区 分	実人数	参加延人数
個別相談会	0 人	0 人
定期外相談	12 人	92人

(ウ) 評価・改善

個別相談会、家族交流会を平成29年度まで実施していたが、ひきこもり状態にある人を抱える家族は設定日に都合がつかないことも多いことから、相談者の利便も考慮し、平成30年度以降は随時相談で対応することになっている。

なお、相談対象者のひきこもり状態に応じて、相談機関と連携し、解決に向けた働きかけを展開していく必要があり、令和3年度よりひきこもり対策ネットワーク会議を開催し、地域の連携強化を図っている。

県障害福祉課からは、令和8年度以降のひきこもり支援体制について、「本人等の同意があった新規ケースは、市町窓口を案内する。」という方針が示されたため、各市の状況を踏まえながら、個別のケースについて、段階的に市への移行を進めていく。

キ 精神障害者家族会への支援

(ア) 目 的

当事者を支援する精神障害者家族会の活動や組織体制を強化するため、活動への支援を行う。

(イ) 実績（成果） (令和7年度)

名 称	会員数	支援内容
みつまた会（富士市）	12人	運営支援
ぬくもりの会（富士宮市）	47人	運営支援

(ウ) 評価・改善

通常総会への出席や、家族会だより等のチラシ配架等を実施した。また、会員による自立支援活動の充実を図るため、精神保健福祉普及啓発講座において広報の場を設けた。

ク こころのボランティア団体への支援

(ア) 目 的

当事者の支え手となるとともに、地域住民に対して精神障害の理解に係る普及啓発を行うボランティアグループの支援を行い、精神障害者の地域生活を支える。

(イ) 実績（成果）

（令和7年度）

名 称	会員数	支援内容
なごみの会（富士市）	17人	活動に対する助言
こすもす（富士宮市）	10人	活動に対する助言

(ウ) 評価・改善

当所開催の精神保健福祉普及啓発講座において活動紹介の場を設け、一般住民及び支援者へ活動の普及を図った。

地域住民が主体的となる活動を可能な限り支援し、地域において精神障害に対する理解や精神障害者の地域生活に対する支援促進に資することができた。

ケ 精神保健福祉普及啓発

(ア) 目 的

一般県民に対し、精神疾患や精神障害に関する正しい知識等について学ぶ「精神保健福祉普及啓発講座」を開催し、当事者や家族に寄り添える人材を養成することにより、誤解や偏見の解消を図るとともに、地域における支援体制の構築を図る。

(イ) 実績（成果）

区分	開催日	講座内容	参加人員
第1回	令和7年10月7日（火）	（講演） 「精神疾患の基礎知識」 講師 公益財団法人復康会鷹岡病院 医師 □□□□ 氏 （講話） 「家族会の活動紹介」 「ボランティア団体の活動紹介」 講師 めくもりの会、みつまた会、 なごみの会、こすもす	40人
第2回	令和7年11月7日（金）	1 講演 「依存症に対する心理的ケア」 講師 医療法人十全会聖明病院 公認心理師・臨床心理士 □□□□ 氏 2 講演 「自身の経験と回復について」 講師 富士断酒会 □□□□ 氏	30人

(ウ) 評価・改善

2日間に分けて精神科医師や公認心理師を講師とする精神保健福祉普及啓発講座を開

催し、こころの健康や精神障害に対しての正しい知識の習得、及び精神障害者を地域で受入れるための理解と支援を広げる一助となった。

コ 自殺総合対策事業

(ア) 目 的

市等が主体となって実施する自殺予防対策の取組に対して支援等を行うとともに、自殺予防に関する普及啓発と関係機関・団体とのネットワークの構築や連携強化を行い、自殺対策の推進を図る。

(イ) 実 績

○自殺対策ネットワーク会議

参加機関：(管内) 高等学校、精神科病院、基幹相談支援センター
(県) 児童相談所、障害福祉課、精神保健福祉センター
(市) 自殺対策担当課、児童福祉担当課

実務者（医療、福祉、行政）が支援に使える技術や関係者とのつながりが得られる機会になることを目的とし、現場の声を聞くために高等学校の養護教諭も参加して、事例検討会を実施した。

開催日	事 業 内 容	参加人数
令和 7 年10月23日 (木)	1 行政説明 「自殺対策の現状と自殺対策基本法一部改正について」 県障害福祉課 □□□□ 2 事例検討 ・学校現場での精神保健福祉に関する対応困難事例について ・学校と関係機関との連携に向けての意見交換	32人

○自殺対策事業にかかる研修会

参加機関：管内医療機関職員、企業内人事労務担当者、産業保健職、行政職員等
第3次いのち支える“ふじのくに”自殺対策行動計画の重点施策の一つである「働き盛り世代」の自殺予防のために、リワーク（復職）支援についての研修会を富士市との共催、富士宮市の協力で実施した。

開催日	事 業 内 容	参加人数
令和 7 年10月15日 (水)	(講義) ・リワーク施設事業紹介 「医療リワークで実施する当院の取り組みについて」 講師：大富士病院社会復帰リハビリテーション部 作業療法士 □□□□ 氏 ・「職業センターが実施するリワーク支援について」 講師：静岡障害者職業センター	25人

	障害者職業カウンセラー □□□□ 氏 ・座談会（グループワーク）	
--	-------------------------------------	--

○ゲートキーパー養成研修

健康福祉に関わりの薄い人にも研修を受講してもらうために、県職員向けに実施した。

開催日	参加機関	参加人数
①令和7年7月7日(月)	田子の浦港管理事務所	13人
②令和8年2月10日(火)	富士総合庁舎に勤務している職員	17人

(ウ) 評価・改善

ネットワーク会議では、児童福祉に焦点を実務者同士が話し合えたことで、今後相談しあえる体制づくりの機会とした。

精神疾患を対象としたリワーク支援を実施する事業所は、圏域に医療機関1箇所のみであり認知度が低いため、必要な就労者に情報が届くように人事労務担当者や産業保健職が困り事を共有できる機会とした。

また、ゲートキーパー養成研修は、他部署での出前講座や衛生委員会とタイアップすることで、ゲートキーパーの普及を図る。

サ 高次脳機能障害者地域基盤整備事業

(ア) 目 的

高次脳機能障害は、外見からその障害が認識されにくいことから、障害に対する社会的認知度が低い状況にある。また、治療から社会復帰に至るまでのシステムや福祉制度の狭間となり、的確なサービスが十分に提供されていない。

このため、高次脳機能障害に対する相談の場を提供するとともに、支援者の理解を深め、支援の充実を図る。

(イ) 実績（成果）

開催日	事業名	内 容	実施回数	参加人数
令和7年9月3日 (水)	富士圏域 高次脳機能障害 医療等総合相談会	病院（医師、作業療法士）、相談支援事業所、家族会による相談会の実施	1回	3人
令和7年11月14日 (金)	富士圏域 高次脳機能障害 従事者基礎研修会	・講演「高次脳機能障害について」 講師：湖山リハビリテーション病院 医師 □□□□ 氏 ・グループワーク	1回	18人

(ウ) 評価・改善

医療等総合相談会は、市を通じて市民への周知や新聞掲載にて参加者を募り、疾病の理解や家族の関わり方について学んだ。

従事者基礎研修会は、身体科病院、相談支援事業所、地域包括支援センターからの参加があり、高次脳機能障害者への支援方法等を広く周知することができた。

シ 富士圏域自立支援協議会地域移行部会の運営

(ア) 目 的

障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、当事者の選択を尊重し、利用者本位のサービスを提供できるような体制整備を進めるため、富士圏域自立支援協議会に専門部会を設置し、課題等について協議・検討する。

(イ) 実 績

開催日	会議名	会議の内容
令和7年6月24日(火)	第1回地域移行定着部会全体会議	・ 県、圏域の取組について ・ 地域自立支援協議会の体制について ・ 令和7年度ロードマップ、取組について
令和8年1月20日(火)	第2回地域移行定着部会全体会議	・ 県、圏域の取組について ・ 令和8年度ロードマップについて
令和7年7月11日(金) 令和7年9月9日(火) 令和7年11月11日(火)	あり方検討会議	令和8年度以降に向け各関係機関が集まり、富士圏域で出来る「地域移行」について改めて考える場とした。
令和7年7月11日(金) 令和7年9月9日(火)	富士圏域ピア交流会実行委員会	富士圏域の当事者団体参加者と共に、富士圏域ピア交流会の企画内容について話合うため開催。
令和7年12月13日(土)	ピアカフェ～話せる・聞ける・つながる～	精神障害者ピアサポーターの仲間活動の一環としてピア交流会（ピアカフェ）を企画・実施し、ピアサポーターの普及啓発を目指した。当日は、交流の前に当事者による体験談発表も実施。計21人参加。

(ウ) 評価・改善

富士圏域における地域移行の課題や、それに対する取組方法を関係者で考えていくあり方検討会議を実施した。令和8年度以降は3箇年計画で「聞こう・知ろう・つながろう」を圏域目標とし、精神障害の当事者の声を聞き、抱える困りごとの把握や、当事者に届く情報の周知等の活動を実施する。今後も、地域移行の理解や周知、地域定着の推進を図る。

3 医療健康課

(1) 医療関連業務

ア 富士地域医療協議会、地域医療構想調整会議

(ア) 目的

(富士地域医療協議会)

富士圏域内における医療提供体制の整備充実に関する必要な事項を協議

(富士地域医療構想調整会議)

病床機能に関すること、地域包括ケアシステム、地域医療構想の推進に関する協議等

- ・ 構成員 管内市長、医師会長、病院長、関係団体等
- ・ 委員数 地域医療協議会 15 人、地域医療構想調整会議 20 人

(イ) 実績(成果)

a 富士地域医療協議会

開催日	会場	出席委員(人数)	協議事項等
令和7年7月7日 第1回	書面 開催	各医師会長 公立病院長 管内市長等 (15人)	(調整会議と同時開催) ・ 静岡県保健医療計画に記載する医療体制を担う医療機関(薬局)の変更 ・ 診療所の承継・開業支援事業について
令和7年9月10日 (臨時会議)	書面 開催	同上 (15人)	(調整会議と同時開催) ・ 診療所の承継・開業支援に係る重点医師偏在対策支援区域及び支援対象の選定
令和7年9月24日 第2回	富士総合庁舎 (オンライン併用 開催)	同上 (14人)	(調整会議と同時開催) ・ 富士在宅医療圏における積極的医療機関の追加
令和8年2月16日 第3回	富士総合庁舎 (オンライン併用 開催)	同上 (15人)	(調整会議と同時開催) ・ 静岡県保健医療計画に記載する医療連携体制を担う医療機関の変更 ・ 医師数等調査結果 ・ 新たな地域医療構想と保健医療計画の進め方

b 地域医療構想調整会議

開催日	会場	出席委員(人数)	協議事項等
令和7年7月7日 第1回	書面 開催	各医師会長 各歯科医師会長 各薬剤師会長 公立病院長 看護協会 病院団体 医療保険者等 (20人)	(地域医療協議会と同時開催) ・ 令和6年度病床機能報告 ・ 地域医療介護総合確保基金
令和7年9月10日 (臨時会議)	書面 開催	同上 (20人)	(地域医療協議会と同時開催) ・ 診療所の承継・開業支援に係る重点医師偏在対策支援区域及び支援対象の選定

令和7年9月24日 第2回	富士総合庁舎 (オンライン併用開催)	同上 (17人)	(地域医療協議会と同時開催) ・富士市立中央病院新病院建設について ・「公立病院経営強化プラン」の変更(富士市立中央病院)
令和8年2月16日 第3回	富士総合庁舎 (オンライン併用開催)	同上 (20人)	(地域医療協議会と同時開催) ・かかりつけ医機能報告度 ・地域医療介護総合確保基金 ・医療機関の病床返還 (地域医療協議会との共通議題) ・新たな地域医療構想と保健医療計画の進め方

(ウ) 評価・改善

- ・地域医療協議会においては、在宅医療に係る積極的医療機関や保健医療計画に基づく医療供給体制に関する事項等について必要な協議を行った。
- ・地域医療構想調整会議においては、富士市立中央病院新病院建設基本構想についての意見聴取等、地域医療構想の推進のための協議を行った。
- ・令和7年12月に医療法が改正され、地域医療構想について、2040年頃を見据えた医療提供体制を確保するため、入院・外来・在宅医療、介護との連携を含む将来の医療提供体制全体の構想とする見直しを行うこと等が定められた。令和8年度から本格的な検討・議論を開始し、令和10年度までに新構想を策定する方針。
- ・新たな地域医療構想の内容は、令和12年度に向けて策定する第10次静岡県保健医療計画に適切に反映されるようにしつつ、6疾病・6事業については、個別の事業の課題を継続的に検討し、必要に応じて現行の第9次静岡県保健医療計画の中間見直しで反映していく。
- ・そのため、従来の保健医療計画の記載事項の一つという位置づけだった地域医療構想が、保健医療計画の上位概念と言う位置づけに変更される。併せて来年度以降、地域医療協議会、地域医療構想調整会議の位置づけや構成員等の変更等を実施していく予定。

イ 病院等立入検査

(ア) 目的

医療法に基づき、県民が安心して良質かつ適切な医療サービスを受けられるよう、医療施設・人材等の諸条件の向上を目指す。

(イ) 計画

病院については全数、診療所については概ねその5分の1の立入検査を実施する。

(ウ) 実績(成果)

令和7年度は、病院については全数で立入検査を実施し、診療所、歯科診療所、助産所については、全県的な立入検査の実施頻度の見直しにより、概ね全数の5分の1の立入検査を実施した。

管内の医療施設及び医療従事者の状況及び検査結果は別掲「診療機関状況調」、「人口10万対病床数及び医師等の数調」、「立入検査の状況調」、「立入検査結果項目別不備数・率調」、「医療従事者不足状況調」のとおり。

(エ) 評価・改善

指摘・指導事項に対する改善措置状況を報告させ、適切な医療を行う場の確保を図り、県民の信頼及び医療の質の向上に寄与している。コロナ禍以降、令和5年度から診療所等の定期立入検査が継続して実施できるようになり、身近な医療の環境整備を推進した。

ウ 富土地域災害医療対策会議

(ア) 目 的

南海トラフ地震等の大規模災害時において、保健所が市経由で地域と連携する現行の災害医療体制を補完するため、地域の災害医療ネットワークと保健所が直接連携可能な体制を整備し、複線の災害医療体制を構築する。

(イ) 計 画

平成24年度に二次保健医療圏単位で立ち上げた本会議に、地域の災害医療関係者の中から会議の支援を行う災害医療コーディネーター及び統括災害医療コーディネーターを選定し、地域の自律的なネットワークの構築を図る。

(ウ) 実績（成果）

12月に災害医療コーディネーターを中心とした情報伝達・参集訓練（Web会議）を実施し、保健所と圏域医療機関との連携体制を確認した。

エ 救急医療体制の現状

市町	1次救急	2次救急	3次救急
富士宮市	富士宮市医師会（輪番制） 富士宮市救急医療センター （一般、歯科診療）	富士宮市立病院 富士脳障害研究所 附属病院	順天堂大学 医学部附属 静岡病院 沼津市立病院
富 士 市	富士市医師会（輪番制） 富士市救急医療センター （一般診療） 富士市歯科医師会休日救急診療所 （歯科診療）	富士市立中央病院 川村病院 新富士病院 富士整形外科病院	

診 療 機 関 状 況 調

(令和8年3月31日現在)

市町別 区 分		富士宮市	富士市	計
医療施設数		152	312	464
同 上 内 訳	病 院	5	12	17
	同上 内訳			
	一般病院	3	9	12
	精神病院	2	3	5
	一般診療所	89	176	265
	歯科診療所	55	117	172
	助 産 所	3	7	10
医 師		193	432	625
歯科医師		60	172	232
保 健 師		41	101	142
助 産 師		22	59	81
看 護 師		857	2,326	3,183
准看護師		251	432	683
世 帯 数		53,985	102,379	156,364
人 口		122,155	237,394	359,549

- (注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。ただし、本庁にあっては、市町別を健康福祉センター別とする。
- 2 健康福祉センターにおいては、市町別の医師等医療従事者数の記載を要しない。
- 3 医療施設数は令和8年3月31日現在、世帯数及び人口は令和8年3月1日市町別推計人口。

人口 10 万対病床数及び医師等の数調

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

区 分	病床数及び 医師等の数	人口 10 万対病床数 医 師 等 の 数		
		管 内	県 (4 年)	全国 (4 年)
一 般 病 床	1,651	460.6	592.7	710.6
療 養 病 床	789	216.9	235.8	216.9
精 神 病 床	783	248.3	181.2	255.4
結 核 病 床	10	2.7	2.6	2.8
感染症病床	6	1.6	1.4	1.6
病 院 計	3,239	930.1	1,013.6	1,187.3
一般診療所一般病床	173	47.6	41.8	58.5
一般診療所療養病床	—	—	0.8	3.3
一般診療所計	173	47.6	42.6	61.8
医 師	625	167.6	248	280.9
歯 科 医 師	232	62.2	66.9	83.7
保 健 師	142	39.0	55.8	51.3
助 産 師	81	22.3	29.7	31.3
看 護 師	3,183	847.5	1,045.0	1,101.1
准 看 護 師	683	187.6	141.7	188.2

(注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。ただし、本庁にあっては、「人口 10 万対」欄の管内を健康福祉センター別とする。

2 管内の施設数、病床数は令和 7 年 3 月 31 日現在、医師等の数は令和 6 年 12 月 31 日現在、管内の人口 10 万対病床数は令和 4 年 10 月 1 日現在、管内の人口 10 万対医師数等は令和 6 年 12 月 31 日現在の数値を使用する。

立入検査の状況

(注) 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。

区 分	年度	医療施設数	立入検査 実 施 数	検査率%	指摘施設数	立入検査結果	
						指摘件数	指導件数
病 院	令和５年度	17	17	100.0	11	25	9
	令和６年度	17	17	100.0	15	23	2
	令和７年度 (令和８年３月３１日現在)	17	17	100.0	10	14	7
一般診療所	令和５年度	274	71	25.9	24	62	17
	令和６年度	270	40	14.8	14	35	23
	令和７年度 (令和８年３月３１日現在)	265	45	17.0	19	41	36
歯科診療所	令和５年度	181	55	30.4	19	38	16
	令和６年度	175	39	22.3	26	51	23
	令和７年度 (令和８年３月３１日現在)	172	37	21.5	19	44	32
助産所	令和５年度	8	0	0.0	0	0	0
	令和６年度	7	2	28.6	2	4	0
	令和７年度 (令和８年３月３１日現在)	10	2	20.0	2	8	0
計	令和５年度	480	143	29.8	54	125	42
	令和６年度	469	98	20.9	57	113	48
	令和７年度 (令和８年３月３１日現在)	464	101	21.8	50	107	75

(注) 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。

立入検査結果項目別不備数・率調

年 度	令和 5 年度			令和 6 年度			令和 7 年度 (令和 8 年 3 月 31 日現在)		
項 目	検 査 項目数	不備数	不備 率%	検 査 項目数	不備数	不備 率%	検 査 項目数	不備数	不備 率%
医 療 従 事 者	102	0	0.0	102	0	0.0	102	0	0.0
管 理	6,877	87	1.3	5,163	83	1.6	5,324	87	1.6
帳 票 ・ 記 録	892	13	1.5	622	4	0.6	640	6	0.9
業 務 委 託	1,304	4	0.3	899	0	0.0	926	0	0.0
防火・防災体制	463	17	3.7	328	22	6.7	337	12	3.6
放 射 線 管 理	1,409	4	0.3	1,094	4	0.4	1,115	2	0.2

- (注) 1 本表は、健康福祉センターにおいて調製する。
- 2 検査項目数及び不備数は、管内各医療施設の延べ数である。

医療従事者不足状況調

区分	年 度		病院数	不 足 病院数	不 足 病院率%	不足病院の状況			
						必要数	現 員	充足率%	不足数
医 師	令和 5 年度	全県	—	—	—	—	—	—	—
		管内	17	0	0.0	—	—	—	—
	令和 6 年度	全県	—	—	—	—	—	—	—
		管内	17	0	0.0	—	—	—	—
	令和 7 年度 (令和 8 年 3 月 31 日現在)	全県	—	—	—	—	—	—	—
		管内	17	0	0.0	—	—	—	—
看 護 師	令和 5 年度	全県	—	—	—	—	—	—	—
		管内	17	0	0.0	—	—	—	—
	令和 6 年度	全県	—	—	—	—	—	—	—
		管内	17	0	0.0	—	—	—	—
	令和 7 年度 (令和 8 年 3 月 31 日現在)	全県	—	—	—	—	—	—	—
		管内	17	0	0.0	—	—	—	—
薬 剤 師	令和 5 年度	全県	—	—	—	—	—	—	—
		管内	17	0	0.0	—	—	—	—
	令和 6 年度	全県	—	—	—	—	—	—	—
		管内	17	0	0.0	—	—	—	—
	令和 7 年度 (令和 8 年 3 月 31 日現在)	全県	—	—	—	—	—	—	—
		管内	17	0	0.0	—	—	—	—

(注) 本表は、健康福祉センターにおいて調製する。

オ 医療従事者免許手続関係事務

医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等の免許申請、変更手続関係事務を行う。

(ア) 実績 (成果)

(令和7年度)

No	免許区分	処 理 件 数						
		新規登録	籍訂正 ・書換	再交付	登録抹消	免許証 返納等	他県分	計
1	医 師	13	3	1	5	0	0	22
2	歯 科 医 師	5	4	0	0	0	0	9
3	保 健 師	11	16	0	0	0	0	27
4	助 産 師	3	5	0	0	0	0	8
5	看 護 師	86	93	10	0	0	0	189
6	准 看 護 師	3	2	8	0	0	3	16
7	診療放射線技師	12	2	0	1	0	0	15
8	臨床検査技師	9	4	0	0	0	0	13
9	衛生検査技師	0	0	0	0	0	0	0
10	理学療法士	45	15	0	0	0	0	60
11	作業療法士	18	11	0	0	0	0	29
12	視能訓練士	2	2	0	0	0	0	4
13	歯科技工士	0	0	0	0	0	0	0
14	管理栄養士	12	35	0	0	0	0	47
15	栄 養 士	24	46	5	0	0	0	75
計		243	238	24	6	0	3	514

(イ) 評価・改善

事務手続基準に基づき、正確かつ迅速な対応に心がけている。窓口対応マニュアルを書面で整備し、課員が誰でも窓口対応ができるようにしている。また、申請内容をダブルチェックしている。

(2)健康増進対策業務

ア 県民運動の展開

(ア) 目 的

静岡県「第4次静岡県健康増進計画」に基づく県民の健康づくりを推進するため、毎月1日の「県民健康の日」を中心に、健康づくりの普及啓発活動を実施する。

(イ) 計 画

- a 地元新聞社の岳南朝日新聞、富士ニュースの協力を得て毎月1日に啓発記事を掲載する。
- b 総合庁舎ロビー、研修会等でパンフレット等配架し、普及する。

(ウ) 実績 (成果)

- a 新聞記事の掲載〔岳南朝日新聞(34,000部) 富士ニュース 20,000部/日〕
(令和7年度)

月	記事タイトル	月	記事タイトル
4	結核は「昔の病気」ではありません	10	薬は正しく使いましょう ～10月17日から23日は「薬と健康の週間」です～
5	5月5日の「こどもの日」から一週間は「こどもまんなか児童福祉週間(5月5日～5月11日)」です	11	「11月は児童虐待防止推進月間」
6	健康長寿は健口から！	12	赤いリボン、その意味は？
7	命を守る！熱中症について正しく知ろう	1	冬こそ献血へのご協力をお願いします
8	みんなで結ぶ栄養の日 ～静岡県民の“しょっぱすぎる日常”～	2	結核は「昔の病気」ではありません
9	9月10日から16日は自殺予防週間です。	3	女性の健康づくり

b 広報

健康増進に関する月間や週間等に併せて庁舎ロビーで啓発した。

(エ) 評価・改善

毎月テーマを設定し、県民が自ら健康づくりを实践できる方法、具体的な知識・情報について地方新聞に記事掲載をし、啓発を行っている。結核については、保健所で行う接触者健診件数が増加していることから、早期受診を勧めるために2回記事を寄稿した。令和7年度は富士ニュースへも寄稿を実施。今後も健康福祉センターとして関係する事業のタイムリーな情報提供に努めていく。

イ 食育による健康づくりの推進

(ア) 目的

静岡県の「第4次静岡県食育推進計画」により、住民が健全な食生活を実践するため、市及び食育関係団体と連携・協働し、食育を総合的、計画的に推進する。

(イ) 計画

a 食育推進実践事業

栄養・食生活に関する正しい知識を普及するために関係機関と協働し、食育の支援体制や食環境の整備を図る。また、食育指導者を対象とした研修会を実施し、効果的・効率的な食育推進を図る。

b 食の環境整備事業

健康づくりを食生活の面から支援する体制を整え、適切な健康情報を提供するための環境整備を行う。令和7年度は推定野菜摂取量測定(ベジチェック)を用いて野菜摂取量増加のための取組を実施する。

(ウ) 実績(成果)

a 食育推進実践事業

(令和7年度)

内 容		対 象 者	回 数	人 数
食育指導者研修会	講話：「給食指導・摂食の基本的な知識」 情報交換：「各施設での取組」 講師：浜松医療センター 歯科口腔外科 □□□□氏	保育所、幼稚園、こども園、小規模保育所、認可外保育施設等児童福祉施設の職員 各市児童福祉担当課、健康づくり担当課の行政職員	1回	58人
食育連絡会	情報提供：関東農政局、富士健康福祉センター 情報交換：事前質問に関する意見交換、減塩や野菜摂取量増加のための取組について等	関東農政局 消費・安全部 消費生活課、富士宮市学校教育課、富士宮市農業政策課（食のまち推進室）、富士宮市健康増進課、富士市学務課、富士市地域保健課（食育推進室）、県富士農林事務所生産振興課	1回	11人

b 食の環境整備事業

(令和7年度)

内 容	対 象 者	人 数
富士市立高等学校文化祭食育コーナー出展	高校生、保護者、来場者	255人
マックスバリュ宮原店健康キャンペーン	来客	74人
マックスバリュ富士宮朝日町店健康キャンペーン	来客	43人
富士宮市糖尿病予防講演会	受講者	34人

(エ) 評価・改善

- a 食育指導者研修会では、口腔機能の発達や偏食について理解が深まり、食育を行う職員の資質向上を図ることができた。食育連絡会では、共通のテーマについて各組織での取組を共有し、関係者の連携を強化した。今後も、地域の状況に応じた食育推進を図っていく。
- b 幅広い対象者に向けてベジチェックを実施することで、野菜摂取量増加のための行動変容を促した。今後は、ベジチェック実施後の野菜摂取量の変化を評価する等の効果の検証が必要である。

ウ 連携・協働で進める健康づくりの推進

(ア) 目 的

地域の関係団体や企業等と連携・協働し、健康づくりを推進する。

(イ) 計 画

a 健康マイレージ事業

市で決定した健康づくりメニューを実践し、一定のポイントを貯めた住民が、協力店で各種特典を受けられる「健康マイレージ事業」を実施する市を支援する。

b 飲食業者等への普及・啓発

食品関係団体と連携し、講習会の場を活用し、受動喫煙防止等健康づくりに関する普及・啓発を行う。

c 受動喫煙防止対策

地域における健康課題の解決に向け、商工会議所等を通じて周知し、事業所等の働く世代を対象に、喫煙対策研修会を開催する。

d 健康づくり事業所宣言

企業・事業所が従業員の健康管理や維持・増進のための具体的な取組目標を宣言し、その内容を公表・実施するための支援を行う。

(ウ) 実績(成果)

a 健康マイレージ事業

富士宮市及び富士市で実施している事業に対し、住民への制度周知等の支援を行った。
 <カード発行数及び協力店数> (令和7年度)

区分	カード発行数		協力店数
	令和7年度 (R7.10月末時点)	事業開始後累計 (R7.10月末時点)	
富士宮市	741枚	6,887枚 (H26年度開始)	67店 (R8.2月末時点)
富士市	1,449枚	15,157枚 (H27年度開始)	60店 (R8.2月末時点)

b 飲食業者等への普及・啓発 (令和7年度)

講習会名	内容
新規講習会	食品衛生協会主催の新規講習会にて、ステッカーと受動喫煙防止対策のリーフレットを配布し、普及・啓発を行った。
更新講習会	令和7年12月から食品衛生協会主催の更新講習会にて、受動喫煙防止対策のリーフレットを配布し、普及・啓発を行った。

c 受動喫煙防止対策の啓発 (令和7年度)

研修名	対象者	内容	参加数
禁煙支援研修会	市町、健康保険組合等保健指導従事者、事業所健康管理担当者	講話 「取組事例から学ぶ禁煙支援・保健指導のポイント」 講師：京都大学大学院医学研究科特任教授・日本禁煙科学会理事長 (京都大学附属病院呼吸器内科 禁煙外来) □□□□ 氏	7施設

d 健康づくり事業所宣言

<健康づくり宣言実施の事業所登録数> (令和7年度)

市	協会けんぽ管轄	健康福祉センター管轄	計
富士宮市	219 事業所	9 事業所	228 事業所
富士市	537 事業所	40 事業所	577 事業所
計	756 事業所	49 事業所	805 事業所
(参考 R6 年度末)	705 事業所	48 事業所	753 事業所

(エ) 評価・改善

- a 健康マイレージ事業では、各市のカード発行数増加のために、当所実施の研修会等の機会をとらえて周知を行うことができた。
- b 飲食業者等への普及・啓発について、各団体の協力を得て、営業許可を新規で取得した店舗及び更新する店舗に対し、講習会を活用した受動喫煙防止の情報提供を行うことができた。
- c 県主催で県内市町、健康保険組合等の保健指導従事者、事業所健康管理担当者を対象として禁煙支援研修会を開催し、管内7施設の参加が得られた。次年度以降も県庁と研修内容等を検討し実施していく。
- d 健康づくり宣言事業所の更なる増加を目指し、今後も様々な機会をとらえて制度の普及を行う必要がある。また、宣言をした事業所に対し、健康づくりの取組が推進できるよう支援する必要がある。

エ 健康づくり支援機能の充実

(ア) 目 的

市が実施している「地域の特性に応じた健康づくり事業」の円滑な推進を支援する。

(イ) 計 画

a 健康づくりリーダー育成・支援事業

地域で健康づくり活動をしている住民組織や団体・グループに対し、情報交換や資質向上のため、研修会等を実施する。

b 地域の健康づくり推進体制の整備

富士宮市及び富士市の健康づくり推進協議会に出席し、市の健康づくり事業への意見、提言及び支援を行う。

c 生活習慣病の重症化予防事業

各市、医療関係者等と連携し、重症化予防事業担当者連絡会、重症化予防に関わる指導者研修会を開催する。

d 健康増進事業費助成事業

健康増進法第17条第1項及び第19条の2の規定に基づき市町が実施する健康増進事業について、円滑な推進及び充実強化を図るための支援を行う。

(ウ) 実績(成果)

a 健康づくりリーダー育成・支援事業

(令和7年度)

事業名	内 容	対 象 者	回数	人数
健康づくりリーダー研修会	(1)情報提供：富士保健所医療健康課 (2)講話：「食の安全情報について」 講師：食品安全情報ネットワーク 共同代表 □□□□ 氏 (3)情報交換	富士宮市食育ボランティアななくさ会、 富士市食生活推進員会	1回	83人
健康づくりリーダー担当者会議	(1)研修会実施方法等の検討 (2)次年度の開催予定について (3)情報交換	富士宮市健康増進課、富士市地域保健課（食育推進室）	1回	7人

b 地域の健康づくり推進体制の整備

市健康づくり推進協議会への出席 富士宮市：2回、富士市：2回

c 生活習慣病の重症化予防事業

(令和7年度)

事業名	内 容
各市担当者的会議	糖尿病性腎症重症化予防プログラムの策定及び評価について 糖尿病未治療者及び治療中断者対策について
重症化予防対策市 への支援 (会議等への出席)	富士宮市：糖尿病性腎症重症化予防プログラム策定支援 富士宮市 CKD(慢性腎臓病)地域連携の会(1回)及び 研修会(2回)出席 富士市：糖尿病性腎症重症化予防プログラム評価ヒアリング

d 健康増進事業費助成事業

事業実施状況の確認及び補助金交付申請等のとりまとめ事務により、各市が実施した健康増進事業の状況を把握し、指導・支援を行った。

【参考】 健康増進事業費補助金

(令和7年度)

補助対象市町	総事業費	補助金額
2市	27,378,421円	15,110,000円

(エ) 評価・改善

- 健康づくりリーダー担当者的会議で食育ボランティアの課題を把握した上で、研修会内容を検討して研修会を実施し、食育ボランティアを育成した。今後もニーズに合わせて、地域の健康づくり推進のための活動を支援していく。
- 引き続き市の健康づくり計画の評価や策定に関する支援を行い、圏域の健康課題の解決に向けた取組を推進する。
- 各市担当者的を対象とした会議を開催し、各市事業の情報交換を行い、効果的な取組について意見交換等を行った。富士宮市は、7年度末に糖尿病性腎症重症化予防プログラム策定したため、地域連携がさらに推進されることとなった。今後も会議等で情報交換会の場を設定し、管内の重症化予防対策を推進する。
- 適切な補助金活用を図るため、事業実施状況を確認しながら引き続き各事業の計画的な実施を支援する。

オ 地域・職域保健連携推進事業

(ア) 目 的

地域保健と職域保健の連携を強化し、生活習慣病対策の効果的な事業や健康関連データの分析を行い、管内各市との連携により働き盛り世代の健康づくりを推進する。

(イ) 計 画

- 各市や職域関係機関等と連携し、事業所の事業主や健康管理担当者等を対象に健康づくりのための研修会を開催する。
- 富士圏域地域・職域保健連携協議会を開催し、効果的な健康増進事業を行う。また、地域・職域保健連携協議会作業部会を開催し、具体的な連携事業の取組を推進する。
なお、働く世代の生活習慣病予防対策の一環として、令和6年度に実施した静岡社会健康医学大学院大学と連携し、管内事業所に対する健康づくりに関する調査の結果をまとめ、地域展開について検討する。

(ウ) 実績(成果)

a 生活習慣病予防に関する研修会 (令和7年度)

対象事業所・団体名	内 容	人 数
一般社団法人 静岡県紙パルプ技術協会	測定：推定野菜摂取量測定（ベジチェック） 講話：「健康いきいき～健康寿命を延ばそう」 講師：富士健康福祉センター医療健康課職員	協会会員 38 人
富士フィルムマテリアルマニュファクチャリング株式会社	測定：推定野菜摂取量測定（ベジチェック）	従業員 81 人
ピーシーシステム株式会社	測定：推定野菜摂取量測定（ベジチェック） 講話：「健康いきいき～健康寿命を延ばそう」 講師：富士健康福祉センター医療健康課職員	従業員 42 人

b 富士圏域地域・職域保健連携推進協議会及び作業部会 (令和7年度)

会議名	内 容	参加者
富士圏域地域・職域保健連携協議会	・第4次静岡県健康増進計画地域別計画進捗状況報告 ・作業部会実施報告 ・「事業所の健康づくりに関する調査」結果と活用について ・たばこ対策の推進について	労基署、協会けんぽ、医師会、歯科医師会、産業保健センター、商工会議所、富士宮市、富士市、静岡社会健康医学大学院大学、県健康政策課
富士圏域地域・職域保健連携協議会作業部会	・「事業所の健康づくりに関する調査」結果報告及び活用の検討 ・たばこ対策事業の推進について ・健康づくりに関する情報交換	労基署、協会けんぽ、製紙工業健保、医師会、歯科医師会、商工会議所、富士宮市、富士市、静岡社会健康医学大学院大学、県健康政策課

(エ) 評価・改善

a 管内の職域からの要望により、職域団体及び事業所への健康講座を実施し働く世代の健康づくりを推進した。今後も職能団体や事業所等の健康づくり活動支援のため、とも事業連携し、働く人の生活習慣病対策を支援していく。

b 富士圏域地域・職域保健連携協議会にて、中小規模事業所を対象とした健康づくり調査の結果を基に、働く世代の生活習慣病予防対策に向けて啓発用リーフレット案について検討すると共に、地域と職域が連携した取組について協議を行った。今後も、地域や職域における課題解決に向けた具体的な取組について協議・評価を行っていく。

また、作業部会では、中小規模事業所を対象とした健康づくり調査の結果を報告し、今後の地域展開について協議するとともに、たばこ対策の推進について、情報交換を行った。今後も地域の課題解決に向けた連携事業等について検討していく。

カ 給食施設指導業務

(ア) 目 的

給食利用者の健康増進及び生活習慣病の予防のため、特定かつ多数の者に対し継続的に食事を提供する施設の実態調査及び栄養管理の点から必要な指導・支援を行う。

さらに、管理栄養士及び栄養士の配置を促進し、施設の栄養管理体制を整備する。

(イ) 計 画

- a 給食施設実態調査
- b 栄養指導員による給食施設指導（個別指導・集団指導）
- c 施設関係者に対する健康教育支援事業

(ウ) 実績（成果）

- a 給食施設実態調査（令和7年7月1日調査）（単位：施設）

区 分	特定給食施設※		特定以外の給食施設		合 計	
	栄養士 (いる)	栄養士 (いない)	栄養士 (いる)	栄養士 (いない)	栄養士 (いる)	栄養士 (いない)
施 設 数	100	47	56	62	156	109
合 計	147		118		265	

※健康増進法に基づいて、特定かつ多数の人に対して継続的に食事を提供する施設のうち、
1回100食以上または1日250食以上の食事を提供する施設。

- b 栄養指導員による給食施設指導

(a) 個別指導

施設の栄養管理体制の整備を図るため、運営管理、栄養管理、献立作成、栄養教育、
衛生管理、非常時体制、業務改善等について必要な指導、助言を行った。

(令和7年度)（単位：施設）

区 分	特定給食施設		特定以外の給食施設		合 計	
	栄養士 (いる)	栄養士 (いない)	栄養士 (いる)	栄養士 (いない)	栄養士 (いる)	栄養士 (いない)
施設巡回指導	26	6	10	4	36	10
巡回以外の指導	2	0	0	0	2	0
合 計	34		14		48	

(b) 個別指導における改善指導状況 (令和7年度)（単位：施設）

区 分	特定給食施設		特定以外の給食施設		合 計	
	栄養士 (いる)	栄養士 (いない)	栄養士 (いる)	栄養士 (いない)	栄養士 (いる)	栄養士 (いない)
改善指導 無	14	1	5	0	19	1
改善指導 有	12	5	5	4	17	9
合 計	32		14		46	

(c) 集団指導 (令和7年度)

内 容	参加者等
衛生・栄養管理講習会 (1)講話：給食施設における衛生管理 講師：静岡県東部保健所食品衛生監視専門班 (2)講話：給食施設における栄養管理 講師：静岡県富士保健所医療健康課 管理栄養士	153 人

給食施設災害対策研修会 (1) 情報提供：「令和6年度給食施設における非常災害時に関する調査、令和7年度病院立入検査における聞き取り結果について」 担当：静岡県富士保健所医療健康課職員 (2) 講話：「令和6年度能登半島地震日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)派遣の経験から考える～災害時に備える重要性～」 講師：医療法人社団一穂会西山病院栄養科管理栄養士□□□□氏 (3) 事例紹介：管内老人福祉施設での取組 (4) 情報交換：「各施設での取組」	63人
--	-----

c 施設関係者に対する健康教育支援事業

施設関係者に対して、健康教育等の内容及び栄養指導方法の助言指導等を行った。

(令和7年度)

対 象	開催回数	施設数
児童福祉施設等	3回	延べ 19施設

(エ) 評価・改善

- a 個別指導の施設巡回指導は特定給食施設を中心に、特に常勤管理栄養士・栄養士が未配置の施設に実施した。常勤管理栄養士・栄養士が未配置施設の方が改善指導を必要とすることが多いため、今後も管理栄養士等が未配置施設を中心に巡回指導を実施する必要がある。
- b 集団指導は、給食施設の衛生・栄養管理及び災害対策をテーマとした研修をハイブリッド形式で実施し、各施設の管理体制及び災害時への備えに対する理解の向上を図った。今後も給食施設の課題を把握し、課題に応じて研修会を実施する必要がある。
- c 健康教育支援事業では、障害児施設の偏食対応についての事例検討等を行い、情報交換や具体的な支援方法を知る機会となった。

キ 国民健康・栄養調査

(ア) 目的

国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料とするため、毎年、国から指定される地区において実施している。

(イ) 実績(成果)

令和7年度は、厚生労働省からの調査の地区指定がなく、未実施であった。

(ウ) 評価・改善

調査の地区指定があった場合は、適切に対応する。

また、以前に実施した調査結果のデータを活用し、健康増進関係業務を推進する。

ク 人材養成・健康増進指導事業

(ア) 目 的

健康福祉センター及び市における地域保健福祉に関する業務を効果的に推進するために、地域の保健福祉従事者の定着及び資質の向上を図る。

また、公衆衛生を学ぶ医療職、栄養士の研修・実習を受け入れ、人材の養成に努める。

(イ) 計 画

- a 健康増進指導技術連絡会議
- b 新任期地域保健従事者現任研修
- c 地域保健福祉関係者研修会及び研究会
- d 学生実習

(ウ) 実績 (成果)

- a 健康増進指導技術連絡会議 (令和7年度)

回	内 容	参加職種及び人数
第1回	管内連絡会 ・各市及び健康福祉センターの重点事業について ・情報交換	富士・富士宮市・ 富士健康福祉センター 管理栄養士等 32 人
第2回	栄養業務連絡会 ・各市栄養業務事業計画について ・災害時栄養・食生活支援について	富士市・富士宮市・ 富士健康福祉センター 管理栄養士 9 人
第3回	富土地域保健師・栄養士連絡会 ・管内概況 ・所内各課業務の紹介	健康局参事、所内保健 師・管理栄養士、吉原林 間学園保健師 14 人
第4回	富土地域保健師・栄養士連絡会 ・病院立入検査前研修	所内保健師 7 人
第5回	富土地域保健師・栄養士連絡会 ・事例検討 2 ケース ・情報共有	健康局参事、所内保健 師・管理栄養士、吉原林 間学園保健師 12 人
第6回	富土地域保健師・栄養士連絡会 ・感染症対応研修 「正しいエプロン、手袋の着脱について」 ・情報共有	健康局参事、所内保健 師・管理栄養士、吉原林 間学園保健師 11 人

- b 新任期地域保健従事者現任研修 (令和7年度)

内 容	回数等	参加数等
見学研修 管内市・健康福祉センターの1～3年目の保健師、栄養士が 管内市・健康福祉センターの事業を見学	21 事業	実 17 人 延 39 人
講義及びグループワーク 「地区活動とは～あらためて意義を確認しよう～」 講師 静岡県立大学看護学部 □□□□ 准教授	1 回	12 人

- c 地域保健福祉関係者研修会及び研究会 (令和7年度)

対象者	内 容	回数	参加数等
保健・福祉 関係職員	富士健康福祉センター管内地域保健福祉活動研究会	1 回	26人

- d 学生実習 (令和7年度)

No.	大 学 名	学 部 名	人 数
1	静岡県立大学	看護学部 4 年生 (オリエンテーション)	8 人
2	静岡県立大学	看護学部 4 年生 (3 日間保健所実習)	3 人
3	静岡県立大学	看護学部 2 年生 (オリエンテーション)	21人
4	静岡県立大学	食品栄養科学部 4 年生 (5 日間保健所実習)	2 人

(エ) 評価・改善

- a 健康増進指導技術連絡会議では、各市関係者が一同に会し情報交換を行うことで

お互いの業務について理解することができた。

- b 新任期地域保健従事者現任研修では、「地区活動」に焦点をあてた講義と演習を実施した。講義では、基本となる地区活動とは、公衆衛生活動の視点などを学び、演習では、自身の地区活動を振り返りながら、グループで情報共有をした。地区活動をどのように展開していくかを考えながら同じ悩みを共有することができ、参加者の満足度は高かった。
- c 地域保健福祉関係者研修会及び研究会は、日頃の保健福祉活動の実施成果や情報交換により資質の向上を図る目的で開催した。参加者からの質問や講師からの助言を通じ学びを深めることができた。
- d 看護学生のオリエンテーションでは学年ごとの実習のねらいに合わせた内容を盛り込み実施した。とくに2年生のオリエンテーションは、保健師がどのような活動をしているのか具体的な内容となるよう各講師に依頼した。また、今年度から3日間の保健所実習を受け入れ、実際の業務について見学、体験をしてもらい、公衆衛生・地域保健福祉活動に関する理解を深めることができた。

管理栄養士学生は学生自身の興味のある学び視点を重視したスケジュール調整に努め、管内市での見学実習も取り入れた。今後も可能な限り受入れを継続したい。

(3) 感染症対策・疾病対策業務

ア エイズ対策業務

(ア) 目 的

エイズ・性感染症の検査及び相談窓口を設置し、患者・感染者の早期発見、二次感染防止に努める。また、エイズに対する正しい知識の普及啓発を図る。

(イ) 計 画

- a エイズ相談及びHIV抗体検査・梅毒検査等（迅速検査）
- b エイズ予防啓発事業
 - (a) 高校生を対象とした思春期保健講座（健康講座）
 - (b) 世界エイズデー等を利用した広報啓発

(ウ) 実績（成果）

- a エイズ相談及びHIV抗体検査・梅毒検査等（迅速検査）

＜ エ イ ズ 相 談 等 実 施 状 況 調 ＞

区 分	相談件数			検査受付件数		
	男	女	計	男	女	計
令和5年度	3	1	4	89	43	132
令和6年度	15	6	21	114	32	146
令和7年度	20	3	23	123	46	169

< 梅毒検査実施状況調 >

区 分	検査受付件数		
	男	女	計
令和5年度	89	43	132
令和6年度	117	33	150
令和7年度	126	52	178

b エイズ予防啓発事業実施状況 (令和7年度)

事業名	内 容	回数	参 加 者 等
思春期保健講座	福祉課母子保健担当と連携し、高校生に対して性感染症の予防啓発を行った。	1	吉原工業高校1年生
庁舎内キャンペーン	富士総合庁舎にてポスター掲示・パンフレット配架	2	来庁者

(エ) 評価・改善

新型コロナウイルス感染症の影響により、エイズや梅毒検査の相談や検査予約件数が減少していたが、令和5年度から少しずつ増えてきている。今後も若者や男性同性愛者等のハイリスク者層の受検を促すため、ホームページやキャンペーン、イベント等の機会を捉えて啓発していく。また、中学校や高等学校での思春期講座等を活用して、性感染症の予防についての普及啓発を継続していく。

イ 肝炎対策業務

(ア) 目 的

B型肝炎・C型肝炎ウイルス検査及び相談の窓口を設置し、感染者の早期発見、早期治療により、二次感染防止及び肝がん対策に寄与する。

(イ) 計 画

- a HBs抗原検査・HCV抗体検査及び相談
- b 肝疾患の知識や肝炎ウイルス検診について普及啓発
- c 医療機関、行政や患者等の連携体制づくり
- d 患者や家族への支援

(ウ) 実績

a 肝炎検査・相談

(a) 肝炎ウイルス検査の実施状況

区 分	B型肝炎			C型肝炎			備考 (エイズ検査と同時実施)
	男	女	計	男	女	計	
令和5年度	90	45	135	89	45	134	昼間：年12回 夜間：年4回
令和6年度	119	41	160	116	40	156	昼間：年12回 夜間：年5回
令和7年度	127	52	179	126	52	199	昼間：年12回 夜間：年6回

(b) 肝炎相談の実施状況

区 分	相談件数		
	男	女	計
令和5年度	1	2	3
令和6年度	1	2	3
令和7年度	4	3	7

b 普及啓発

日本肝炎デーに併せて、窓口に来所された方へマスク・扇子・ウエットティッシュ等の啓発グッズを配布し、庁舎ロビー等にポスター掲示・パンフレット配架を行った。

また、肝炎拠点病院事業の一環として行われたWEB広告にかかるアンケート調査に当所も協力した（令和8年3月までに回答いただいた受検者176人）。

c 連携体制づくり

令和元年以降、肝炎部会の開催に至っていない。

d 患者や家族への支援

現在肝炎ウイルス検査陽性者フォローアップ事業の対象者はいない。当所で実施した肝炎検査で陽性者がいた場合はフォローアップ事業を説明し、定期受診の確認や受診勧奨を行う。

(エ) 評価・改善

肝炎検査はエイズ検査と同時に実施しており、各回の検査数は定員の上限になることが多く、検査申込みを受けられないことがあった。そのため、令和7年度は前年度より夜間検査を1回増やして実施した。

過去の集団予防接種についての相談も一定数あり、今後も肝炎ウイルス感染者の早期発見、早期治療につながるよう普及啓発を実施していく。

ウ 肝炎治療特別促進事業

(ア) 目 的

B型肝炎及びC型肝炎ウイルスによる慢性肝炎に対して、核酸アナログ製剤治療、インターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療に係る医療費の一部を助成し、早期治療による肝炎の根治、肝硬変や肝がんなど重大な肝疾患の予防並びに肝炎ウイルスの感染防止を図る。

(イ) 計 画

a 肝炎治療受給者証交付申請書類の受付・審査及び進達を行う。

b 肝炎治療費請求書の受付・審査及び進達を行う。

(ウ) 実績（成果）

（令和7年度）

内 容	進 達
肝炎治療受給者証交付申請	336 件
肝炎治療費請求書の受付※	5 件

※受給者証交付までに自己負担限度額を超えて支払った医療費の払い戻し請求

(エ) 評価・改善

ウイルス感染の持続により慢性肝炎から肝硬変に移行し、引き続き高い確率で肝がんへ進

行する。インターフェロン治療は、成功すれば肝炎根治につながる有効な治療法であるものの、高額で経済的な負担が大きく、治療に踏み切れないケースも少なくなかった。

このため、インターフェロン治療を受ける機会を拡大し、早期治療による肝炎の根治、肝硬変や肝がんなどの予防を目的に、平成 20 年 4 月から治療費の助成制度が導入された。

平成 22 年 4 月の制度改正により、自己負担額の引き下げや、B 型肝炎ウイルス核酸アナログ製剤治療の追加、インターフェロン治療の 2 回目助成及び B 型肝炎ウイルス核酸アナログ製剤治療期間の更新が追加された。

また、平成 23 年 11 月から C 型肝炎慢性肝疾患の 3 剤併用治療や、平成 26 年 9 月からは内服薬のみによるインターフェロンフリー治療に対する助成が追加された。インターフェロンフリー治療について、平成 27 年度にはより短期間で治療を終了できる 3 つの新薬が認められこともあり、平成 27 年度までは C 型肝炎の交付申請の伸びが著しい状況であったが、感染がわかっていた人は既に治療済みのため、平成 28 年度からは減少傾向になっている。

近年の受給者証交付申請数は、令和 2 年度の特別措置（新型コロナウイルス感染症の発生状況の影響を踏まえ、令和 2 年 3 月 1 日から令和 3 年 2 月 28 日までに有効期間が満了する者は、有効期間が 1 年延長となり更新手続きが不要になった）による減少を除き、340～380 件で推移している。

エ 肝炎ウイルス検査陽性者等重症化予防推進事業

（ア）目 的

陽性者に必要な肝機能検査等の初回精密検査・定期検査の費用に係る自己負担金を助成することにより、陽性者を早期治療につなげるとともに、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図る。

（イ）計 画

- a 初回精密検査費用に係る請求書の受付及び進達を行う。
- b 定期検査費用に係る請求書の受付及び進達を行う。

（ウ）実績（成果）

（令和 7 年度）

内 容	進 達
初回精密検査費用に係る請求書の受付	2 件
定期検査費用に係る請求書の受付	1 件

（エ）評価・改善

肝炎ウイルス検査等により、「陽性」又は「現在、C 型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者の中には、経済的な理由で精密検査を受けない者や精密検査後の定期検査を受けない者がみられる。

このため、平成 27 年度から初回精密検査・定期検査の費用に係る自己負担金を助成する事業を実施している。

事業の認知度がまだ低いこともあり、申請は少数にとどまっているため、保健所及び市が実施した肝炎ウイルス検査の陽性者が確実に医療につながるよう、この事業を利用した受診勧奨を推進していく。

オ 感染症対策事業

(ア) 目 的

感染症患者発生時は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）第 15 条に基づき、積極的疫学調査及び患者との接触者に対する健康診断を速やかに実施し、まん延防止を図る。

感染症の発生動向情報の提供や、関係者を対象とした感染症研修会や連絡会議を開催し、感染症発生時の予防対策や診療体制の確保など医療安全に努める。

(イ) 計 画

- a 感染症患者発生時の積極的疫学調査、患者との接触者の健康診断の実施
- b 感染症発生動向調査と関係機関への結果還元
- c 感染症発生時に対応した訓練・研修の実施

(ウ) 実績（成果）

a 積極的疫学調査の状況

公衆衛生上まん延防止の必要性が高い感染症の発生届があった際、衛生薬務課と連携し、患者や同居家族及び関係者等に対し、プライバシーに配慮しながら調査を行うとともに、手洗いや消毒などの感染予防指導や検便等を行った。

新型コロナウイルス感染症について、高齢者施設からの集団感染の発生報告が 35 件あり、特に感染者が多い施設については感染対策について確認や助言を行った。インフルエンザの発生報告も 21 件あり、同様の対応を行った。

感染症発生届・報告件数

（令和 7 年度）

	疾病名 (疑いを含む)	類型	件数	内容
発生届	腸管出血性 大腸菌感染症	3 類	2	0-103 1 件 0-157 1 件
	E 型肝炎	4 類	1	
	重症熱性 血小板減少症候群		1	
	つつが虫病		1	
	デング熱		1	海外からの持ち込み例
	レジオネラ症		2	
施設等からの 集団感	感染性胃腸炎	5 類 (定点把握)	5	保育幼児施設 3 施設 合計 109 人 高齢者施設 2 施設 合計 37 人
	インフルエンザ	5 類 (定点把握)	68	保育幼児施設 65 施設 合計 2,176 人 高齢者施設 2 施設 合計 33 人 児童養護施設 1 施設 合計 14 人

感染症発生報告	新型コロナウイルス感染症	5類 (定点把握)	11	高齢者施設 障害者施設	9施設 2施設	合計 130人 合計 42人
	その他	その他	4	高齢者施設 障害者施設	2施設 2施設	合計 73人 合計 28人 (流行性角結膜炎他)

b 感染症発生動向調査

定点医療機関から報告される感染症の発生状況を把握し、週ごとに関係機関等に情報提供を行い注意喚起を図った。

c 感染症発生時に対応した訓練

県主催で新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく G-MIS を活用した入院広域調整訓練（Web 会議）が開催されたため視聴した。

また、養鶏場で高病原性鳥インフルエンザ発生を想定した「富土地域特定家畜伝染病防疫演習」の実施に合わせて実際に健康確認からタミフル予防投与までを行い健康対策班の役割を確認した。

(エ) 評価・改善

a 感染症発生時の対応

感染症法に基づき、患者の人権に配慮しつつ、迅速かつ的確に対応できた。

b 感染症発生動向調査

感染症の発生状況を的確に把握し、関係機関に情報提供を行うことで感染症のまん延防止に努めた。

c 感染症発生時に対応した訓練

新型コロナウイルス感染症が急激に流行した際に入院調整が大きな負担であったことを踏まえ訓練が実施され、改めて新型インフルエンザ等発生時における保健所対応や医療機関等との連携について確認することができた。

感 染 症 患 者 発 生 状 況 調

(令和7年度)

市町		富士宮市	富士市	その他	計	前 同 期	前々 同 期
分類・疾病名							
一類	発 生 な し	—	—	—	0	0	0
二類	結 核	12	30	4	46	27	29
三類	腸管出血性大腸菌感染症	—	2	—	2	3	3
四類	E 型 肝 炎	—	1	—	1	0	0
	A 型 肝 炎	—	—	—	0	0	0
	オ ウ ム 病	—	—	—	0	0	0
	つ つ が 虫 病	—	1	—	1	0	0

	デング熱	—	1	—	1	0	0
	レジオネラ症	—	1	1	2	2	3
五類 (全数把握分)	アメーバ赤痢				2	0	3
	カルバペネム耐性腸内細菌感染症				0	0	0
	急性脳炎				0	2	1
	クロイツフェルト・ヤコブ病				2	3	0
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症				2	6	5
	後天性免疫不全症候群				1	1	1
	侵襲性インフルエンザ菌感染症				0	0	1
	侵襲性肺炎球菌感染症				9	14	2
	水痘（入院例に限る）				2	1	2
	梅毒				26	21	24
	播種性クリプトコックス症				0	0	0
	破傷風				0	0	0
	百日咳				76	0	0
	風しん				0	0	0
	麻疹				0	0	0
計					172	80	74
五類 (定点把握分)	インフルエンザ				9,444	5,396	8,178
	新型コロナウイルス感染症				2,733	5,847	8,155
	感染性胃腸炎				992	966	953

※新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日より5類感染症（定点把握）に変更。

カ 結核予防業務

(ア) 目的

結核予防対策は、感染症法に基づき結核のまん延防止、治療完遂を目指して実施している。

(イ) 計画

a 予防

- (a) 結核予防知識の普及啓発
- (b) 管内市結核対策委員会への出席及び情報提供

b 患者管理

- (a) 結核患者等に対する服薬支援
- (b) 接触者健診の実施

c 医療

- (a) 感染症診査協議会の開催

(b) 医療従事者等研修会等の開催

(ウ) 実績（成果）

（令和 7 年度）

項 目	内 容
予 防	・ 富士市学校結核対策委員会（2 回） ・ 富士宮市結核対策委員会（1 回）
患者管理	・ 結核患者や家族等に対する服薬指導等の保健指導実施（延 約 400 人） ・ DOTS カンファレンス（21 回） ・ 接触者健診の実施 （血液検査(T-SPOT)220 人、胸部レントゲン検査（受診券発行）37 人）
医 療	・ 感染症診査協議会の開催（13 回） ・ 結核コホート検討会（2 回）

(エ) 評価・改善

新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、結核の新登録患者数は減少傾向であったが、令和 6 年は増加に転じた。発病患者との接触状況に応じて適切な時期に接触者健診を行い、患者等の状況に合わせて家族や病院、施設、職場、学校等と連携して服薬支援を実施した。

コホート検討会では、管内の結核発生状況、治療成績、DOTS 実施率等について報告し、対応困難事例についての情報共有や対応方法の検討を行った。

結核定期健康診断等実施状況調

（令和 7 年度）

区 分	事業所	学 校	施 設	市			合計
				BCG 接種	レントゲン撮影	計	
対象人員	12,646	1,990	1,511	1,737	113,837	115,574	129,814
受診者数	12,089	1,986	1,485	1,731	16,947	18,678	32,491
受診率（%）	95.6	99.8	98.3	99.7	14.9	16.2	25.0
患者発見数	1	0	0	0	0	0	1

結核定期健康診断等実施状況調（市別）

市	区 分	令和 6 年度			令和 7 年度		
		BCG 接種	レントゲン撮影	合計	BCG 接種	レントゲン撮影	合計
富士宮市	対象人員	540	39,244	39,784	500	39,267	39,787
	受診者数	537	11,570	12,107	500	11,564	12,064
	受診率（%）	99.4	29.5	30.4	100.0	29.4	30.3
	患者発見数	0	0	0	0	0	0
富士市	対象人員	1,381	74,484	75,865	1,237	74,570	75,807
	受診者数	1,295	5,094	6,389	1,231	5,383	6,614
	受診率（%）	93.8	6.8	8.4	99.5	7.2	8.7
	患者発見数	0	0	0	0	0	0

合 計	対象人員	1,921	113,728	115,649	1,737	113,837	115,574
	受診者数	1,832	16,664	18,496	1,731	16,947	18,678
	受診率 (%)	95.4	14.7	16.0	99.7	14.9	16.2
	患者発見数	0	0	0	0	0	0

富士保健所管内の年末時結核患者登録状況※（ ）が新規登録者数

年 \ 市名	富士市	富士宮市
令和3年	34(15)	15(9)
令和4年	26(10)	17(6)
令和5年	27(10)	16(7)
令和6年	30(15)	6(5)
令和7年	29(13)	6(5)

※結核登録者情報システムへの報告人数（1月1日から12月31日までの期間の集計）

登録者は潜在性結核感染症を除いた肺結核・肺外結核の患者。治療終了後およそ2年程度の経過観察が終了すれば除外する。

富士保健所管内の新規潜在性結核感染者登録状況※

年 \ 市名	富士市	富士宮市
令和3年	9	3
令和4年	5	19
令和5年	9	2
令和6年	10	5
令和7年	16	5

※結核登録者情報システムへの報告人数（1月1日から12月31日までの期間の集計）

キ 難病対策業務

（ア）目 的

難病対策については「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）に基づき、地域の難病の患者やその家族等に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上など、保健、医療及び福祉等の総合的なサービスの提供の推進を図っている。

難病対策のうち、患者の経済的、精神的な負担を軽減するため医療費等の助成を行っているが、平成27年1月から新たな難病医療費等助成制度（平成26年まで特定疾患治療研究事業）として対象疾患数が56疾患から110疾患に拡大された。平成27年7月1日には196疾患が追加、さらに、平成29年4月1日には24疾患追加され330疾患となった。その後平成30年4月1日に1疾患追加、令和元年7月に2疾患追加、令和3年度に6疾患が追加（うち1疾患は既存の指定難病に統合）、令和6年4月1日に3疾患追加、令和7年4月1日に7疾患追加され348疾患となった。

なお、令和6年4月から、難病患者が福祉、就労等の各種支援を円滑に利用できるようにするため、患者の申請に基づき指定難病に罹患していること等を確認し、「登録者証」を発行する「指定難病要支援者証明事業」を開始した。

(イ) 計 画

- a 静岡県特定疾患治療研究事業実施要綱に基づき、経済面の支援として医療費の公費負担等の事務を行うとともに、福祉、就労等の支援を円滑に利用できるようにすることを目的として難病登録者証を発行する。
- b 在宅人工呼吸器使用患者支援事業
- c 医療相談事業
- d 訪問相談事業
- e 富士市難病患者・家族連絡会への支援

(ウ) 実績（成果）

- a 難病医療費等助成事業を実施し、医療費の公費負担等を実施した。また、難病登録者証を発行した。

難病医療費受給者数は「特定医療費等受給者調」のとおり

難病登録者証発行実績(成果) (令和7年度)

内 容	進 達
難病登録者証発行数(医療費助成受給者証同時申請含む)	48 件

b 在宅人工呼吸器使用患者支援事業

項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
管内委託 契約機関 (対象者利用機関)	3 件 (訪問看護ステーション) けいあい・あい・メディ ホス富士宮	3 件 (訪問看護ステーション) けいあい・あい・メディ ホス富士宮	3 件 (訪問看護ステーション) けいあい・あい・メディ ホス富士宮
対象患者	3 人 (筋萎縮性側索硬化症)	3 人 (筋萎縮性側索硬化症)	4 人 (筋萎縮性側索硬化症)
内 容	全身状態の視察、吸引、バイタルチェック、タッピング、 排尿介助、摘便・浣腸、精神的援助等		

在宅療養中の人工呼吸器使用の指定難病患者又は特定疾患治療研究事業の対象疾患の患者の適切な在宅医療の確保を図ることを目的に、指定難病患者又は特定疾患治療研究事業対象疾患の患者に対し診療報酬で定められた回数（1日3回まで）を超える訪問看護費用の交付事務手続きを行っている。

人工呼吸器装着患者については1年に1度は自宅訪問を行い、機器や物品、自家発電機の有無等をチェックしている。

c 医療相談事業 (令和7年度)

事 業 名	会 場	実 施 日	参加人数
難病患者総合相談会	富士市フィランセ東館	令和7年6月22日	34人

例年、富士市難病患者・家族連絡会と共催にて難病患者総合相談会を実施し、受給者証の説明や相談対応を行っている。様々な分野を専門とする医師やMSW、社会保険労務士などの多職種に治療や生活のことについて相談できる機会となっている。

d 難病患者訪問相談事業

(令和7年度)

相談実人数	相談延人数	(内訳)		
		訪問・面接件数	電話件数	来所件数
133	299	59	184	56

難病患者 133 人について、訪問や電話相談等を実施した。133 人中新規患者は 85 人である。家庭訪問の前後には、関係機関(居宅介護支援事業所や訪問看護ステーション等)との連絡調整を実施した。

令和6年度から家庭訪問、電話による相談に加えて更新申請等のため来所された患者や家族に対し面接にて相談対応を行っている。

また、訪問相談事業の一環として地域の神経難病に関わる介護支援専門員に対し、難病のケアマネジメントの特徴や介護保険以外のサービスの活用、多職種連携について理解を深めるための研修会を開催し、会場とオンラインで延べ 85 人の参加があった。

e 富士市難病患者・家族連絡会への支援

富士市難病患者・家族連絡会の医療講演会及び難病患者総合相談会の企画会議等へ出席した。

(エ) 評価・改善

a 難病医療費等助成事業等

難病患者に対する治療促進と医療費の負担軽減に寄与した。

また、難病登録者証は障害福祉サービスの受給申請時やハローワーク等の利用時に、医師の診断書に代わり、指定難病患者であることを示すことができる。さらに、令和7年4月からは、難病患者も障害者の県施設利用料減免の対象となった。さらに令和8年2月19日から富士宮市の対象施設について公共施設使用料金の割引制度が始まった。

b 在宅人工呼吸器使用患者支援事業

在宅療養中の人工呼吸器使用患者の訪問看護の費用の負担軽減に寄与した。

c 医療相談事業

管内外の各科専門医の参加もあり、管外からも難病患者が集まり、患者や家族が専門医に相談できる機会を設けることができた。

d 難病患者訪問相談事業

主に重症神経難病患者や独居の神経難病患者を訪問し、療養生活の相談や関係機関との連絡調整を行い、患者の生活の質(QOL)の向上に寄与した。

災害時緊急マニュアルを作成・更新することにより、本人や家族・関係機関と災害発生時の対応について共有でき、平時からの備えにつながった。

令和7年度は、難病患者の身近な相談相手である介護支援専門員等を対象に難病ケアマネジメントへの特徴理解を促すため、オンライン・会場のハイブリット形式の研修を実施した。会場 35 人、オンライン 61 人の申込があった。アンケート数は 51 で、研修会全体の満足度は 51%が満足、35%がやや満足、12%がどちらとも言えない、2%がやや不満という結果だった。

e 富士市難病患者・家族連絡会への支援

総合相談会を企画の段階から支援し、連絡会役員等との連携を図り、難病患者への相談支援の充実につなげた。

特定医療費等受給者調

(令和7年度)(単位:人)
(令和8年3月31日現在)

疾患群 \ 市町名	富士宮市	富士市	計	令和6年度末計	令和5年度末計
1 血液疾患	28	64	92	89	88
2 免疫疾患	290	511	801	733	626
3 呼吸器疾患	44	68	112	116	103
4 循環器疾患	43	52	95	92	87
5 消化器疾患	223	491	714	693	664
6 骨・関節疾患	62	117	179	181	190
7 染色体・遺伝子異常	2	1	3	4	5
8 皮膚・結合組織疾患	13	19	32	36	105
9 腎・泌尿器疾患	55	78	133	128	118
10 内分泌疾患	28	52	80	80	78
11 聴聴覚・平衡機能疾患	1	1	2	2	2
12 視覚疾患	29	42	71	76	81
13 神経・筋疾患	350	718	1068	1,070	1,041
14 代謝疾患	16	23	39	38	31
合計	1,184	2,237	3,421	3,338	3,219

ク 臓器移植対策事業

(ア) 目的

臓器移植医療について多くの人々の理解を得て、骨髄バンクへの登録を推進する。

(イ) 計画

骨髄バンクドナー登録窓口を設置し、骨髄バンクの広報・登録受付・採血業務を行う。

(ウ) 実績(成果)

骨髄バンクドナー登録窓口を設置し、骨髄バンクの広報・登録受付・採血業務(登録日:毎月第2水曜日)を行った。

令和7年度登録者数:1人

(エ) 評価・改善

骨髄バンクドナー登録者の受付を行い、白血病などの血液難病の治療に寄与した。

今後も登録者を増やすために当所で実施している研修会等の機会を通じて、普及啓発を行っていく。

ケ 原爆被爆者対策事業

(ア) 目的

被爆者の健康保持増進に努めるとともに、福祉の充実を図る。

(イ) 実績(成果)

指定医療機関において、定期健康診断(一般検査・がん検診)とその結果に基づく精密検

査を行い、被爆者及び被爆二世の健康保持増進に努めた。

また、被爆者手帳の交付、各種手当、医療費、葬祭費などの給付事務、一般疾病医療機関の指定などの事務を行った。

原子爆弾被爆者健康診断実施状況（令和7年度）

○ 一般検査（年2回実施）（単位：人）

第1回				第2回			
対象者数	受診者	要精密検	要医療	対象者数	受診者	要精密検	要医療
57	12	0	0	56	7	0	0

○ がん検診（年1回実施）（単位：人）

対象者数	受診者数						
	胃がん	肺がん	大腸がん	骨髄腫	乳がん	子宮がん	要精検
56	12	15	9	15	9	9	2

（ウ）評価・改善

現状、被爆者が高齢化し、被爆二世の占有率が増加している。現在、被爆者が健康診断を受けることにより、健康状況の把握、療養支援が図られるとともに、医療費の負担軽減に寄与している。

コ 風しん抗体検査事業

（ア）目的

妊娠を希望する女性とその同居者等を対象に、医療機関において無料で風しん抗体検査を受けられる体制を整備することにより、風しんの感染予防及びまん延防止を図り、先天性風しん症候群を予防する。

（イ）実績（成果）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
申請者数(人)	154	192	179	183
交付者数(人)	153	192	179	182
検査実施者数(人)	134	156	161	160
実施率(%)	87.6	81.2	89.9	87.9

（ウ）評価・改善

風しん抗体検査の費用助成制度推進により、先天性風しん症候群の予防に寄与した。

4 育成課・相談判定課（児童相談所）、相談判定課（知的障害者更生相談所）

児童相談所は、市町と適切な役割分担・連携を図りつつ、家庭その他からの相談に応じ、児童が抱える問題や真のニーズ、また児童の置かれた環境等を的確に捉え、個々の児童や家庭にもっとも効果的な援助を行うことにより、児童の福祉を図り、その権利を擁護することを主たる目的として設置される行政機関である。

富士児童相談所は、「静岡県児童相談所設置条例の一部を改正する条例」により平成22年4月1日に東部児童相談所から分割設置された。設置当初は相談課の一課体制であったが、令和2年度より育成課・相談判定課の二課体制となっている。

（１） 児童相談の受付と処理

ア 目 的

児童福祉に関するあらゆる問題について相談に応じ、社会学、心理学、医学等の専門的知識や技術によって診断し、関係機関と連携をしながらそれぞれのケースに適切な助言指導、通所指導、施設入所指導等を行い、効果的な支援を提供する。

また、市町、学校、警察等の関係機関と連携し、特に、児童虐待防止に向けた地域の対応力を高めながら、児童の福祉の向上を図る。

イ 実 績

（ア）相談別児童対応状況

児童相談種類別対応状況調

（単位：人）

相談種別 \ 年度別		令和5年度	令和6年度	令和7年度
養護相談	児童虐待相談	387	349	295
	その他の相談	24	26	25
保健相談		0	0	0
障害相談	肢体不自由	0	2	0
	視聴覚障害	0	0	0
	言語発達障害等	0	0	0
	重症心身障害	1	1	1
	知的障害	537	637	776
	発達障害	0	0	0
非行相談	ぐ犯行為等	36	28	22
	触法行為等	29	24	23
育成相談	性格行動	58	33	29
	不登校	0	0	0
	適性	0	0	0
	育児・しつけ	0	0	0
その他の相談		91	113	77
計		1,163	1,213	1,248

(イ) 経路別対応状況

経路別対応状況

(単位：件)

経路 \ 年度別	令和5年度	令和6年度	令和7年度
福祉事務所	557	659	768
児童委員	7	0	2
県市町等関係機関	40	33	32
児童福祉施設	4	0	0
警察	355	307	279
家庭裁判所	3	3	4
保健所	0	0	0
医療機関	18	22	17
幼稚園	0	3	4
学校	28	22	14
教育委員会等	0	0	0
里親	0	0	0
家族・親戚	65	72	47
近隣・知人	63	67	52
児童本人	11	8	13
その他	11	17	16
計	1,163	1,213	1,248

(ウ) 児童相談処理状況

児童相談処理状況				(単位：件)	
年度別 区 別		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	
面接指導	助 言 指 導	542	558	581	
	継 続 指 導	231	227	185	
	他 機 関 あ っ せ ん	15	10	5	
児 童 福 祉 司 指 導		7	5	10	
児 童 委 員 指 導		0	0	0	
児童家庭支援センター指導・指導委託		0	0	0	
市 町 村 指 導 委 託		0	0	0	
市 町 村 送 致		5	10	9	
福 祉 事 務 所 送 致 ・ 通 知		0	0	1	
訓 戒 ・ 誓 約		12	5	5	
児童福祉	入 所	7	8	3	
施 設	家庭裁判所送致（再掲）（※1）	0	0	0	
指 定 医 療 機 関 委 託		0	0	0	
里 親 委 託(※2)		1	4	2	
家 庭 裁 判 所 送 致(※3)		1	2	1	
障 害 児 施 設 等 へ の 利 用 契 約		4	0	1	
そ の 他		338	384	445	
計		1, 163	1, 213	1, 248	

（※1）児童福祉法第 27 条の 3 による家庭裁判所送致

（※2）小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）委託を含む

（※3）児童福祉法第 27 条第 1 項第 4 号による家庭裁判所送致

(エ) 社会福祉施設要入所者調

社会福祉施設要入所者調

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

(単位：人)

施設の種類		管内施設		管内要入所者			過不足 (A)-(B) △印は不足	摘要
		施設数	定員 (A)	入所中	入所 待機者	計 (B)		
保 護	救護施設							
	小 計							
老 人	養護老人ホーム							
	特別養護老人ホーム							
	軽費老人ホーム							
	小 計							
児 童	福祉型障害児入所施設							
	医療型障害児入所施設							
	児童心理治療施設	1	43	6	0	6	37	
	小 計	1	43	6	0	6	37	
障害者支援施設								
合 計		1	43	6	0	6	37	

(オ) 児童福祉施設等在所者数及び里親委託児童数 (R8. 3. 31 時点)

児童福祉施設等在所者及び里親委託児童調

(単位：人)

施設別 \ 年度別	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
乳 児 院	7	6	6
児 童 養 護 施 設	52	51	55
福祉型障害児入所施設	29	29	24
医療型障害児入所施設	4	4	3
児 童 心 理 治 療 施 設	6	6	6
児 童 自 立 支 援 施 設	6	5	3
計	104	101	97
里親委託(ファミリーホーム含)	17	21(※1)	23

(※1) R7. 3. 31 付 措置停止 1 件を含む

(カ) 里親登録状況及び委託状況

区分 \ 年度別	令和5年度	令和6年度	令和7年度
管内里親登録数(組)	80	75	73
上記のうち受託里親数(組)	8	10	9
委託児童数※(人)	17	22	23

※ 委託児童数にはファミリーホームを含む

(キ) 一時保護状況

年度別 保護先	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	児童数 (人)	延日数 (日)	児童数 (人)	延日数 (日)	児童数 (人)	延日数 (日)
一時保護所	65	2,198	56	2,563	36	1,085
児童養護施設等	103	2,324	90	2,716	32	613
警察	0	0	0	0	0	0
その他	4	253	4	74	6	254
計	172	4,775	150	5,353	74	1,952

ウ 評価・改善

令和7年度の相談対応件数は1,248件となり、ここ3カ年ではほぼ横ばいで推移しており、令和6年度との比較では、児童虐待相談54件、ぐ犯行為等6件、触法行為等1件、性格行動相談4件と減少した一方、知的障害相談は139件増加している。知的障害相談件数が増加した理由については早期療育や権利意識の浸透から療育手帳の新規申請や判定資料の提供依頼が増えたことが考えられる。

経路別対応状況で最も多いのは福祉事務所であり、次いで警察、近隣・知人の順となっている。

里親委託について、令和7年度では前年度と比較し委託児童数が1人増加した。一方、里親登録数は減少したことから、受け皿となる新規里親の獲得に向けて取り組んでいく。

一時保護について、令和7年度は令和6年度と比較し、保護児童数では76人（対前年度比較約49.3%）保護日数は3,401日（同約63.5%）減少した。

一時保護は児童虐待その他の児童の生命・心身に危険が生じ、又はその危険が生じるおそれがある場合において、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図ること第一に実施しているが、児童虐待相談件数が減少したことに伴い、一時保護件数（児童数、日数）も減少したものと思われる。児童虐待相談件数の推移とともに、今後、その推移に留意していく。

(2) 児童虐待相談への対応

ア 目 的

児童虐待は、児童の健やかな発達や成長に重大な影響を及ぼす行為であり、重篤な事案では生命の危機に直結する場合もある。市福祉事務所、こども家庭センター、認定こども園・学校、警察等との関係機関との連携を密にし、児童虐待の防止や早期対応を図り、児童の安全の確保と健全な成長を保障する。

イ 実 績

(ア) 虐待種別相談処理件数

(令和8年3月31日現在) (単位：人)

区 分	3歳未満	学齢前	小学生	中学生	高校生等	計
身体的虐待	7(8)	14(16)	33(36)	15(29)	13(8)	82(97)
性的虐待	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)
心理的虐待	26(43)	42(50)	65(67)	21(21)	13(18)	167(199)
ネグレクト	13(20)	9(6)	15(16)	6(9)	2(2)	45(53)
計	46(71)	65(72)	114(119)	42(59)	28(28)	295(349)

※ () 内は令和6年度実績

(イ) 要保護児童対策地域協議会及び教育機関との連絡会への参加回数

(令和8年3月31日現在) (単位：回)

区 分	富士宮市	富士市
要保護対策地域協議会（代表者会議）	2(2)	2(2)
要保護対策地域協議会（実務者会議）	6(37)	12(66)
七者会	3(11)	—
青少年対策関係機関連絡会	—	—
小中学校生徒指導連絡会	—	9(14)
いじめ問題対策連絡協議会	—	2(2)
子ども若者支援会議	0(0)	2(2)

※ () 内は参加人数

(ウ) 管内福祉事務所の養護相談受付件数

(単位：件)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	受付件数	児相送致件数	受付件数	児相送致件数
富士宮市	94(27)	9(4)	90(34)	4(3)
富 士 市	534(223)	11(4)	511(178)	6(4)

※ () 内は児童虐待相談件数を再掲

(エ) 警察との連携

児童虐待死亡事例等の発生を鑑み、児童相談所と警察が連携を図り、それぞれの組織の強みを生かして、早期に虐待ケースに対応することが求められている。富士児童相談所では、例年実施している連絡会を、令和7年7月10日に管内警察署（富士宮警察署、富士警察署）、富士宮市、富士市の参加により開催し、情報交換などを行った。

また、令和2年度から中央児相に警察職員が配置され、全県児相と警察との調整を行ってきた。令和4年度からは、各児相に併任警察官が配置され、よりスムーズな連絡調整が行われている。

(オ) 管内施設への技術支援等

(令和8年3月31日現在) (単位：回)

施設種別 \ 研修	講義研修 (訪問研修)	児童グループ	性教育 (訪問研修)
児 童 養 護 施 設	3	17	1
福祉型障害児入所施設	3	0	0

ウ 評価・改善

虐待種別相談処理件数は、児童虐待相談件数が令和6年度から令和7年度に対して減少していることと関連し、種別ごとの件数も減少しているが、心理的虐待が全体に占める件数（割合）に変化はない。（令和6年度 57.1%、令和7年度 55.6%）

児童相談所は他機関からの通告により児童虐待に対応する機関であるため、児童虐待の早期発見と未然防止には警察、学校、保育所、幼稚園、病院等の児童虐待を発見しやすい立場にある機関での取組が重要であることから、市要保護児童対策地域協議会や教育機関等の連絡会に参加し、積極的に児童虐待に関する対応方法や情報共有を図っている。

また、非行、不登校、いじめなどの問題についても、それぞれの会議等に児童相談所職員が出席し、関係機関と連携を図っていくことによって、児童虐待だけではなく、地域において問題がどのように発生しているのかなどを常に把握して、問題の解決に向けて助言や支援、ケースワーク等を行っていく。

(3) 知的障害者更生相談所業務

富士知的障害者更生相談所は「静岡県行政組織規則の一部を改正する規則(平成22年3月31日静岡県規則第18号)」により平成22年4月1日に設置された。

ア 目 的

心理学及び医学的および、障害程度の判定を行うとともに、必要に応じて本人や家族への助言指導並びに福祉事務所に対する専門的技術支援を行うことで、知的障害児・者の福祉の向上を図る。

イ 実 績

判定結果別療育手帳判定件数

(令和8年3月31日現在) (単位: 件)

区分	児童(18歳未満)				者(18歳以上)			
	A (重度)	B (中軽度・ 発達障 害)	非該当 等	計	A (重度)	B (中軽度・ 発達障 害)	非該当 等	計
新規判定	24	155	26	205	0	14	0	14
再 判 定	59	127	4	190	10	70	0	80
計	83	282	30	395	10	84	0	94

知的障害者調

(令和8年3月31日現在) (単位: 人)

区分 市町別	知的障害者数（療育手帳交付者）									管内 人口	比率 (対千人)
	18 歳未満			18 歳以上			計				
	A	B	計	A	B	計	A	B	計		
富 士 宮 市	93	284	377	355	761	1,116	448	1,045	1,493	125,124	12.0
富 士 市	186	614	800	673	1,546	2,219	859	2,160	3,019	243,750	12.4
計	279	898	1,177	1,028	2,307	3,335	1,307	3,205	4,512	368,874	12.2

ウ 改善・評価

発達検査、知能検査等を実施し、障害程度の判定を行っている。判定に際しては、検査数値だけでなく、日常生活の様子や介護度についても考慮している。また、市福祉事務所と連携して生活や福祉支援についての相談にも対応している。

5 衛生業務課

(1) 食品衛生業務

ア 目的

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、県民の健康の保護を図る。

イ 計画

(令和7年度)

実施月	実施方法	対象施設・業種
4～6	重点監視	集団給食施設（学校給食）、菓子製造業
5	一斉監視	飲食店（露店）
6～7	一斉監視	旅館、富士山山室
8～10	一斉監視	食肉販売、飲食店
11～1	重点監視	旅館、集団給食施設（社会福祉施設）
2	一斉監視	飲食店（露店）

ウ 実績（成果）

(ア) 監視指導

地域の実情を踏まえた年間監視計画を策定し、重点業種を定めるなど効果的な監視指導を実施した。また、管内において製造された食品や流通食品については、計画的な収去検査を実施し、違反食品の排除に努めた。特に、大規模調理施設や食品製造施設については、食品衛生監視専門班の応援を得て専門的な監視指導を行い、食品の安全確保に努めた。

また、製造・流通段階の違反食品発見後の措置や食品に関する苦情については、その迅速処理に努めた。

(イ) 食中毒防止

a 一斉監視・衛生講習

食中毒防止対策等を効果的に推進するため、一斉監視指導や衛生講習会を実施した。

衛生講習会では、令和3年6月から原則全ての食品関連施設において導入が義務付けられた HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を中心に講習会を実施した。

b 啓発活動

食中毒防止月間（8月）には、富士及び富士宮食品衛生協会の協力により、食中毒防止ポスター展、チラシの配布等を行い、県民に食中毒防止を呼びかけた。

c 健康危機管理

感染症・食中毒を疑う集団発生では、医療健康課と連携して初動調査を的確に行い、原因究明のための積極的な疫学調査を実施した。毒物劇物を含めた化学物質等の中毒事件発生時に的確な初動調査を行うため、24時間体制の所内緊急時連絡網を作成することにより、関係機関との調整を図った。

(ウ) 食品営業者の自主管理体制の確立

富士及び富士宮食品衛生協会の食品衛生推進員や指導員による衛生指導等を積極的に支援した。

(エ) 消費者衛生講習会

食の安全に関する理解と食品衛生知識の普及啓発のため、管内の小学生とその保護者を対象に、食品安全教室を開催した。

エ 評価・改善

(ア) 消費者の食品に対する関心が高まる中、苦情を含む食品に関する相談は依然として多い。消費者の信頼を確保するため、引き続き監視指導、食品検査の実施、食品衛生責任者への衛生講習、消費者懇談会の積極的な開催等に努めていく。

(イ) 食中毒の発生を防止するため、特に大量調理施設（仕出し屋）を含む飲食店営業においては、手洗い指導に重点を置き、監視指導を強化していく。

(ウ) 食中毒発生防止を目的に、食品衛生推進員等に対して講習会を実施し、自主管理の強化を図っていく。

(エ) HACCP の普及については、対象となる食品取扱施設が多いため、各講習会で随時説明するとともに、食品衛生協会等関連団体と連携を密にし、効率的な普及啓発を実施していく。

(2) 生活衛生業務

ア 目的

旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所及びクリーニング所における衛生水準の向上を図る。

イ 計画

(令和7年度)

項 目	旅館	興行場	公衆浴場	理容所	美容所	クリーニング所
施設数	176	9	56	312	849	127
監視計画数	88	2	28	32	170	18

ウ 実績（成果）

旅館、公衆浴場、理容所、美容所等の許認可事務をはじめ、計画的な監視指導を行い、衛生水準の維持向上に努めた。

特に、旅館及び公衆浴場等の入浴施設に対しては、レジオネラ症発生防止対策の強化を重点に立入検査を実施し、浴槽水の衛生管理の徹底に努めた。

エ 評価・改善

旅館、公衆浴場等の衛生は、計画的な監視指導により衛生水準は確保されているが、入浴施設におけるレジオネラ症対策については、事業者に対して自主検査等を含め、引き続き、衛生管理の徹底を指導する。

(3) 温泉業務

ア 目的

温泉資源の保護及び温泉利用の適正化を図る。

イ 計画

(令和7年度)

区 分	施設数	監視計画数	監視実施数
温泉源泉	13	7	11
温泉利用施設	11	6	9

ウ 実績(成果)

温泉利用許可施設の立入調査や源泉の状況を把握するために、湧出量や温度等の実態調査を行った。

エ 評価・改善

温泉源泉及び温泉利用施設の実態調査により、温泉は適正に管理されている。

(4) 動物愛護管理業務

ア 目的

「人と動物の共生する社会」の実現を目指す。

イ 実績(成果)

(ア) 犬による危害防止

地元の獣医師会と連携し、狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の実施について周知徹底を図った。また、犬による危害を防止するため、放浪犬や放し飼いなどの苦情に対し、動物保護指導班の応援や管内市の協力を得て適切に対処した。特に、大型犬による咬傷事故は死亡事故につながるため、飼育者への適正管理指導に努めた。

(イ) 静岡県動物愛護管理推進計画の推進

令和元年6月に動物愛護管理法の一部改正を受け、静岡県動物愛護推進計画(2014)が見直され、静岡県動物愛護推進計画(2021)が策定された。従前どおり「人と動物の共生する社会」の実現を目指し、「飼い主責任の徹底」、「人と動物の安全と健康の確保」、「地域活動の充実」の3つの取組方針の下、動物愛護推進員、ボランティア、関係団体、関係市等と連携し、各種施策を実施した。

(ウ) 動物愛護指導

(一社)静岡県動物保護協会富士地区支部が開催する動物愛護教室、犬・ねこのしつけ教室及び社会福祉施設等へのふれあい訪問活動等を支援し、動物愛護と適正管理の普及に努めた。また、第一種動物取扱業の登録施設に対して立入検査を実施するとともに、動物取扱責任者必携や法改正資料等の内容を説明し、動物の適正管理の徹底に努めた。

ウ 評価・改善

(ア) 狂犬病の予防注射の実施率を向上させるため、引き続き、市と連携して飼い主への指導の徹底を図る。

なお、ねこについては、市の広報等を活用し、室内飼い、不妊手術等の適正飼育の指導を徹底する。

(イ) 静岡県動物愛護管理推進計画（2021）を広く県民に周知するとともに、市、関係団体、ボランティア等と協働し、「飼い主責任の徹底」、「人と動物の安全と健康の確保」、「地域活動の充実」の3つの取組方針に基づき、各種施策を推進していく。

(ウ) 犬やねこの適正飼育の指導、動物愛護教室の開催、ふれあい訪問活動等を、動物愛護、動物由来感染症の予防、生活への潤い、命の大切さ等の普及につなげる。

(5) 薬務業務

ア 薬事関係

(ア) 目的

医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保と医薬品の安全な使用を推進するため、監視指導等を実施することにより、保健衛生の向上を図る。

(イ) 計画

国・県から示される医薬品等一斉監視指導実施要領に基づき監視指導を実施する。

(ウ) 実績（成果）

医薬品等製造業者等に対して、薬事監視第1機動班が主体となり計画的に立入検査を行い、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保を重点に監視指導を実施するとともに、医薬品等の収去検査を実施した。

薬局、医薬品販売業者、医療機器販売・貸与業者に対して立入検査を行い、施設の構造、医薬品等の管理状況、調剤過誤防止対策、不正表示品、無許可品及び虚偽誇大広告等について監視指導を実施し、適正な医薬品等の取扱いの確保に努めた。

また、薬の正しい知識を普及するため、「薬と健康の週間」（10月17日～23日）を中心に地域啓発を実施した。

医薬品等の製造業・販売業の監視指導実績

年度	令和5年	令和6年	令和7年
対象施設数	2,027	2,042	2,056
立入検査件数	769	758	832
監視率（％）	37.9	37.1	40.5

(エ) 評価・改善

監視指導の結果、医薬品等の適正管理が徹底されている。

イ かかりつけ薬局の普及推進

(ア) 目的

「かかりつけ薬局」による薬歴管理や病院等における待ち時間の短縮などの医療ニーズに対応し、良質な医療の供給体制を確立するため、三師会（医師会、歯科医師会及び薬剤師会）と連携しながら医薬分業を推進し、医療の質の向上を図る。

(イ) 実績（成果）

薬局の監視指導の際に、患者の服薬情報の一元的な管理などについて指導するとともに、県民が安心して薬局で調剤を受けられるよう、調剤過誤防止対策を確認した。

処方箋受取率（保険診療処方箋数等に基づく推計値）

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
富士圏域	72.2%	75.2%	77.3%
県平均	78.2%	81.9%	83.8%
全国平均	76.4%	80.3%	82.1%

(ウ) 評価・改善

処方箋受取率は伸び悩んでいるものの、患者への医薬品の重複投与や相互作用による副作用を防止するという医薬分業のメリットが十分生かされるよう、「かかりつけ薬局」を普及していく。

ウ 毒物及び劇物関係

(ア) 目的

毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する適正な取扱いを指導し、毒物及び劇物による危害防止を図る。

(イ) 計画

国及び県から示される、農薬危害防止運動等により立入検査を実施する。

(ウ) 実績（成果）

販売業者及び業務上取扱者に対して監視指導を行い、毒物劇物の適正販売、保管管理及び取扱いを指導した。

さらに、毒物劇物製造業者及び大規模地震対策特別措置法等に基づく毒物劇物多量取扱施設については、薬事監視第1機動班と連携し立入検査を行った。

(エ) 評価・改善

監視指導等の結果、違反事項が見られたものの、事後指導等により改善され適正に業務が行われている。

エ 薬物乱用防止対策関係

(ア) 目的

本人の心身を蝕むばかりでなく、社会に計り知れない害悪を及ぼす麻薬、覚醒剤等の乱用の根絶を図る。

(イ) 計 画

医療健康課と合同で医療機関等の立入検査を行うとともに、覚醒剤等の薬物乱用に対処するため、関係機関・団体と連携して乱用防止の啓発を行う。

(ウ) 実績（成果）

麻薬、向精神薬及び覚醒剤原料等の取扱いについて、薬局等の立入検査を実施し、適正な保管管理等について指導し、不正使用及び不正流通の防止を図った。

薬物乱用防止対策として、県が委嘱する薬物乱用防止指導員を中心とした啓発活動を実施した。

県から薬剤師会への委託事業として、小中高校生を対象に、学校薬剤師による「薬学講座」を実施し、若年層に対する啓発活動を行うとともに、富士市麻薬・覚せい剤撲滅推進協議会が行う各種啓発事業の推進に協力した。

(エ) 評価・改善

監視指導等の結果、違反事項が見られたものの、事後指導等により改善され適正に業務が行われている。

薬物乱用防止指導員による活動を通して、地域住民の薬物乱用防止に対する関心が高まるとともに、薬剤師会による「薬学講座」の実施により、若年層における薬物乱用の抑止効果が得られている。

オ 献血関係

(ア) 目 的

医療に必要な血液と血液製剤を安定供給するため、献血思想の普及啓発を図る。

(イ) 実績（成果）

献血推進については、静岡県赤十字血液センター及び市と連携を図りながら啓発活動を行い、県の採血計画に基づく目標の達成に努めた。

献血推進の啓発活動としては、高校生ボランティアを「アボちゃんサポーター」として委嘱し、学域及び SNS での献血広報・献血思想の普及に努めた。

(ウ) 評価・改善

高校生ボランティアの協力を得ることで若い世代の献血に対する関心が高まった。

なお、令和 7 年度の献血者確保目標数に対する献血受付け数の割合は、県では 99.6%で、管内は 107.1%であった。

(6) 環境衛生業務

ア 建築物衛生関係

(ア) 目的

建築物の衛生管理を徹底し、快適で健康的な環境の確保を図る。

(イ) 実績（成果）

特定建築物の維持管理状況及び建築物清掃等登録業者の業務管理に対し立入指導を実施した。

(ウ) 評価・改善

特定建築物の衛生管理に関しては、立入指導により、衛生的な環境が確保されている。

動物取扱施設立入検査状況調

(令和7年度)
(令和8年3月31日現在)

項目 種別	施設数	登録件数	立目 入検 査件 数 (A)	立入 検査 件数 (B)	立入 検査 率 (B/A)	処分等の件数				告発 件数	
						登録 取消	停止	改善 措置 勧告	命令	始末 書 その他	無 登録
販 売	105	105	53	46	86.8						
保 管	132	140	70	47	67.1						
貸出し	10	10	5	3	60.0						
訓 練	11	17	9	5	55.6						
展 示	17	17	9	17	188.9						
競りあっせん	0	0	0	0	0						
譲受飼養	1	1	1	0	0						
合 計	276	290	147	118	80.3	0	0	0	0	0	0

特定動物飼養又は保管許可件数調

(令和7年度)
(令和8年3月31日現在)

特定動物の種類	施設数	新規許可件数	変更許可件数	立入検査件数	処分等の件数			告発件数	
					許可取消	措置命令等	始末書 その他	無許可	その他
哺乳類	0	2	0	2	0	0	0	0	0
鳥類	0	0	0	0	0	0	0	0	0
爬虫類	6	2	0	6	0	0	0	0	0

犬・猫の愛護管理状況調

(令和7年度)
(令和8年3月31日現在)

犬					猫		
保護頭数	引取り頭数	返還頭数	譲渡頭数	殺処分頭数	引取り頭数	譲渡頭数	殺処分頭数
11	0	9	2		0	0	

動物をめぐる苦情・相談件数調

(令和7年度)
(令和8年3月31日現在)

動物種 \ 項 目	苦 情	相 談
犬	18件	171件
猫	11件	150件
その他の愛護動物	0 件	10件

動物愛護ボランティアグループ及び動物愛護推進員人数調

(令和7年度)
(令和8年3月31日現在)

市町別	項 目	ボランティアグループの数	動物愛護推進員の人数
富士市		7	5
富士宮市		6	3

咬傷犬事故発生状況調

区 分	件 数	被害者数	告発件数
令和 5 年度	15件	17人	0 件
令和 6 年度	18件	19人	0 件
令和 7 年度 (令和 8 年 3 月 31日現在)	15件	15人	0 件

生活・環境衛生監視指導状況調

(令和 7 年度)
(令和 8 年 3 月 31 日現在)

項目 施設別		施設 数	監視 目標 件数 (A)	監視 指導 件数 (B)	監視 率 (B/A)	処 分 件 数			
						営業許可 取 消	営業停止	措置 改善命令	使用制限 等その他
営業 関係 施設	旅館	176	88	89	101.1				
	興行場	9	2	2	100.0				
	公衆浴場	56	28	35	125.0				
	理容所	312	32	34	106.3				
	美容所	849	170	173	101.8				
	クリーニング所	48	10	10	100.0				
	クリーニング取次店	79	8	9	112.5				
	小 計	1,529	338	352	104.1	0	0	0	0
その の施 他設	化製場	1	1	2	200.0				
	魚屑等処理場								
	小 計	1	1	2	200.0	0	0	0	0
合 計		1,530	339	354	104.4	0	0	0	0

食品関係営業施設の監視状況調

1 許可を要する施設（旧食品衛生法）

（令和7年度）

（令和8年3月31日現在）

項目 区分	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数						告発件数		許可前の調査件数
					営業許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	物品の廃棄	始末書等その他	無許可営業	その他	
飲食店営業	1133	496.3	696	140.2									
菓子(パンを含む。)製造業	105	183	156	85.2									
乳処理業	2	4	3	75									
特別牛乳搾取処理業													
乳製品製造業	9	18	13	72.2									
集乳業													
魚介類販売業	39	38.2	43	112.6									
魚介類せり売り営業													
魚肉ねり製品製造業	1	2	3	150									
食品の冷凍又は冷蔵業	5	10	8	80									
缶詰又は瓶詰食品製造業 (上記及び下記以外)			1										
喫茶店営業	13	3.8	3	78.9									
あん類製造業													
アイスクリーム類製造業	6	12	8	66.7									
乳類販売業													
食肉処理業	8	9	12	133.3									
食肉販売業	36	36	52	144.4						1			
食肉製品製造業	4	8	7	87.5									
乳酸菌飲料製造業													
食用油脂製造業	2	2	1	50									
マーガリン又はショートニング製造業													
みそ製造業	3	3	4	133.3									
醤油製造業													
ソース類製造業	2	4	1	25									
酒類製造業	5	5	7	140									
豆腐製造業	7	7	10	142.9									
納豆製造業	1	1	2	200									
めん類製造業	11	11	0	0									
そうざい製造業	35	70	11	15.7									
添加物(法第11条第1項の規定により規格が定められたものに限る。)製造業	3	6	0	0									
清涼飲料水製造業	7	14	2	14.3									
氷雪製造業													
氷雪販売業													
計	1,437	943.3	1,043	110.6						1			

2 許可を要しない施設（旧食品衛生法）

（令和 7 年度）
（令和 8 年 3 月 31 日現在）

項 目 区 分		施 設 数	目 標 監 視 件 数 (A)	監 視 実 施 件 数 (B)	監 視 率 (B/A)	処 分 件 数				告 発 件 数
						営 業 禁 止	営 業 停 止	物 品 廃 棄	始 末 書 そ の 他	
給 食 施 設	学 校	39	72	73	100.4					
	病 院 ・ 診 療 所	6	6	6	100					
	事 業 所	2	2	2	100					
	そ の 他	102	103	101	98.1					
乳 搾 取 業										
食 品 製 造 業										
野 菜 ・ 果 物 販 売 業										
そ う ざ い 販 売 業										
菓子（パンを含む。）販売業										
食品販売業（上記以外。）										
添加物（食品衛生法第 11 条第 1 項の規定により規格が定められたものを除く。）の製造業										
添 加 物 販 売 業										
氷 雪 採 取 業										
器具・容器包装又はおもちゃの製造又は販売業										
計		149	183	182	99.5	0	0	0	0	0

食品関係営業施設の監視状況調

1 許可を要する施設（新食品衛生法）

（令和7年度）

（令和8年3月31日現在）

項 目 区 分	施 設 数	目 標 監 視 件 数 (A)	監 視 実 施 件 数 (B)	監 視 率 (B/A)	処 分 件 数						告 発 件 数		許 可 前 の 調 査 件 数
					営 業 許 可 取 消	営 業 禁 止	営 業 停 止	改 善 命 令	物 品 の 廃 棄	始 末 書 等 そ の 他	無 許 可 営 業	そ の 他	
飲 食 店 営 業	3,307	1581.6	1401	88.6						1			778
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	25	5	4	80.0									9
食 肉 販 売 業	62	62	93	150.0						1			18
魚 介 類 販 売 業	63	63	60	95.2									14
魚介類競り売り営業	2	4	4	100.0									0
集 乳 業	2	2	2	100.0									0
乳 処 理 業	2	4	6	150.0									2
特別牛乳搾取処理業													
食 肉 処 理 業	12	14	16	114.3									7
食品の放射線照射業													
菓 子 製 造 業	321	642	593	92.4									67
アイスクリーム類製造業	7	14	16	114.3									6
乳 製 品 製 造 業	6	12	11	91.7									1
清涼飲料水製造業	16	32	26	81.3									2
食 肉 製 品 製 造 業	7	14	11	78.6						1			2
水 産 製 品 製 造 業	34	68	65	95.6									5
氷 雪 製 造 業	1	1	10	1000									0
液 卵 製 造 業	1	2	1	50.0									0
食 用 油 脂 製 造 業	4	4	7	175.0									2
みそ又はしょうゆ製造業	10	10	12	120.0									2
酒 類 製 造 業	8	8	21	262.5									2
豆 腐 製 造 業	6	6	7	116.7									4
納 豆 製 造 業	1	1	3	300.0									1
麺 類 製 造 業	20	20	26	130.0									8
そ う ざ い 製 造 業	173	344	340	98.8						2			47
複合型そうざい製造業	5	9	9	100.0									2
冷 凍 食 品 製 造 業													
複合型冷凍食品製造業													
漬 物 製 造 業	54	108	97	89.8						1			7
密封包装食品製造業	15	30	30	100.0						1			2
食 品 の 小 分 け 業	9	9	12	133.3									1
添 加 物 製 造 業	13	26	20	76.9									1
計	4,186	3095.6	2903	93.8	0	0	0	0	0	7	0	0	990

区 分	項 目	施 設 数	目 標 監 視 件 数 (A)	監 視 実 施 件 数 (B)	監 視 率 (B/A)	処分件数				告 発 件 数
						営 業 禁 止	営 業 停 止	物 品 廃 棄	始 末 書 そ の 他	
旧許可業種 であった 営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	41	8.2	12	146.3					
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	104	20.8	18	86.5					
	乳類販売業	210	42	56	133.3					
	氷雪販売業	1	0.2	0	0.0					
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	288	57.6	26	45.1					
販売業	弁当販売業	16	3.2	8	250.0					
	野菜果物販売業	105	21.0	14	66.7					
	米穀類販売業	22	4.4	9	204.5					
	通信販売・訪問販売による販売業	6	1.2	0	0.0					
	コンビニエンスストア	167	33.4	33	98.8					
	百貨店、総合スーパー	138	27.6	82	297.1					
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	131	26.2	11	42.0					
	その他の食料・飲料販売業	244	48.8	85	174.2					
製造・ 加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	2	0.4	0	0					
	いわゆる健康食品の製造・加工業	42	60	46	76.7					
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	35	7	15	214.3					
	農産保存食料品製造・加工業	159	31.8	48	150.9					
	調味料製造・加工業	7	1.4	1	71.4					
	糖類製造・加工業	6	1.2	2	166.7					
	精穀・製粉業	2	0.4	1	250.0					
	製茶業	47	9.4	6	63.8					
	海藻製造・加工業	1	0.2	0	0					
	卵選別包装業	7	14	14	100.0					
	その他の食料品製造・加工業	73	14.6	11	75.3					
上記以外の もの（改正 法による改 正後の法第 68条第3項 において準 用されるも のを含む。）	行商									
	集団給食施設	149	183	182	99.5					
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	45	9	2	22.2					
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	9	1.8	68	3777.8					
	その他	31	6.2	13	209.7					
計		2,088	635	763	120.2	0	0	0	0	0

食品等の収去検査状況調

(令和7年度)
(令和8年3月31日現在)

試験区分 区分		食品衛生法に基づく収去										食品表示法に基づく収去	
		試験した収去検体数	不良検体数	不良理由							衛生規範に基づく基準逸脱検体数	試験した収去検体数	不良検体数
				大腸菌群	細菌数	異物	添加物使用基準	法定外添加物	残留農薬基準	抗生物質(抗菌性物質) その他			
生乳													
牛乳及び加工乳		7											
脱脂乳													
山羊乳													
魚介類		11											
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	12										4	
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	4										3	
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	4										2	
	生食用冷凍鮮魚介類												
魚介類加工品(缶詰、瓶詰を除く)		4										2	
肉、卵類及びその加工品(缶詰、瓶詰を除く)		20										11	
乳製品		6										5	
乳類加工品(アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む)													
アイスクリーム類、氷菓		12										5	
穀類及びその加工品(缶詰、瓶詰を除く)		4											
野菜類、果物及びその加工品(缶詰、瓶詰を除く)		24										12	
菓子類		31										48	
清涼飲料水		19										15	
酒精飲料		6										6	
氷雪													
水													
缶詰、瓶詰食品		3										0	
その他の食品		50										4	
添加物	化学的合成品及びその製剤												
	その他の添加物												
器具													
容器包装													
おもちゃ													
台所用洗剤													
計		217										117	

食中毒発生状況調

(令和 7 年度)
(令和 8 年 3 月 31 日現在)

番 号	発 生 年 月 日	発 生 場 所	摂 食 者 数	患 者 数	死 者 数	原 因 食 品	病 因 物 質	原 因 施 設 (所在市町村)	摘 要
1	5/18	富士宮市	2	1	0	ハマチの柵 (推定)	アニサキス	不明 (不明)	
2	11/19	富士宮市	1	1	0	ツキヨタケ	植物性自然毒	家庭 (富士宮市)	
計			3	2	0				

薬事関係立入検査状況調

(令和7年度)

(令和8年3月31日現在)

区 分 項 目			対 象 施設数	立入検査 件 数	監視率 %	処分等の件数					告 発
						許可等順 業等の停止	構造設備 改善命令等	廃棄等	始末書	指導 票等	
薬 事	医薬品等製造販売業		24	17	40.5						
	医薬品等製造業		121	111							
	医療機器修理業		2	5							
	医薬品製造販売業（薬局）		5	3							
	医薬品製造業（薬局）		5	3							
	薬局		180	168							
	医薬品販売業		115	61							
	配置販売従事者		18	0							
	高度管理医療機器等販売業・貸与業		262	156							
	管理医療機器販売業・貸与業		1,323	306							
	再生医療等製品販売業		1	2							
	医薬部外品化粧品販売業			850							
	一般医療機器販売業・貸与業			304							
	業務上取扱う施設			486							
	小 計		2,056	2,472		0	0	0	0	0	0
毒 物 ・ 劇 物	製造（輸入）業		19	24	56.3					1	
	販売業		178	101							
	業務上 取扱者	届 出 有	20	0							
		届 出 無		16							
	特定毒物研究者		5	0							
	小 計		222	141		0	0	0	0	1	0
麻 薬 ・ 向 精 神 薬 等	麻薬営 業施設	製剤（輸出入）業	3	18	40.5						
		家庭麻薬製造業	2	2							
		元卸売業	0	0							
		卸売業	2	4							
		小売業	149	116						1	
	麻薬診 療施設	病院	13	12							
		診療所	86	7							
		飼育動物診療施設	25	0							
	麻薬研究者		9	6							
	大麻取扱者		0	0							
	けし栽培者		0	0							
	向精神 薬営業	輸入業	0	0							
		製造製剤業	1	0							

麻薬・向精神薬等 (続き)	施 設	卸売業	0	0									
		免許みなし卸売販売業	21	11									
		免許みなし薬局	180	168									
		小売業	0	0									
	向精神	病院	17	19									
		薬診療	診療所	437		7							
	施 設	飼育動物診療施設	53	0									
		向精神薬試験研究施設		7		6							
	小 計			1,005		376	37.4	0	0	0	0	1	0
	覚 醒 剤 ・ 覚 醒 剤 原 料	覚醒剤施用機関		0		0							
覚醒剤研究者		0	0										
覚醒剤原料取扱者		6	1										
覚醒剤原料研究者		7	1										
薬局		180	168							1			
病院		17	19										
診療所		437	7										
飼育動物診療施設		53	0										
小 計			700	196	28.0	0		0	0	0	1	0	
計			3,983	3,185	38.4	0		0	0	0	3	0	
違反施設率 0 / 3,185 × 100 = 0 %													

薬事関係施設の監視率

区 分	対象施設数	立入検査件数	監視率 (%)
令和5年度	3,998	1,378	34.5
令和6年度	3,988	1,369	34.3
2年度単純平均	3,993	1,373.5	34.4
令和8年3月31日現在	3,983	1,529	38.4

(注)

1 監視率は、
$$\frac{\text{立入検査件数} - \text{対象施設数斜線の立入検査件数}}{\text{対 象 施 設 数}} \times 100$$
で算出する。

2 違反施設率は、
$$\frac{\text{処分等の合計件数（指導票等件数を除く）}}{\text{立 入 検 査 合 計 件 数}} \times 100$$
で算出する。

建築物監視指導状況調

(令和7年度)
(令和8年3月31日現在)

項 目 施設別		施設 数	立入 検査 件数	監視 率	処 分 件 数				
					登録の 取消	使用停止	使用制限	措置 命令 改善	改善指導
建築物 関 係	特定建築物	103	35	34.0					
	清掃等登録業者	36	16	44.4					
合 計		139	51	36.7	0	0	0	0	0
(計監視率 36.7%)									
令和6年度	合 計	139	51	36.7	0	0	0	0	0
	(計監視率 36.7%)								

6 薬事監視第1機動班

所管区域は、静岡市清水区以東の賀茂保健所、熱海保健所、東部保健所、御殿場保健所、富士保健所及び静岡市保健所（清水区）の管内である。

年間出勤日数 360 日（180 日×2 班）を目標に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）、毒物及び劇物取締法に基づく製造業者等の監視指導及び相談業務を行っている。

（1） 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業者又は製造業者及び医療機器修理業者（以下、医薬品製造業者等）に対する監視指導

ア 目的

医薬品製造業者等に対し、製造・製造販売段階における医薬品等の品質、有効性、安全性の確保を図る。

イ 実績（成果）

製造販売業者における品質管理の基準（GQP 省令、QMS 省令）及び製造販売後安全管理の基準（GVP 省令）並びに製造業者における製造管理及び品質管理の基準（GMP 省令、QMS 省令）に基づいた専門的な監視指導を実施した。また、他県において医薬品の製造に関する不正事案が頻発していることから、同様の不正事案の発生を防止するため、医薬品製造業者に対する無通告査察を 3 件実施した。

その他、医薬品製造業者等からの各種相談に応じるとともに、医薬品製造業者等に対して講習を実施した。

ウ 評価・改善

医薬品製造業者等に対し、GQP、GVP、GMP、QMS 等の基本的な考え方を定着させ、適合状況をより向上させることにより、医薬品等の品質等の確保に寄与した。

無通告査察において重大な違反は確認されなかったものの、製造管理及び品質管理を行う上で改善が必要となる不備は確認されたことから、引き続き無通告査察を実施するとともに、査察技術のさらなる向上のため調査員に対する教育訓練を行っていく。

（2） 毒物又は劇物の製造業又は輸入業者並びに大規模地震対策特別措置法又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく地震防災応急計画届出施設又は南海トラフ地震防災対策計画届出施設（以下、毒物劇物製造業者等）に対する監視指導

ア 目的

毒物劇物製造業者等に対し、毒物・劇物による危害防止を図る。

イ 実績（成果）

毒物及び劇物取締法に基づいた取扱い及び保管管理状況を監視指導した。

ウ 評価・改善

毒物劇物製造業者等に対し、毒物・劇物による危害防止対策を徹底させることに寄与した。

監 視 対 象 施 設 数

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

製 造 販 売 業 ・ 製 造 業 等					その他	計
医薬品	医薬部外品	化粧品	医療機器	毒物劇物		
69	54	88	128	56	31	426

その他：大震法に基づく地震防災応急計画届出施設(22)及び南海トラフ地震特措法に基づく地震防災対策計画届出施設（9）

薬 事 監 視 第 一 機 動 班 実 績

(令和 7 年度)

業種 保健所	監 視 件 数						
	製 造 販 売 業 ・ 製 造 業 等					その他	計
	医薬品	医薬部外品	化粧品	医療機器	毒物劇物		
賀 茂	0	0	0	0	0	0	0
熱 海	0	0	2	0	0	0	2
東 部	17	2	8	43	3	1	74
修善寺支所	0	0	0	1	0	0	1
御殿場	0	4	9	11	4	0	28
富 士	53	22	28	23	12	9	147
静岡市(清水区)	10	8	13	6	8	4	49
計	80	36	60	84	27	14	301

事業の根拠法令調

事業名	根拠法令
<総務課> ・災害救助関係事業	災害救助法 同法施行令 同法施行規則 同法施行細則 被災者生活再建支援法 同法施行令 災害弔慰金の支給等に関する法律 同法施行令
<福祉課> ・民生委員・児童委員活動推進事業 ・避難行動要支援者支援事業 ・老人の日記念事業 ・地域リハビリテーション強化推進事業 ・戦傷病者戦没者遺族等の援護事業 ・児童、母子（父子）保健福祉対策事業 ・精神障害者保健福祉対策事業	民生委員法 災害対策基本法 老人福祉法 静岡県地域リハビリテーション強化推進事業実施要綱 戦傷病者戦没者遺族等援護法 母子保健法 児童福祉法 障害者自立支援法 母体保護法 小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要綱 不妊治療費(先進医療)補助金交付要綱 不育症検査費用補助金交付要綱 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 心身喪失者等医療観察法 自殺対策基本法 静岡県精神科救急医療対策事業実施要綱 精神保健指定医及び指定病院の輪番事業実施要領 高次脳機能障害地域基盤整備事業実施要綱 高次脳機能障害専門医療等総合相談事業実施要領 静岡県ひきこもり支援センター運営要領 静岡県精神障害者地域生活支援訪問事業実施要綱 高次脳機能障害者支援法 静岡県入院者訪問支援事業実施要項（要領）

事業名	根拠法令
<医療健康課> ・ 医務関係事業 ・ 富士山衛生センター運営事業 ・ 予防接種事業 ・ 感染症予防事業、性病予防事業、エイズ予防事業、結核予防事業 ・ 難病対策事業 ・ 肝炎治療特別促進事業 ・ 健康増進、保健指導、栄養指導事業、給食施設指導事業 ・ 食育推進事業 ・ 健康増進助成事業 ・ 臓器移植関係事業 ・ 免許関係事業 ・ 原爆被爆者対策事業 ・ 人口動態統計調査事業	医療法 同法施行令 同法施行規則 歯科技工士法 同法施行令 同法施行規則 臨床検査技師等に関する法律 同法施行令 同法施行規則 理学療法士及び作業療法士法 同法施行令 同法施行規則 死体解剖保存法 富士山衛生センター運営事業費補助金交付要綱 予防接種法 同法施行令 同法施行規則 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 同法施行令 同法施行規則 難病の患者に対する医療等に関する法律 静岡県特定疾患治療研究事業実施要綱 静岡県難病患者地域支援対策推進事業実施要綱 静岡県肝炎治療特別促進事業実施要綱 保健師助産師看護師法 地域保健法 地域保健対策の推進に関する基本的な指針 健康増進法 同法施行令 同法施行規則 栄養士法 同法施行令 同法施行規則 食育基本法 健康増進事業費補助金交付要綱 臓器の移植に関する法律 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律 医師法 同法施行令 同法施行規則 歯科医師法 同法施行令 同法施行規則 保健師助産師看護師法 同法施行令 同法施行規則 歯科技工士法 同法施行令 同法施行規則 診療放射線技師法 同法施行令 同法施行規則 臨床検査技師等に関する法律 同法施行令 同法施行規則 理学療法士及び作業療法士法 同法施行令 同法施行規則 栄養士法 同法施行令 同法施行規則 視能訓練士法 同法施行令 同法施行規則 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 同法施行令 同法施行規則 地方自治法 人口問題調査令

事 業 名	根 拠 法 令
< 育成課・相談判定課 > ・ 児童相談所運営業務 ・ 児童虐待関係業務 ・ 要保護児童措置業務 ・ 要保護児童保護業務 ・ 障害児入所給付費の支給決定業務 ・ 知的障害者更生相談所運営業務 ・ 療育手帳交付業務 < 衛生薬務課 > ・ 食品衛生事業 ・ 動物の保護管理事業 ・ 温泉関係事業 ・ 生活衛生関係営業指導事業	児童福祉法 児童相談所運営指針 静岡県児童相談所設置条例 児童虐待の防止等に関する法律 児童福祉法（第 27 条） 児童福祉法（第 33 条） 児童福祉法 知的障害者福祉法 静岡県行政組織規則 静岡県療育手帳交付規則、療育手帳交付事務処理要領 食品衛生法 同法施行令 同法施行規則 同法施行条例 静岡県食品衛生規則 食品表示法 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法） 健康増進法 同法施行令 同法施行規則 調理師法 同法施行令 同法施行規則 同法施行細則 製菓衛生師法 同法施行令 同法施行規則 同法施行細則 静岡県魚介類等行商取締条例 同条例施行規則 静岡県ふぐの取扱い等に関する条例 同条例施行規則 狂犬病予防法 同法施行令 同法施行規則 同法施行細則 動物の愛護及び管理に関する法律 同法施行令 同法施行規則 同法施行細則 静岡県動物の愛護及び管理に関する条例 同条例施行規則 化製場等に関する法律 同法施行令 同法施行規則 同法施行条例 同条例施行規則 温泉法 同法施行令 同法施行規則 同法施行細則 住宅宿泊事業法 同法施行令 同法施行規則 住宅宿泊事業法第 18 条に基づく住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例 旅館業法 同法施行令 同法施行規則 同法施行条例 同法施行条例施行規則 興行場法 同法施行規則 同法施行条例 同法施行条例施行規則 公衆浴場法 同法施行規則 同法施行細則 同法施行条例 理容師法 同法施行令 同法施行規則 同法施行細則 同法施行条例

事業名	根拠法令
・薬事関係事業	美容師法 同法施行令 同法施行規則 同法施行細則 同法施行条例 クリーニング業法 同法施行令 同法施行規則 同法第3条第3項第6号に規定する必要な措置を定める条例 同法施行細則 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 同法施行令 同法施行規則 同法施行細則 薬剤師法 同法施行令 同法施行規則
・毒物劇物関係事業	毒物及び劇物取締法 同法施行令 同法施行規則 同法施行細則 大規模地震対策特別措置法 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
・薬物乱用防止対策事業	麻薬及び向精神薬取締法 同法施行令 同法施行規則 同法施行細則 覚醒剤取締法 同法施行令 同法施行規則 同法施行細則 あへん法 同法施行令 同法施行規則 同法施行細則 大麻草の栽培の規制に関する法律 同法施行令 同法施行規則 同法施行細則
・血液関係事業	静岡県薬物の濫用の防止に関する条例 同条例施行規則 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律 同法施行規則
・特定建築物関係事業	献血の推進について（閣議決定） 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 同法施行令 同法施行規則 同法施行細則
<薬事監視第1機動班> ・薬事監視事業	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 同法施行令 同法施行規則 同法施行細則 医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理に関する省令(GMP 省令) 医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令(GQP 省令) 医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令(QMS 省令) 医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理又は品質管理に係る業務を行う体制の基準に関する省令（QMS 体制省令）

事業名	根拠法令
	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令 (GVP 省令) 薬局等構造設備規則 麻薬及び向精神薬取締法 同法施行令 同法施行規則 同法施行細則 覚醒剤取締法 同法施行令 同法施行規則 同法施行細則 毒物及び劇物取締法 同法施行令 同法施行規則 同法施行細則 大規模地震対策特別措置法 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 静岡県薬事監視機動班設置運営要領

職員の年齢調

（令和 8 年 4 月 1 日現在）

年 齢	人 員	摘 要
20 歳未満	0 人	
20 歳以上 30 歳未満	18 人	
30 歳以上 40 歳未満	15 人	
40 歳以上 50 歳未満	12 人	
50 歳以上 56 歳未満	14 人	
56 歳以上 61 歳未満	6 人	
61 歳以上	4 人	
計	69 人	平均年齢 41.3 歳

- （注） 1 本庁は 4 月 1 日現在で調製する。
- 2 市町等への派遣職員、臨時職員、会計年度任用職員、先方在勤の兼務職員及び本務所属以外の併任職員は除く（様式第 2 号で整理番号を付した職員数と一致する。）。
- 3 暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員がいる場合は、その旨を「摘要」欄に記載する。
- 4 本様式は別冊とする。

健康管理

1 前年度受診状況

区 分	内 容
受 診 状 況	受診者数 68 人
	職 員 数 69 人
受 診 率	100 %
県平均受診率	100 %

(1) 未受診の理由:妊娠中のため

(注) 1 前年度末日現在在籍している職員について記載する。

2 受診率算定に当たっては、休職・特休中、育休・産休・妊娠中、治療中及び海外派遣中等の職員は、算定の対象から除く。

2 本年度在籍者の健康管理区分結果

健 康 管 理 区 分			人 数
A	休養のため必要な期間、勤務を休止させる。		2 人
B 1	勤務時間を短縮し、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張をさける。また、必要に応じ勤務場所、勤務内容の変更を行う。	要 治 療	0 人
B 2		要経過観察	0 人
C 1	勤務をほぼ平常に行ってよいが症状によっては、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張等勤務に制限を加える必要がある。	要 治 療	1 人
C 2		要経過観察	0 人
D 1	平常の勤務でよい。	要 治 療	23人
D 2		要経過観察	18人
D 3		医 療 不 要	21人
区 分 者 計			65人
未区分者数			4 人
合 計			69人

(1) 管理区分 A～C 2 該当者に対する措置状況

A 休職、特別休暇取得中
C1 夜間通報対応当番除外

(2) 未区分の理由

ア 産休・育休 人
イ 新規採用 3人
ウ 自己都合による未受診 人
エ その他 (受診困難) 1人

(注) 1 健康管理区分結果は、調書調製日現在在籍している職員（様式第2号-2の記載対象者と同じ。）について記載する。

2 本年度の健康管理区分結果が出ていない職員については、前年度の結果を記載し、（ ）書きで再掲する。

3 前年度に市町等へ派遣されていた職員等は、派遣先等の健康診断結果等に基づき、該当箇所に記載する。

4 本様式は別冊とする。

5 警察署は、「D 3」と「区分者計」の間に「区分なし」を追加して記載する。

職員配置調

(令和8年4月1日現在)

区 分		総務課	福祉課	医療健康課	相談判定課	育成課	衛生薬務課	第1機動班 薬事監視	計
所在地									
担当区域									
配置職員	職員(事務)	5	6	2	10	19			42
	職員(技術)	1 (2)	4	7 (1)		1 (1)	9	4	26 (4)
	暫定再任用職員(事)			1					1
	暫定再任用職員(技)						1		1
	定年前再任用短時間勤務職員(事)								
	定年前再任用短時間勤務職員(技)								
	計	6 (2)	10	10 (1)	10	20 (1)	10	4	70 (4)
	会計年度任用職員	1	1	5		2	1		10
	臨時的任用職員								
	計	1	1	5	0	2	1	0	10
合計		7 (2)	11	15 (1)	10	22 (1)	11	4	80 (4)

白 紙

歳 入 予 算

一般会計

区 分	調 定 額 A 円	収 入 済 額	
		納 期 内 B 円	納 期 後 C 円
款 14諸収入	25,800,857	5,955,372	2,462,615
項 01延滞金、加算金及び過料等	181,800	106,600	39,000
目 01延滞金	181,800	106,600	39,000
01延滞金	(156,800)	(106,600)	(39,000)
	181,800	106,600	39,000
項 07雑入	25,619,057	5,848,772	2,423,615
目 01納付金	24,295,685	4,525,400	2,423,615
02児童措置費納付金	(8,305,930)	(4,525,400)	(1,238,200)
	24,295,685	4,525,400	2,423,615
目 02雑入	1,323,372	1,323,372	0
87保険料負担金	1,282,492	1,282,492	0
非常勤職員	1,282,492	1,282,492	0
89過年度返納金	37,000	37,000	0
90雑収	3,880	3,880	0
公文書開示負担金	1,390	1,390	0
保有個人情報開示負担金	2,490	2,490	0
計	25,800,857	5,955,372	2,462,615

執 行 状 況 調

(令和 6年度)

不 納 欠 損 額 D	収 入 未 済 額			収 入 歩 合 $\frac{B+C}{A-D-F}$	納 期 内 収 入 率 $\frac{B}{A-D-F}$
	納 期 限 経 過 E	納 期 限 未 到 来 F	計		
円	円	円	円	%	%
2,729,210	14,653,660	0	14,653,660	36.4	25.8
6,600	29,600	0	29,600	83.1	60.8
6,600	29,600	0	29,600	83.1	60.8
(0)	(11,200)	(0)	(11,200)	(92.8)	(67.9)
6,600	29,600	0	29,600	83.1	60.8
2,722,610	14,624,060	0	14,624,060	36.1	25.5
2,722,610	14,624,060	0	14,624,060	32.2	20.9
(0)	(2,542,330)	(0)	(2,542,330)	(69.3)	(54.4)
2,722,610	14,624,060	0	14,624,060	32.2	20.9
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
2,729,210	14,653,660	0	14,653,660	36.4	25.8

歳 入 予 算

一般会計

区 分	調 定 額 A 円	収 入 済 額	
		納 期 内 B 円	納 期 後 C 円
款 14諸収入	24,283,092	5,426,248	1,977,280
項 01延滞金、加算金及び過料等	130,600	21,200	38,700
目 01延滞金	130,600	21,200	38,700
01延滞金	(101,000) 130,600	(21,200) 21,200	(27,500) 38,700
項 07雑入	24,152,492	5,405,048	1,938,580
目 01納付金	22,758,104	4,010,660	1,938,580
02児童措置費納付金	(8,134,044) 22,758,104	(4,010,660) 4,010,660	(1,083,850) 1,938,580
目 02雑入	1,394,388	1,394,388	0
90保険料負担金	1,276,066	1,276,066	0
非常勤職員	1,276,066	1,276,066	0
92過年度返納金	2,142	2,142	0
93雑収	116,180	116,180	0
雑収	112,820	112,820	0
公文書開示負担金	1,430	1,430	0
保有個人情報開示負担金	1,930	1,930	0
計	24,283,092	5,426,248	1,977,280

執 行 状 況 調

(令和 7年度)
(令和 8年 3月31日現在)

不 納 欠 損 額 D	収 入 未 済 額			収 入 歩 合 $\frac{B+C}{A-D-F}$	納 期 内 収 入 率 $\frac{B}{A-D-F}$
	納 期 限 経 過 E	納 期 限 未 到 来 F	計		
円	円	円	円	%	%
3,348,720	13,498,844	32,000	13,530,844	35.4	25.9
4,000	34,700	32,000	66,700	63.3	22.4
4,000	34,700	32,000	66,700	63.3	22.4
(0)	(20,300)	(32,000)	(52,300)	(70.5)	(30.7)
4,000	34,700	32,000	66,700	63.3	22.4
3,344,720	13,464,144	0	13,464,144	35.2	25.9
3,344,720	13,464,144	0	13,464,144	30.6	20.6
(0)	(3,039,534)	(0)	(3,039,534)	(62.6)	(49.3)
3,344,720	13,464,144	0	13,464,144	30.6	20.6
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
3,348,720	13,498,844	32,000	13,530,844	35.4	25.9

県収入証紙により徴収した使用料及び手数料調

区 分			令和7年度
大 区 分	中 区 分	小 区 分	件数
受胎調節実地指導員関係手数料		指定証交付手数料	2
		標識交付手数料	0
		指定証訂正手数料	0
		指定証再交付手数料	0
		標識再交付手数料	0
医務課関係手数料		診療所開設許可手数料	27
		病院検査手数料	3
		病院検査手数料(自主検査)	2
		診療所検査手数料	1
		衛生検査所登録証明書書換交付手数料	0
		准看護婦(師)免許手数料	3
		准看護婦(師)免許証書換交付手数料	2
		准看護婦(師)免許証再交付手数料	8
臨床細菌等検査料	免疫学的検査	HIV-1,2抗体価(エイズ検査)	2
		判断料	2
	採取料	血液採取料(静脈)	2
文書料			8
健康増進課関係手数料		栄養士免許手数料	24
		栄養士免許証書換え手数料	18
		栄養士免許証再交付手数料	5
温泉許可関係手数料		可燃性天然ガスの濃度についての確認申請手数料	0
		土地掘さく許可申請手数料	1
		動力の装置許可申請手数料	0
		温泉利用許可申請手数料	0
営業関係手数料	旅館業	許可申請	22
		地位の継承の承認申請	6
	浴場業	許可申請	7
	興行場	仮設興行場営業許可申請	1
	理美容業	検査	40
	クリーニング	検査	0
		試験	3
		免許	1
		免許証訂正	0
		免許証再交付	0
食品衛生許可	食品衛生	飲食店営業1(1＝新規。以下同じ。)	785
		飲食店営業2(2＝更新。以下同じ。)	0
		調理機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業1	9
		調理機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業2	0
		食肉販売業1	18
		食肉販売業2	0
		魚介類販売業1	14
		魚介類販売業2	0
		魚介類競り売り営業1	0
		魚介類競り売り営業2	0
		集乳業1	0
		集乳業2	0
		乳処理業1	2
		乳処理業2	0
		特別牛乳搾取処理業1	0
		特別牛乳搾取処理業2	0
		食肉処理業1	7
		食肉処理業2	0
		食品の放射線業1	0
		食品の放射線業2	0
		菓子製造業1	71
		菓子製造業2	0
		アイスクリーム類製造業1	6
		アイスクリーム類製造業2	0
		乳製品製造業1	1
		乳製品製造業2	0

県収入証紙により徴収した使用料及び手数料調

区 分			令和 7 年度		
大 区 分	中 区 分	小 区 分	件数		
		清涼飲料水製造業1	2		
		清涼飲料水製造業2	0		
		食肉製品製造業1	2		
		食肉製品製造業2	0		
		水産製品製造業1	5		
		水産製品製造業2	0		
		氷雪製造業1	0		
		氷雪製造業2	0		
		液卵製造業1	0		
		液卵製造業2	0		
		食用油脂製造業1	3		
		食用油脂製造業2	0		
		みそ又はしょうゆ製造業1	2		
		みそ又はしょうゆ製造業2	0		
		酒類製造業1	2		
		酒類製造業2	0		
		豆腐製造業1	4		
		豆腐製造業2	0		
		納豆製造業1	1		
		納豆製造業2	0		
		麺類製造業1	8		
		麺類製造業2	0		
		そうざい製造業1	49		
		そうざい製造業2	0		
		複合型そうざい製造業1	2		
		複合型そうざい製造業2	0		
		冷凍食品製造業1	0		
		冷凍食品製造業2	0		
		複合型冷凍食品製造業1	0		
		複合型冷凍食品製造業2	0		
		漬物製造業1	8		
		漬物製造業2	0		
		密封包装食品製造業1	3		
		密封包装食品製造業2	0		
		食品の小分け業1	1		
		食品の小分け業2	0		
		添加物製造業1	1		
		添加物製造業2	0		
		試験、免許	調理師	調理師免許	28
				試験	53
免許証書換え交付	17				
免許証再交付	30				
製菓衛生師	製菓衛生師免許		7		
	試験		5		
	免許証書換え交付		6		
	免許証再交付		1		
ふぐ処理者	ふぐ処理者免許		1		
	試験		0		
	ふぐ処理者書換え交付		0		
	ふぐ処理者免許再交付		1		
	ふぐ営業所登録		0		
	ふぐ営業所書換え		0		
	ふぐ営業所再交付		0		
	動物愛護及び管理		第一種動物取扱業登録申請手数料(基本額)	23	
第一種動物取扱業登録申請手数料(種別加算)		31			
第一種動物取扱業更新申請手数料(基本額)		30			
第一種動物取扱業更新申請手数料(種別加算)		36			

県収入証紙により徴収した使用料及び手数料調

区 分			令和 7 年度
大 区 分	中 区 分	小 区 分	件数
		第一種動物取扱業変更届出手数料	0
		動物取扱責任者研修手数料	209
		特定動物の飼育又は保管許可申請手数料(新規許可)	4
		特定動物の飼育又は保管許可申請手数料(変更許可)	0
		動物取扱業登録証再交付手数料	1
輸出関連		輸出証明書発行申請手数料	46
薬事関係手数料			
薬局開設許可申請			6
薬局開設許可更新申請			22
医薬品販売業許可（配置を除く）申請			2
医薬品販売業許可（配置を除く）更新申請			4
医薬品販売業許可（配置のみ）申請			0
医薬品販売業許可（配置のみ）更新申請			1
配置販売従事者身分証明書交付申請			8
配置販売従事者身分証明書書換え交付申請			1
配置販売従事者身分証明書再交付申請			0
登録販売者試験受験料			0
登録販売者試験合格証明書交付申請			1
販売従事登録申請			62
販売従事登録証書換え交付申請			7
販売従事登録証再交付申請			2
高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請			11
高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請			22
再生医療等製品販売業許可申請			0
再生医療等製品販売業許可更新申請			0
薬局開設許可証・医薬品販売業許可証・高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は医薬品の販売先等変更許可証書換交付申請（配置除く）			8
薬局開設許可証・医薬品販売業許可証・高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は医薬品の販売先等変更許可証再交付申請（配置除く）			0
配置販売業許可証書換え交付申請			0
配置販売業許可証再交付申請			0
薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請			0
薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請			1
薬局製造販売医薬品製造業許可申請			0
薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請			1
薬局製造販売医薬品製造販売承認申請			0
地域連携薬局認定申請			3
地域連携薬局認定更新申請			13
地域連携薬局認定証の書換交付申請			0
専門医療機関連携薬局認定申請			0
専門医療機関連携薬局認定更新申請			1
医薬品製造業許可申請（無菌）			0
医薬品製造業許可更新申請（無菌）			0
医薬品製造業許可申請（一般）			0
医薬品製造業許可更新申請（一般）			2
医薬品製造業許可申請（包装等）			0
医薬品製造業許可更新申請（包装等）			0
医薬品等製造業登録申請（保管のみ）			0
医薬品等製造業登録更新申請（保管のみ）			0
第一種医薬品製造販売業許可申請			0
第一種医薬品製造販売業許可更新申請			0
第二種医薬品製造販売業許可申請			0
第二種医薬品製造販売業許可更新申請			0
医薬品部外品製造業許可申請（無菌）			0
医薬品部外品製造業許可更新申請（無菌）			0
医薬部外品製造業許可申請（一般）			1
医薬部外品製造業許可更新申請（一般）			3

県収入証紙により徴収した使用料及び手数料調

区 分			令和7年度
大 区 分	中 区 分	小 区 分	件数
		医薬部外品製造業許可申請（包装等）	0
		医薬部外品製造業許可更新申請（包装等）	1
		医薬部外品製造販売業許可申請（GMP対象）	0
		医薬部外品製造販売業許可更新申請（GMP対象）	0
		医薬部外品製造販売業許可申請（GMP対象外）	0
		医薬部外品製造販売業許可更新申請（GMP対象外）	0
		化粧品製造業許可申請（一般）	1
		化粧品製造業許可更新申請（一般）	3
		化粧品製造業許可申請（包装等）	0
		化粧品製造業許可更新申請（包装等）	1
		化粧品製造販売許可申請	0
		化粧品製造販売許可更新申請	1
		医療機器製造業登録申請	2
		医療機器製造業登録更新申請	4
		第一種医療機器製造販売業許可申請	0
		第一種医療機器製造販売業許可更新申請	1
		第二種医療機器製造販売業許可申請	0
		第二種医療機器製造販売業許可更新申請	1
		第三種医療機器製造販売業許可申請	0
		第三種医療機器製造販売業許可更新申請	0
		医療機器修理業許可申請	0
		医療機器修理業許可更新申請	0
		医薬品製造業許可証書換え交付申請	0
		医薬品製造販売業許可証書換え交付申請	0
		医薬部外品製造業許可証書換え交付申請	0
		医薬部外品製造販売業許可証書換え交付申請	0
		化粧品製造業許可証書換え交付申請	0
		化粧品製造販売業許可証書換え交付申請	0
		医療機器登録証書換え交付申請	0
		医療機器製造販売業許可証書換え交付申請	0
		毒物劇物製造（輸入）業登録新規申請（知事）	1
		毒物劇物製造（輸入）業登録更新申請（知事）	3
		毒物劇物製造（輸入）業登録変更申請（知事）	3
		毒物劇物製造（輸入）業登録票書換交付申請（知事）	0
		毒物劇物販売業登録申請	2
		毒物劇物販売業登録更新申請	10
		毒物劇物販売業登録票書換交付申請	1
		毒物劇物販売業登録票再交付申請	0
		毒物劇物取扱者試験受験料	66
		毒物劇物取扱者試験合格証再交付申請	1
		麻薬、向精神薬卸売業者免許申請	1
		麻薬小売業者免許申請	51
		麻薬施用者免許申請	212
		麻薬管理者免許申請	22
		麻薬研究者免許申請	7
		麻薬取扱者免許証再交付申請	0
		向精神薬試験研究施設設置者登録申請(知事)	0
		覚醒剤原料取扱者指定申請	1
		覚醒剤原料研究者指定申請	4
建築物衛生管理業登録申請		建築物清掃業者登録申請	3
		建築物空気環境測定業者登録申請	0
		建築物空気調和用ダクト清掃業者登録申請	0
		建築物飲料水水質検査業者登録申請	0
		建築物飲料水貯水槽清掃業者登録申請	1
		建築物排水管清掃業者登録申請	0
		建築物ねずみ昆虫等防除業者登録申請	0
		建築物環境衛生総合管理業者登録申請	0

過年度分収入未済額調

(令和8年3月31日現在)

年度	区分	児童措置費納付金		延滞金			
		件数	収入未済額	件数	収入未済額	件数	収入未済額
平成31年度以前(A)		0	円 0	0	円 0		円
令和2年度		39	428,790	0	0		
令和3年度		383	2,825,800	0	0		
令和4年度		409	2,222,070	0	0		
令和5年度		418	2,768,710	8	14,400		
令和6年度		372	2,179,240	0	0		
計		1,621	10,424,610	8	14,400	0	0
摘 要① (滞納処分の 停止等の理由)		件 円		件 円		件 円	
摘 要② (不納欠損処分 の件数、額)		345 件 3,344,720 円		1 件 4,000 円		件 円	
摘 要③ (A欄のうち、1件 10万円以上の内訳)		件 円		件 円		件 円	

現金出納調

(令和7年度)

(令和8年3月31日現在)

区 分	受 入 額			払出額	残 高	出納員領収書 発行総額及び 枚数	現金払込調書 兼領収書総額 及び枚数
	越 高	受 高	計				
雑入	円 0	円 3,360	円 3,360	円 3,360	円 0	円 3,360 39 枚	円 3,360 19 枚
計	0	3,360	3,360	3,360	0 円	3,360 39 枚	3,360 39 枚

保管現金有高調

(令和7年度)

(令和8年3月31日現在)

現金保管者	区 分	金 額
富士健康福祉センター 総務課長	ガソリン代等継続的資金前渡	円 27,062
富士健康福祉センター 総務課長	有料道路通行料及び駐車場利用料等継続的資金前渡	16,820
富士健康福祉センター 総務課長	児童相談所児童移送時の食事代等継続的資金前渡	35,450
富士健康福祉センター 総務課長	児童相談所一時保護児童移送費継続的資金前渡	19,670

預 金 調

(令和8年3月31日現在)

金融機関名	預金種類	口座番号	口 座 名 義 人	残 高	摘 要
スルガ銀行 富士吉原支店	無利息型 普通預金	241071	富士健康福祉センター資金 前渡者 戸塚 康史	円 54,062	資金前渡用
スルガ銀行 富士吉原支店	無利息型 普通預金	412442	(自振口)富士健康福祉セン ター 資金前渡者 戸塚 康史	0	自振口用
残 高 合 計				54,062	

郵 券 等 受 払 調

(令和8年3月31日現在)

(単位:枚、円)

		令和6年度						令和7年度						差引現在高		摘 要
		繰 越		受 入		払 出		繰 越		受 入		払 出				
		枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	
郵 券	1 円券	-	-	10	10	40 (39)	40 (39)	9	9	0	0	10 (10)	10 (10)	9	9	送付用 裁判所への申請用 ※下段の()数字 は、払出の返戻数
	2 円券	-	-	23	46	30 (12)	60 (24)	5	10	11	22	36 (50)	72 (100)	30	60	
	5 円券	-	-		0	(1)	(5)	1	5	0	0	0	0	1	5	
	10 円券	7	70	20	200	70 (48)	700 (480)	5	50	11	110	36 (50)	360 (500)	30	300	
	20 円券	-	-	22	440	25 (4)	500 (80)	1	20	9	180	20 (40)	400 (800)	30	600	
	50 円券	1	50	1	50	2 (2)	100 (100)	2	100		0		0	2	100	
	84 円券	-	-	22	1,848	34 (27)	2,856 (2,268)	15	1,260		0		0	15	1,260	
	94 円券	-	-		0	(2)	(188)	2	188		0		0	2	188	
	100 円券	1	100	5	500	17 (12)	1,700 (1,200)	1	100	7	700	15 (19)	1,500 (1,900)	12	1,200	
	110 円券	-	-	30	3,300	32 (2)	3,520 (220)	0	0	10	1,100	17 (7)	1,870 (770)	0	0	
	140 円券	78	10,920		0	2 (2)	280 (280)	78	10,920		0	2 (2)	280 (280)	78	10,920	
	210 円券	57	11,970		0		0	57	11,970		0	10 (10)	2,100 (2,100)	57	11,970	
	500 円券	-	-	13	6,500	28 (15)	14,000 (7,500)	0	0	1	500	7 (9)	3,500 (4,500)	3	1,500	
	区分計	144	23,110	146	12,894	280 (166)	23,756 (12,384)	176	24,632	49	2,612	153 (197)	10,092 (10,960)	269	28,112	
収入印紙	50 円券	-	-	3	150	3	150	-	-	2	100	2	100	0	0	裁判所への申請用
	100 円券	-	-	3	300	3	300	-	-	2	200	2	200	0	0	
	400 円券	-	-	12	4,800	15 (3)	6,000 (1,200)	-	-	6	2,400	6	2,400	0	0	
	600 円券	-	-		0	0	0	-	-		0		0	0	0	
	2,000 円券	-	-		0	1 (1)	2,000 (2,000)	-	-		0		0	0	0	
	区分計	-	-	18 0	5,250 0	22 (4)	8,450 (3,200)	-	-	10	2,700	10	2,700	0	0	
タクシー券	石川タクシー富士	23		-		-		23		-		-		23		緊急時用及び講師用
	区分計	23		-		-		23		-		-		23		
鉄道乗車券	JR	-	-	2	24,420	2	24,420	-	-	3	20,330	3	20,330	-	-	保護児童移送用
	区分計	-	-	2	24,420	2	24,420	-	-	3	24,420	3	20,330	-	-	

白 紙

歳出予算執行状況調

(令和 6年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
款 04 経営管理費	4,924,868	4,924,868	0	
項 01 経営管理費	4,924,868	4,924,868	0	
目 01 一般総務費	4,765,269	4,765,269	0	
01 報酬	2,875,471	2,875,471	0	
03 非常勤職員報酬	2,875,471	2,875,471	0	
03 職員手当等	833,215	833,215	0	
01 その他の職員手当等	833,215	833,215	0	
04 共済費	966,274	966,274	0	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	176,000	176,000	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	790,274	790,274	0	
08 旅費	90,309	90,309	0	
01 その他の旅費	90,309	90,309	0	
目 04 職員厚生費	159,599	159,599	0	
07 報償費	124,488	124,488	0	
01 その他の報償費	124,488	124,488	0	
08 旅費	23,136	23,136	0	
01 その他の旅費	19,176	19,176	0	
02 普通旅費	3,960	3,960	0	
10 需用費	10,175	10,175	0	
01 その他の需用費	10,175	10,175	0	
11 役務費	1,800	1,800	0	
款 05 暮らし・環境費	12,380	12,380	0	
項 04 環境費	12,380	12,380	0	
目 01 環境政策費	12,380	12,380	0	
08 旅費	5,380	5,380	0	
02 普通旅費	5,380	5,380	0	
10 需用費	7,000	7,000	0	
01 その他の需用費	7,000	7,000	0	

(令和 6年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
款 07 健康福祉費	円 1,244,384,771	円 1,242,534,511	円 1,850,260	
項 01 健康福祉費	13,656,054	13,088,704	567,350	
目 01 健康福祉総務費	1,803,695	1,450,482	353,213	
01 報酬	1,111,695	835,825	275,870	
03 非常勤職員報酬	1,111,695	835,825	275,870	
03 職員手当等	411,000	407,846	3,154	
01 その他の職員手当等	411,000	407,846	3,154	
04 共済費	281,000	206,811	74,189	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	62,000	58,471	3,529	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	219,000	148,340	70,660	
目 02 健康福祉企画費	11,852,359	11,638,222	214,137	
01 報酬	1,711,000	1,711,000	0	
03 非常勤職員報酬	1,711,000	1,711,000	0	
03 職員手当等	667,000	666,470	530	
01 その他の職員手当等	667,000	666,470	530	
04 共済費	615,000	615,000	0	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	128,000	128,000	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	487,000	487,000	0	
07 報償費	30,000	30,000	0	
01 その他の報償費	30,000	30,000	0	
08 旅費	483,250	441,012	42,238	
01 その他の旅費	10,000	200	9,800	
02 普通旅費	473,250	440,812	32,438	
10 需用費	3,282,412	3,190,702	91,710	
01 その他の需用費	3,282,412	3,190,702	91,710	
11 役務費	917,600	903,119	14,481	
12 委託料	3,570,097	3,522,998	47,099	
13 使用料及び賃借料	237,400	219,321	18,079	

(令和 6年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
17 備品購入費	円 314,600	円 314,600	円 0	
18 負担金、補助及び交付金	24,000	24,000	0	
項 02 福祉長寿費	55,045,218	55,045,218	0	
目 01 地域福祉費	53,292,500	53,292,500	0	
08 旅費	5,480	5,480	0	
02 普通旅費	5,480	5,480	0	
10 需用費	14,300	14,300	0	
01 その他の需用費	14,300	14,300	0	
18 負担金、補助及び交付金	53,272,720	53,272,720	0	
目 02 生活保護費	8,640	8,640	0	
10 需用費	8,640	8,640	0	
01 その他の需用費	8,640	8,640	0	
目 03 長寿社会費	1,732,478	1,732,478	0	
07 報償費	99,900	99,900	0	
01 その他の報償費	99,900	99,900	0	
08 旅費	6,080	6,080	0	
01 その他の旅費	4,020	4,020	0	
02 普通旅費	2,060	2,060	0	
10 需用費	114,498	114,498	0	
01 その他の需用費	114,498	114,498	0	
11 役務費	0	0	0	
12 委託料	1,482,000	1,482,000	0	
13 使用料及び賃借料	30,000	30,000	0	
目 04 遺家族等援護費	11,600	11,600	0	
07 報償費	10,000	10,000	0	
01 その他の報償費	10,000	10,000	0	
08 旅費	1,600	1,600	0	
02 普通旅費	1,600	1,600	0	

(令和 6年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
項 03 こども未来費	円 1,143,813,333	円 1,143,813,333	円 0	
目 01 こども未来費	1,143,813,333	1,143,813,333	0	
01 報酬	4,813,000	4,813,000	0	
03 非常勤職員報酬	4,813,000	4,813,000	0	
03 職員手当等	1,460,820	1,460,820	0	
01 その他の職員手当等	1,460,820	1,460,820	0	
04 共済費	1,317,000	1,317,000	0	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	274,000	274,000	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	1,043,000	1,043,000	0	
07 報償費	223,800	223,800	0	
01 その他の報償費	223,800	223,800	0	
08 旅費	1,547,510	1,547,510	0	
01 その他の旅費	119,003	119,003	0	
02 普通旅費	1,428,507	1,428,507	0	
10 需用費	949,786	949,786	0	
01 その他の需用費	948,786	948,786	0	
02 食糧費	1,000	1,000	0	
11 役務費	690,087	690,087	0	
12 委託料	228,750	228,750	0	
13 使用料及び賃借料	75,000	75,000	0	
18 負担金、補助及び交付 金	168,745	168,745	0	
19 扶助費	1,132,333,835	1,132,333,835	0	
26 公課費	5,000	5,000	0	
項 04 障害者支援費	2,404,539	2,404,539	0	
目 01 障害者支援費	2,404,539	2,404,539	0	
01 報酬	415,300	415,300	0	
03 非常勤職員報酬	415,300	415,300	0	
04 共済費	403	403	0	

(令和 6年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	403	403	0	
07 報償費	304,853	304,853	0	
01 その他の報償費	304,853	304,853	0	
08 旅費	182,508	182,508	0	
01 その他の旅費	34,005	34,005	0	
02 普通旅費	148,503	148,503	0	
10 需用費	309,475	309,475	0	
01 その他の需用費	309,475	309,475	0	
02 食糧費	0	0	0	
11 役務費	95,000	95,000	0	
12 委託料	1,072,000	1,072,000	0	
13 使用料及び賃借料	25,000	25,000	0	
18 負担金、補助及び交付金	0	0	0	
項 05 医療費	10,739,888	10,739,888	0	
目 01 医務福祉費	8,099,307	8,099,307	0	
01 報酬	2,040,000	2,040,000	0	
03 非常勤職員報酬	2,040,000	2,040,000	0	
03 職員手当等	533,176	533,176	0	
01 その他の職員手当等	533,176	533,176	0	
04 共済費	479,521	479,521	0	
01 地方公務員共済組合に対する負担金	122,857	122,857	0	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	356,664	356,664	0	
07 報償費	378,300	378,300	0	
01 その他の報償費	378,300	378,300	0	
08 旅費	170,450	170,450	0	
01 その他の旅費	110,240	110,240	0	
02 普通旅費	60,210	60,210	0	
10 需用費	155,276	155,276	0	

(令和 6年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
01 その他の需用費	円 155,276	円 155,276	円 0	
11 役務費	173,250	173,250	0	
12 委託料	1,093,314	1,093,314	0	
13 使用料及び賃借料	76,020	76,020	0	
18 負担金、補助及び交付金	3,000,000	3,000,000	0	
目 02 感染症対策費	2,640,581	2,640,581	0	
01 報酬	1,313,020	1,313,020	0	
03 非常勤職員報酬	1,313,020	1,313,020	0	
04 共済費	2,669	2,669	0	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	2,669	2,669	0	
07 報償費	10,000	10,000	0	
01 その他の報償費	10,000	10,000	0	
08 旅費	97,942	97,942	0	
01 その他の旅費	66,862	66,862	0	
02 普通旅費	31,080	31,080	0	
10 需用費	189,000	189,000	0	
01 その他の需用費	189,000	189,000	0	
11 役務費	890,950	890,950	0	
13 使用料及び賃借料	137,000	137,000	0	
項 06 健康費	17,045,745	15,762,835	1,282,910	
目 01 健康政策費	900	900	0	
08 旅費	900	900	0	
02 普通旅費	900	900	0	
目 02 健康増進費	17,044,845	15,761,935	1,282,910	
01 報酬	48,168	48,168	0	
03 非常勤職員報酬	48,168	48,168	0	
04 共済費	0	0	0	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	0	0	0	

(令和 6年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
07 報償費	315,426	315,426	0	
01 その他の報償費	309,137	309,137	0	
02 買上金	6,289	6,289	0	
08 旅費	205,693	51,783	153,910	
01 その他の旅費	26,453	26,453	0	
02 普通旅費	179,240	25,330	153,910	
10 需用費	143,515	143,515	0	
01 その他の需用費	143,515	143,515	0	
02 食糧費	0	0	0	
11 役務費	117,500	117,500	0	
13 使用料及び賃借料	36,543	36,543	0	
18 負担金、補助及び交付金	16,178,000	15,049,000	1,129,000	
項 07 生活衛生費	1,679,994	1,679,994	0	
目 01 食品衛生費	800,923	800,923	0	
07 報償費	5,000	5,000	0	
01 その他の報償費	5,000	5,000	0	
08 旅費	128,880	128,880	0	
02 普通旅費	128,880	128,880	0	
10 需用費	291,043	291,043	0	
01 その他の需用費	291,043	291,043	0	
11 役務費	56,000	56,000	0	
12 委託料	99,000	99,000	0	
13 使用料及び賃借料	45,000	45,000	0	
17 備品購入費	176,000	176,000	0	
目 02 薬務費	879,071	879,071	0	
07 報償費	168,000	168,000	0	
01 その他の報償費	168,000	168,000	0	
08 旅費	531,071	531,071	0	

(令和 6年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
01 その他の旅費	17,511	17,511	0	
02 普通旅費	513,560	513,560	0	
10 需用費	93,000	93,000	0	
01 その他の需用費	80,000	80,000	0	
02 食糧費	13,000	13,000	0	
11 役務費	72,000	72,000	0	
13 使用料及び賃借料	15,000	15,000	0	
款 12 災害対策費	59,120	59,120	0	
項 07 災害対策諸費	59,120	59,120	0	
目 01 災害対策本部費	59,120	59,120	0	
08 旅費	59,120	59,120	0	
02 普通旅費	59,120	59,120	0	
計	1,249,381,139	1,247,530,879	1,850,260	

歳出予算執行状況調

一般会計

(令和 7年度)

(令和 8年 3月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
款 03 総務費	円 5,125,381	円 4,355,123	円 770,258	
項 01 総務費	5,125,381	4,355,123	770,258	
目 01 一般総務費	4,770,241	4,044,243	725,998	
01 報酬	3,405,000	2,812,066	592,934	
03 非常勤職員報酬	3,405,000	2,812,066	592,934	
03 職員手当等	251,483	251,483	0	
01 その他の職員手当等	251,483	251,483	0	
04 共済費	1,016,758	898,602	118,156	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	186,000	180,177	5,823	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	830,758	718,425	112,333	
08 旅費	97,000	82,092	14,908	
01 その他の旅費	97,000	82,092	14,908	
目 05 人事管理費	139,761	139,761	0	
08 旅費	139,761	139,761	0	
02 普通旅費	139,761	139,761	0	
目 06 職員厚生費	215,379	171,119	44,260	
07 報償費	133,196	133,190	6	
01 その他の報償費	133,196	133,190	6	
08 旅費	58,180	14,146	44,034	
01 その他の旅費	55,000	12,766	42,234	
02 普通旅費	3,180	1,380	1,800	
10 需用費	15,000	14,780	220	
01 その他の需用費	15,000	14,780	220	
11 役務費	9,003	9,003	0	
款 06 くらし・環境費	15,000	9,200	5,800	
項 04 環境費	15,000	9,200	5,800	
目 01 環境政策費	15,000	9,200	5,800	
08 旅費	8,000	2,200	5,800	

一般会計

(令和 7年度)
(令和 8年 3月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
02 普通旅費	円 8,000	円 2,200	円 5,800	
10 需用費	7,000	7,000	0	
01 その他の需用費	7,000	7,000	0	
款 08 健康福祉費	1,305,473,644	1,160,998,572	144,475,072	
項 01 健康福祉費	12,445,038	11,205,535	1,239,503	
目 01 健康福祉総務費	831,000	699,959	131,041	
01 報酬	554,000	446,518	107,482	
03 非常勤職員報酬	554,000	446,518	107,482	
03 職員手当等	214,000	203,722	10,278	
01 その他の職員手当等	214,000	203,722	10,278	
04 共済費	63,000	49,719	13,281	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	15,000	11,656	3,344	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	48,000	38,063	9,937	
目 02 健康福祉企画費	11,614,038	10,505,576	1,108,462	
01 報酬	1,945,000	1,766,270	178,730	
03 非常勤職員報酬	1,945,000	1,766,270	178,730	
03 職員手当等	778,000	776,796	1,204	
01 その他の職員手当等	778,000	776,796	1,204	
04 共済費	716,000	659,678	56,322	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	158,000	152,073	5,927	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	558,000	507,605	50,395	
07 報償費	70,000	40,000	30,000	
01 その他の報償費	70,000	40,000	30,000	
08 旅費	513,010	382,968	130,042	
01 その他の旅費	39,860	35,860	4,000	
02 普通旅費	473,150	347,108	126,042	
10 需用費	2,547,050	2,428,702	118,348	
01 その他の需用費	2,547,050	2,428,702	118,348	

一般会計

(令和 7年度)
(令和 8年 3月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
11 役務費	1,083,000	954,421	128,579	
12 委託料	3,710,568	3,260,609	449,959	
13 使用料及び賃借料	234,410	219,132	15,278	
18 負担金、補助及び交付金	17,000	17,000	0	
項 02 福祉長寿費	55,987,400	54,331,276	1,656,124	
目 01 地域福祉費	53,928,000	53,927,276	724	
08 旅費	4,000	3,640	360	
02 普通旅費	4,000	3,640	360	
10 需用費	34,500	34,136	364	
01 その他の需用費	34,500	34,136	364	
18 負担金、補助及び交付金	53,889,500	53,889,500	0	
目 03 長寿社会費	2,047,400	394,000	1,653,400	
07 報償費	345,000	264,500	80,500	
01 その他の報償費	345,000	264,500	80,500	
08 旅費	37,600	17,363	20,237	
01 その他の旅費	14,400	8,913	5,487	
02 普通旅費	23,200	8,450	14,750	
10 需用費	57,700	13,337	44,363	
01 その他の需用費	57,700	13,337	44,363	
11 役務費	15,100	12,800	2,300	
12 委託料	1,502,000	0	1,502,000	
13 使用料及び賃借料	90,000	86,000	4,000	
目 04 遺家族等援護費	12,000	10,000	2,000	
07 報償費	10,000	10,000	0	
01 その他の報償費	10,000	10,000	0	
08 旅費	2,000	0	2,000	
02 普通旅費	2,000	0	2,000	
項 03 こども若者費	1,206,561,085	1,071,615,756	134,945,329	

一般会計

(令和 7年度)
(令和 8年 3月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
目 01 こども若者費	円 1,206,561,085	円 1,071,615,756	円 134,945,329	
01 報酬	5,134,000	4,695,396	438,604	
03 非常勤職員報酬	5,134,000	4,695,396	438,604	
03 職員手当等	1,670,000	1,666,412	3,588	
01 その他の職員手当等	1,670,000	1,666,412	3,588	
04 共済費	1,546,000	1,459,111	86,889	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	336,000	326,889	9,111	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	1,210,000	1,132,222	77,778	
07 報償費	280,000	195,000	85,000	
01 その他の報償費	280,000	195,000	85,000	
08 旅費	1,397,510	1,012,301	385,209	
01 その他の旅費	211,770	101,071	110,699	
02 普通旅費	1,185,740	911,230	274,510	
10 需用費	713,545	654,961	58,584	
01 その他の需用費	713,545	654,961	58,584	
11 役務費	749,250	394,375	354,875	
12 委託料	420,000	86,250	333,750	
13 使用料及び賃借料	30,000	30,000	0	
18 負担金、補助及び交付 金	663,780	632,401	31,379	
19 扶助費	1,193,957,000	1,060,789,549	133,167,451	
項 04 障害者支援費	3,171,500	1,389,071	1,782,429	
目 01 障害者支援費	3,171,500	1,389,071	1,782,429	
01 報酬	524,400	383,000	141,400	
03 非常勤職員報酬	524,400	383,000	141,400	
04 共済費	1,000	417	583	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	1,000	417	583	
07 報償費	596,000	406,369	189,631	
01 その他の報償費	596,000	406,369	189,631	

一般会計

(令和 7年度)
(令和 8年 3月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
08 旅費	円 387,300	円 187,315	円 199,985	
01 その他の旅費	191,500	52,649	138,851	
02 普通旅費	195,800	134,666	61,134	
10 需用費	330,800	266,609	64,191	
01 その他の需用費	324,550	263,209	61,341	
02 食糧費	6,250	3,400	2,850	
11 役務費	131,000	123,361	7,639	
12 委託料	1,168,000	0	1,168,000	
13 使用料及び賃借料	25,000	22,000	3,000	
18 負担金、補助及び交付金	8,000	0	8,000	
項 05 医療費	9,616,501	7,725,176	1,891,325	
目 01 医務福祉費	6,689,836	5,379,446	1,310,390	
01 報酬	2,690,000	1,959,327	730,673	
03 非常勤職員報酬	2,690,000	1,959,327	730,673	
03 職員手当等	778,000	639,167	138,833	
01 その他の職員手当等	778,000	639,167	138,833	
04 共済費	643,000	583,259	59,741	
01 地方公務員共済組合に対する負担金	139,000	126,511	12,489	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	504,000	456,748	47,252	
07 報償費	373,700	323,700	50,000	
01 その他の報償費	373,700	323,700	50,000	
08 旅費	258,306	155,712	102,594	
01 その他の旅費	169,846	97,962	71,884	
02 普通旅費	88,460	57,750	30,710	
10 需用費	163,830	95,018	68,812	
01 その他の需用費	163,830	95,018	68,812	
11 役務費	176,000	160,000	16,000	
12 委託料	1,500,000	1,364,863	135,137	

一般会計

(令和 7年度)
(令和 8年 3月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
13 使用料及び賃借料	円 107,000	円 98,400	円 8,600	
目 02 感染症対策費	2,926,665	2,345,730	580,935	
01 報酬	1,636,000	1,277,324	358,676	
03 非常勤職員報酬	1,636,000	1,277,324	358,676	
04 共済費	2,471	2,471	0	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	2,471	2,471	0	
07 報償費	5,000	0	5,000	
01 その他の報償費	5,000	0	5,000	
08 旅費	109,000	89,826	19,174	
01 その他の旅費	69,000	57,716	11,284	
02 普通旅費	40,000	32,110	7,890	
10 需用費	175,194	162,259	12,935	
01 その他の需用費	175,194	162,259	12,935	
11 役務費	981,000	797,350	183,650	
13 使用料及び賃借料	18,000	16,500	1,500	
項 06 健康費	16,094,905	13,563,103	2,531,802	
目 01 健康政策費	12,830	12,830	0	
17 備品購入費	12,830	12,830	0	
目 02 健康増進費	16,082,075	13,550,273	2,531,802	
04 共済費	145	145	0	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	145	145	0	
07 報償費	354,000	243,200	110,800	
01 その他の報償費	354,000	243,200	110,800	
08 旅費	302,430	141,756	160,674	
01 その他の旅費	57,800	38,444	19,356	
02 普通旅費	244,630	103,312	141,318	
10 需用費	232,300	169,772	62,528	
01 その他の需用費	232,100	169,772	62,328	

一般会計

(令和 7年度)
(令和 8年 3月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
02 食糧費	円 200	円 0	円 200	
11 役務費	41,500	29,400	12,100	
13 使用料及び賃借料	41,700	31,000	10,700	
18 負担金、補助及び交付金	15,110,000	12,935,000	2,175,000	
項 07 生活衛生費	1,597,215	1,168,655	428,560	
目 01 食品衛生費	524,575	390,474	134,101	
07 報償費	0	0	0	
01 その他の報償費	0	0	0	
08 旅費	147,000	103,960	43,040	
02 普通旅費	147,000	103,960	43,040	
10 需用費	312,575	227,264	85,311	
01 その他の需用費	312,575	227,264	85,311	
11 役務費	50,000	45,500	4,500	
13 使用料及び賃借料	15,000	13,750	1,250	
目 02 薬務費	1,072,640	778,181	294,459	
07 報償費	168,000	0	168,000	
01 その他の報償費	168,000	0	168,000	
08 旅費	602,840	502,001	100,839	
01 その他の旅費	35,000	15,831	19,169	
02 普通旅費	567,840	486,170	81,670	
10 需用費	211,800	200,180	11,620	
01 その他の需用費	207,800	196,580	11,220	
02 食糧費	4,000	3,600	400	
11 役務費	76,000	65,000	11,000	
13 使用料及び賃借料	14,000	11,000	3,000	
款 09 経済産業費	12,100	0	12,100	
項 05 農業費	12,100	0	12,100	
目 02 畜産業費	12,100	0	12,100	

一般会計

(令和 7年度)

(令和 8年 3月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
08 旅費	円 12,100	円 0	円 12,100	
02 普通旅費	12,100	0	12,100	
款 13 災害対策費	376,203	0	376,203	
項 07 災害対策諸費	376,203	0	376,203	
目 02 災害救助費	376,203	0	376,203	
18 負担金、補助及び交付金	376,203	0	376,203	
計	1,311,002,328	1,165,362,895	145,639,433	

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

節 名	会計	款	項	目	執行済額 (円)		
					前々年度 (前々々年度)	前年度 (前々年度)	左のうち、前年度からの繰越額
(12) 委託料	一般会計	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費		3,522,998	
	"	"	福祉長寿費	長寿社会費		1,482,000	
	"	"	こども未来費	こども未来費		228,750	
	"	"	障害者支援費	障害者支援費		1,072,000	
	"	"	医療費	医務福祉費		1,093,314	
	"	"	感染症対策費	感染症対策費		0	
	"	"	生活衛生費	食品衛生費		99,000	
計					0	7,498,062	0
(14) 工事請負費							
計					0	0	0
(16) 公有財産購入費							
計					0	0	0
(17) 備品購入費	一般会計	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費		314,600	
		"	生活衛生費	食品衛生費		176,000	
計					0	490,600	0
(18) 負担金、補助及び交付金	一般会計	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費		24,000	
	"	"	福祉長寿費	地域福祉費		53,712,720	
	"	"	こども未来費	こども未来費		168,745	
	"	"	障害者支援費	障害者支援費		0	
	"	"	医療費	医務福祉費		3,000,000	
	"	"	健康費	健康増進費		15,049,000	
計					0	71,954,465	0
(21) 補償、補填及び賠償金							
計					0	0	0

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

(令和8年3月31日現在)

節 名	会計	款	項	目	執行済額 (円)	
						うち、前年度からの繰越額
(12) 委託料	一般会計	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費	3,260,609	
	〃	〃	こども若者費	こども若者費	86,250	
	〃	〃	障害者支援費	障害者支援費	0	
	〃	〃	医療費	医務福祉費	1,364,863	
	〃	〃	生活衛生費	食品衛生費	0	
計					4,711,722	0
(14) 工事請負費						
計					0	0
(16) 公有財産購入費						
計					0	0
(17) 備品購入費						
計					0	0
(18) 負担金、補助及び交付金	一般会計	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費	17,000	
	〃	〃	福祉長寿費	地域福祉費	53,889,500	
	〃	〃	こども若者費	こども若者費	632,401	
	〃	〃	障害者支援費	障害者支援費	0	
	〃	〃	医療費	医務福祉費	0	
	〃	〃	健康費	健康増進費	12,935,000	
	〃	〃	災害対策諸費	災害救助費	0	
計					67,473,901	0
(21) 補償、補填及び賠償金					0	
計					0	0

委 託 料 に 関 す る 調

(令和6年度)

整理 番号	委 託 業務名	受託者	当 初 設計金額	契約金額			契約 締結 方法	契約 期間	支 出 年月日	金 額	委託業務の内容 容 容	摘要
				当初額	変更 増減額	計						
1	(事務関係) プリンター保守 点検委託	(株)スワベ 商会	円 62,920	円 62,920	円 —	円 62,920	随契	R6.4.5 ～ R7.3.31	R7.4.30	円 62,920	プリンターの保守 及び修理	随契1号 (少額)
2	プリンター保守 点検委託	(株)スワベ 商会	32,560	32,560	—	32,560	随契	R6.4.5 ～ R7.3.31	R7.4.30	32,560	プリンターの保守 及び修理	随契1号 (少額)
3	感染性廃棄物 処理	(株)ヤマモト	26,070	26,070	—	26,070	随契	R6.4.23 ～ R7.3.31	R7.3.31	7,821	感染性廃棄物の収 集、運搬、処分	単契 随契1号 (少額)
4	動物保護棟の 産業廃棄物処 理	日興サービ (株)	99,000	99,000	—	99,000	随契	R7.1.17 ～ R7.3.31	R7.3.19	99,000	廃棄物の収集、運 搬、処分	単契 随契1号 (少額)
5	車両運行管理	三陽自動車 (株)静岡事業 所	3,468,382	基本委託料 3,416,397 委託加算金 36,300 (1時間当り) 1,815 (1泊当り) 3,300	—	基本委託料 3,416,397 委託加算金 36,300 (1時間当り) 1,815 (1泊当り) 3,300	一般	R6.4.1 ～ R7.3.31	R6.5.31 R6.6.28 R6.7.31 R6.8.30 R7.9.30 R6.10.31 R6.11.29 R6.12.25 R7.1.31 R7.2.28 R7.3.31 R7.4.30 小計	284,699 284,699 284,699 284,699 284,699 284,699 284,699 284,699 284,699 284,699 284,699 284,699 284,708 3,419,697	薬事機動班車の運 行管理	一般
6	地域リハビリ テーション強 化推進事業	(医)社団紫 苑会(富士い きいき病院)	1,482,000	1,482,000	—	1,482,000	随契	R6.5.27 ～ R7.3.14	R7.4.11	1,482,000	地域のリハビリ実 施機関従事者等 に対する援助、研 修等。	随契2号 (不適)
7	精神保健指定 医及び指定病 院の輪番事業	医療法人財 団新六会大 富士病院外4 病院	1,072,000	1,072,000	—	1,072,000	随契	R6.4.1 ～ R7.3.31	R7.4.22	1,072,000	精神障害者への迅速 かつ適切な医療及び 保護を図るため、指 定医及び指定病院を 輪番で確保する。	随契1号 (少額)
8	特定医療費(指 定難病)受給者 証更新受付等事 務委託	(株)三幸コー ポレーション	1,294,095	1,093,314	—	1,093,314	一般	R6.5.20 ～ R6.7.12	R6.6.28 R6.7.31 R6.8.23 小計	184,008 660,895 248,411 1,093,314	特定医療費受給者 証更新事務を行 う。	一般
9	里親施設実習 等事業	(福)誠信会	2,500 (1日1人当)	2,500 (1日1人当)	—	2,500 (1日1人当)	随契	R6.4.25 ～ R7.3.31	R6.9.13 R6.12.24 小計	31,250 7,500 38,750	新規里親登録者等 の施設児童との交 流体験研修及び養 育実習の実施	随契1号 (少額)
10	里親施設実習 等事業	(福)芙蓉会 (ひまわり園)	2,500 (1日1人当)	2,500 (1日1人当)	—	2,500 (1日1人当)	随契	R6.4.25 ～ R7.3.31	R7.12.12 R7.3.25 小計	10,000 30,000 40,000	同上	随契1号 (少額)
11	未成年後見人 選任申立に係 る委託	弁護士 □ □□□	150,000	150,000	—	150,000	随契	R6.5.14 ～ R7.3.31	R6.6.28	150,000	児童相談所長の代理 人として児童福祉法 第33条の8に基づく未 成年後見人専任申立 に係る業務	随契1号 (少額)
頁計										7,498,062		
事務関係計		11件									7,498,062	

委託料に関する調

(令和7年度)
(令和8年3月31日現在)

整理番号	委託業務名	受託者	当初設計金額	契約金額			契約締結方法	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
				当初額	変更増減額	計						
1	(事務関係) プリンター保守 点検委託	(株)スワベ商 会	円 62,920	円 62,920	円 —	円 62,920	随契	R7.4.8 ＼ R8.3.31		円	プリンターの保守 及び修理	随契1号 (少額)
2	プリンター保守 点検委託	(株)スワベ商 会	32,560	32,560	—	32,560	随契	R7.4.8 ＼ R8.3.31			プリンターの保守 及び修理	随契1号 (少額)
3	感染性廃棄物 処理	(株)ヤマモト	27,500	27,500	—	27,500	随契	R7.5.19 ＼ R8.3.31	R7.10.31	8,250	感染性廃棄物の収 集、運搬、処分	単契 随契1号 (少額)
4	車両運行管理	三陽自動車 (株)静岡事業 所	3,702,397	基本委託料 3,575,088 委託加算金 36,300 (1時間当り) 1,815 (1泊当り) 6,600	—	基本委託料 3,575,088 委託加算金 36,300 (1時間当り) 1,815 (1泊当り) 6,600	一般	R7.4.1 ＼ R8.3.31	R7.5.30 R7.6.30 R7.7.31 R7.8.29 R7.9.30 R7.10.31 R7.11.28 R7.12.25 R8.1.29 R8.2.27 R8.3.31	294,349 294,349 296,164 296,164 294,349 294,349 294,349 294,349 296,164 303,424 294,349	乗車機動班車の運 行管理	一般
								小計		3,252,359		
5	地域リハビリ テーション強 化推進事業	(医)社団紫 苑会(富士い さいき病院)	1,502,000	1,502,000	—	1,502,000	随契	R7.5.12 ＼ R8.3.31			地域のリハビリ実 施機関従事者等に対 する援助、研修等	随契2号 (不適)
6	精神保健指定 医及び指定病 院の輪番事業	医療法人財 団新六会大 富士病院外4 病院	1,118,000	1,118,000	—	1,118,000	随契	R7.4.1 ＼ R8.3.31			精神障害者への迅速 かつ適切な医療及び 保護を図るため、指定 医及び指定病院を輪 番で確保する。	随契1号 (少額)
7	特定医療費(指 定難病)受給者 証更新受付等事 務委託	(株)三幸コー ポレーション	1,499,850	1,364,863	—	1,364,863	一般	R7.5.13 ＼ R7.7.11	R7.6.30 R7.7.31 R7.8.8 小計	279,279 878,377 207,207 1,364,863	特定医療費受給者 証更新事務を行 う。	一般
8	里親施設実習 等事業	(福)誠信会	2,500 (1日1人当)	2,500 (1日1人当)	—	2,500 (1日1人当)	随契	R7.4.25 ＼ R8.3.31	R7.12.19 R8.3.3 R8.3.19 R8.3.19 小計	8,750 5,000 7,500 5,000 26,250	新規里親登録者等 の施設児童との交 流体験研修及び養 育実習の実施	随契1号 (少額)
9	里親施設実習 等事業	(福)芙蓉会 (ひまわり園)	2,500 (1日1人当)	2,500 (1日1人当)	—	2,500 (1日1人当)	随契	R7.4.25 ＼ R8.3.31	R7.9.10 R8.2.27 小計	35,000 25,000 60,000	同上	随契1号 (少額)
頁計										4,711,722		
事務関係計		9件									4,711,722	

補 助 金 支 出 調

(令和6年度)

(令和7年3月31日現在)

整理 番号	対象事業名	交付先	補助の根拠	事業の実績	総事業費	補助金額	補助率	交付決定		交付		事業完了		摘要
								年月日	金額	年月日	金額	年月日	確認年月日	
1	富士山衛生セン ター運営事業	富士宮市	富士山衛生セン ター運営事業費補 助金交付要綱	富士山夏山登山最盛期の7月19日から8 月12日までの25日間八合目に衛生セン ターを開設し、登山者の傷病時におけ る緊急医療業務を行い、登山者の安全に 万全を期した。	8,231,593	3,000,000	県1/2	R7.7.8	3,000,000	R7.11.8	3,000,000	R6.8.12	R6.10.11	
2	健康増進事業費 補助金	富士宮市	健康増進事業費補 助金交付要綱	国民の健康の増進を総合的に推進する ため、地域住民の健康診査の実施や健診 に基づく健康相談・教育等を行い、疾病の 予防、生涯にわたる健康増進に向けた事 業を実施した市に対し助成した。	8,092,082	4,832,000	国1/3 県1/3	R7.3.17	4,832,000	R7.3.28 R7.5.30	4,179,000 653,000	R7.3.31	R7.5.12	
3	同上	富士市	同上	同上	16,772,465	10,217,000	国1/3 県1/3	R7.3.17 R7.3.31 (変更)	11,303,000 10,217,000 (変更)	R7.3.28 R7.5.30	9,678,000 539,000	R7.3.31	R7.5.12	
4	静岡県里親への 委託前養育支援 事業	(個人)	静岡県里親への委 託前養育支援事業 補助金交付要綱	里親委託前の里親と里子の交流にかか る経費について、補助金を交付することで 交流を促進した。	14,016	14,016	国1/2 県1/2	R6.9.17	14,016	R6.10.7	14,016	R6.8.22	R6.9.9	
8	同上	(個人)	同上	同上	7,368	7,368	同上	R7.2.27	7,368	R7.3.13	7,368	R6.12.16	R7.2.19	
5	同上	(個人)	同上	同上	42,907	42,907	同上	R7.3.31	42,907	R7.4.25	42,907	R7.3.31	R7.3.31	
6	同上	(個人)	同上	同上	3,368	3,368	同上	R7.3.31	3,368	R7.4.30	1,026	R7.3.28	R7.3.31	
7	同上	(個人)	同上	同上	4,428	4,428	同上	R7.3.31	4,428	R7.4.25	2,428	R7.3.29	R7.3.31	
計		8件			33,168,227	18,121,087			18,121,087		18,116,745			

補 助 金 支 出 調

(令和7年度)

(令和8年3月31日現在)

整理 番号	対象事業名	交付先	補助の根拠	事業の実績	総事業費	補助金額	補助率	交付決定		交付		事業完了		摘要
								年月日	金額	年月日	金額	年月日	確認年月日	
1	健康増進事業費補助金	富士宮市	健康増進事業費補助金交付要綱	国民の健康の増進を総合的に推進するため、地域住民の健康診査の実施や健診に基づく健康相談・教育等を行い、疾病の予防、生涯にわたる健康増進に向けた事業を実施した市に対し助成した。	7,909,153	4,856,000	県1/2	R8.3.19	4,856,000	R8.3.30	4,157,000	R8.3.31	R8.3.31	
2	同上	富士市	同上	同上	19,469,268	10,254,000	国1/3 県1/3	R8.3.19	10,254,000	R8.3.30	8,778,000	R8.3.31	R8.3.31	
3	静岡県里親への委託前養育支援事業	(個人)	静岡県里親への委託前養育支援事業補助金交付要綱	里親委託前の里親と里子の交流にかかる経費について、補助金を交付することで交流を促進した。	36,573	36,573	国1/2 県1/2	R7.6.26	36,573	R7.7.15	36,573	R7.6.12	R7.6.24	
4	同上	(個人)	同上	同上	11,716	11,716	同上	R7.7.28	11,716	R7.8.15	11,716	R7.7.7	R7.7.24	
5	同上	(個人)	同上	同上	26,344	26,344	同上	R7.9.9	26,344	R7.10.8	26,344	R7.6.26	R7.9.1	
6	同上	(個人)	同上	同上	58,628	58,628	同上	R7.10.24	58,628	R7.11.14	58,628	R7.9.25	R7.10.17	
7	同上	(個人)	同上	同上	16,434	16,434	同上	R7.11.4	16,434	R7.11.21	16,434	R7.9.30	R7.10.29	
8	同上	(個人)	同上	同上	35,826	35,826	同上	R7.12.11	35,826	R7.12.25	35,826	R7.11.18	R7.12.8	
計		8件			27,563,942	15,295,521			15,295,521		13,120,521			

負担金支出調

(令和6年度)

整理 番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額	支出 年月日
1	「サンフロント21 講話会」年会費	サンフロント21講話会	案内	令和6年度会費	円 10,000	R6.4.26
2	民生児童委員活動推 進事業費負担金	富士宮市	民生委員法 第26条	民生委員・児童委員活 動手当、民生委員協議会 活動費他	18,932,220	R6.6.28
	〃	富士市	〃	〃	34,780,500	R6.6.28
3	全国児童相談所長会 会費	全国児童相談所長会	全国児童相 談所長会会則	令和6年度会費	14,000	R6.8.28
4	ライフストーリー ワーク体験講座参加 費	一般社団法人 無憂樹	開催通知	参加費	5,000	R6.5.2
5	子どものPTSDの アセスメント研修受 講料	学校法人 日本福祉大学	開催通知	受講料	8,000	R6.8.20
6	第92回JFPA思春 期保健セミナーRコー スI受講費	一般社団法人 日本家族計 画協会	開催通知	受講費	33,000	R6.8.30
7	2024年度発達障 害医学セミナー参加 費	公益社団法人 日本発達障 害連盟	開催通知	受講料	12,000	R6.9.3
8	会計年度任用職員人 間ドック負担金	地方職員共済組合静岡県支 部長	実施通知	人間ドック負担金	14,000	R6.11.18
9	日本子ども虐待防止 学会第30回学術集 会かがわ大会参加費	一般社団法人 日本子ども 虐待防止学会	開催通知	参加費	13,000	R6.11.29
10	生活の中のライフス トーリーワークセミ ナー参加費	一般社団法人 無憂樹	開催通知	参加費	16,000	R7.2.28
計		10件			53,837,720	

負担金支出調

(令和7年度)
(令和8年3月31日現在)

整理 番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額	支出 年月日
1	「サンフロント21講話」年会費	サンフロント21講話会	案内	令和7年度会費	円 10,000	R7.4.28
2	民生児童委員活動推進事業費負担金	富士宮市	民生委員法第26条	民生委員・児童委員活動手当、民生委員協議会活動費他	18,932,220	R7.6.30
	〃	富士市	〃	〃	34,780,500	R7.6.30
	〃（追加）	富士市	〃	〃	176,780	R7.12.25
3	こども家庭ソーシャルワーカー認定資格研修受講料	学校法人 日本福祉大学	開催通知	受講料	220,000	R7.6.25
4	こころの臨床・専門講座2（オンライン講座）受講料	公益財団法人 明治安田こころの健康財団	開催通知	受講料	7,500	R7.7.4
5	こころの臨床・専門講座2（会場）受講料	公益財団法人 明治安田こころの健康財団	開催通知	受講料	15,000	R7.7.9
6	ボーイズタウンコミュニケーションズペアレンティング参加料	一般社団法人エンパワメントみやざき	開催通知	受講料	30,000	R7.7.31
7	ネット、ゲーム、スマホ依存の予防・対応に関する研修	独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター	開催通知	受講料	7,000	R7.7.31
8	ペアレント・トレーニング・トレーナー養成講座受講料	ここw a 代表 □□□□	開催通知	受講料	38,000	R7.9.5
			開催通知	受講料	38,000	R7.9.10
9	切れ目のない妊娠・出産・育児支援のためのセミナー受講費	一般社団法人日本家族計画協会	開催通知	受講料	16,500	R7.9.26
10	ABAペアレントトレーナー養成講座受講料	T o g e t h e r 合同会社	開催通知	受講料	54,780	R7.11.7
11	会計年度任用職員人間ドック負担金	地方職員共済組合静岡県支部	実施通知	人間ドック負担金	7,000	R7.12.18
12	第27回子ども虐待防止シンポジウム受講料	特定非営利活動法人チャイルドファーストジャパン	開催通知	受講料	12,100	R7.12.24
13	生活の中のライフストーリーワークセミナー参加費	一般社団法人無憂樹	開催通知	受講料	8,000	R8.2.18
計		13件			54,353,380	

公有財産調

(令和7年度)

(令和8年3月31日現在)

区 分	令和7年3月31日 現在		増		減		令和8年3月31日 現在		摘要
	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	
公有財産に準ずるもの		千円 401		千円 -		千円 -		千円 401	
電話加入権	10件	401	-	-	-	-	10件	401	

事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調

(令和7年度)

(令和8年3月31日現在)

区分	事業名又は 契約名	内容	契約額	(契約額の年度別内訳)					
				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
長期継続契約	電子複写 機賃貸借 契約	電子複写機借上 (契約日) 令和6年9月13日	3,037,320	円 303,732	円 607,464	円 607,464	円 607,464	円 607,464	円 303,732
合計			3,037,320	303,732	607,464	607,464	607,464	607,464	303,732

備品・図書調

(令和 7年度)

区 分	令和 7年 3月31日 現在	増		減		令和 8年 3月31日 現在
		数 量	購 入 価 格 (円)	数 量	売 却 価 格 (円)	
01-01 机類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-02 台類	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
01-03 いす類	24	(0) 0	0	(23) 23	0	1
01-04 収納保管庫類	10	(0) 0	0	(0) 0	0	10
01-07 書類整理器具類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-10 印判類	10	(0) 0	0	(0) 0	0	10
01-19 掲示板・黒板	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-99 その他の庁用器具類	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
02-01 情報処理機器類	26	(0) 0	0	(0) 4	0	22
04-01 診療・診断用機器類	3	(0) 0	0	(0) 0	0	3
04-02 衛生検査用機器類	14	(0) 0	0	(0) 0	0	14
04-07 防疫機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
04-99 その他の医療衛生機器類	4	(0) 0	0	(0) 0	0	4
05-04 分析化学機器類	2	(0) 0	0	(1) 1	0	1
05-99 その他の試験計測機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
06-99 その他の諸機器類	1	(0) 0	0	(1) 1	0	0
07-03 畜産用機器類	5	(0) 0	0	(5) 5	0	0
08-01 車両類	3	(1) 1	0	(2) 2	0	2
50-01 図書	9	(0) 1	12, 830	(0) 0	0	10
計	120	(1) 2	12, 830	(32) 36	0	86

主 要 備 品 調

(令和8年3月31日現在)

整理 番号	区 分		品名・規格	利用状況	購入年月	購入金額 (円)
	大・中	小				
1	04-99	その他の医療衛生機器	感染症患者診察用 陰圧テント一式	SARS等感染症患者 発生時診察用	平成15年12月	3,790,500
2	04-99	その他の医療衛生機器	感染症患者診察用 陰圧テント一式	SARS等感染症患者 発生時診察用	平成15年12月	3,790,500
3	04-99	その他の医療衛生機器	マスクフィッティング ゲスター	SARS等感染症患者 発生時診察用	令和3年1月	919,600
4	01-04	書類収納庫	移動書庫(2連式横移動 型) L5-22YH-KW	書類収納用	平成10年3月	659,000
5	07-03	その他の畜産用機器	猫ゲージ式 アルミ製12ヶ1組350*500 *420	月0~1回(年間10回) 動物指導用	昭和62年6月	524,000
6	01-02	カウンター	カウンター	受付カウンター	平成元年3月	499,140
7	06-99	その他の諸機器	高温水高圧洗浄機 ジェットマン	月0~1回(年間10回) 動物指導用	平成17年11月	472,500
8	01-04	書類収納庫	書類収納庫	書類収納用	昭和62年3月	386,000
9	05-04	培養機器	培養機器 MC×150アングル	月1回 血液検査用	平成3年11月	370,800
10	07-03	その他の畜産用機器	その他の畜産用機器 咬傷犬用檻	月0~1回(年間10回) 動物指導用	昭和62年5月	304,200
11	04-07	その他の防疫機器	防護服 TST防護服ユニット	SARS等感染症患者 発生時使用	平成14年1月	296,100
12	04-99	その他の医療衛生機器	器械戸棚	検体の保管用	昭和61年10月	250,000
13	01-04	戸棚	戸棚	薬品、書籍、文房具等 保管用	昭和61年12月	237,000
14	04-02	その他の衛生検査機器	箱庭療法標準セット	児童の面接時	平成17年11月	230,076
15	07-03	その他の畜産用機器	その他の畜産用機器 冷凍庫	犬死骸処理用	平成24年10月	225,750
16	01-07	その他の書類整理機器	紙折機	月0~1回(年間10回) 大量発送時使用	平成9年1月	221,450
17	01-04	書類収納庫	書類収納庫 (複柱書架Sタイプ)	書類収納用	平成25年3月	202,093